

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300001	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	大蔵省告示第192号(平9.7.31)、大蔵省告示第62号(平5.3.31)	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、第1条の算式の分母の0.625/パーセントを限度として算入することができるものとする。	c		自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625%とされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることは困難。		要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	C		所要自己資本比率が国際統一基準行(8%)の1/2(4%)である国内基準行に対しては、貸倒引当金についての自己資本への繰入限度も国際統一基準行の1/2に限定すること等によって健全性の確保に努めているところ。従って、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを引き上げることは困難。	5001001	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300001	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入れ限度額の引上げ	大蔵省告示第192号(平9.7.31)、大蔵省告示第62号(平5.3.31)	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、第1条の算式の分母の0.625/パーセントを限度として算入することができるものとする。	c		自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625%とされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることは困難。		要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	C		所要自己資本比率が国際統一基準行(8%)の1/2(4%)である国内基準行に対しては、貸倒引当金についての自己資本への繰入限度も国際統一基準行の1/2に限定すること等によって健全性の確保に努めているところ。従って、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを引き上げることは困難。	5143004	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300002	銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認)	銀行法第16条の2、平成14年金融庁告示第34号	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立することを認めるか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等について引き続き検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		共同従属会社の設立については、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5010012	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300002	銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認)	銀行法第16条の2、平成14年金融庁告示第34号	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立することを認めるか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等について引き続き検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		共同従属会社の設立については、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5030011	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300003	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等	銀行法施行規則第17条の3、平成14年金融庁告示第34号	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務については、当該銀行及びその子会社又は当該銀行持株会社及びその子会社からの収入を一定割合以上とする収入依存度規制(各々の業務に係る総収入の50%以上)が課せられているが、現金精査業務、親保険会社に対する投資業務、自己競落業務については当該規制の対象外とされている。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。 また、集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃の可否について、見解を示されたい。	b		銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討終了時期を示すことは困難。	5010013	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300003	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等	銀行法施行規則第17条の3、平成14年金融庁告示第34号	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務については、当該銀行及びその子会社又は当該銀行持株会社及びその子会社からの収入を一定割合以上とする収入依存度規制(各々の業務に係る総収入の50%以上)が課せられているが、現金精査業務、親保険会社に対する投資業務、自己競落業務については当該規制の対象外とされている。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む業務であることを明確にした上で、当該業務を営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。 また、集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃の可否について、見解を示されたい。	b		銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期や規制撤廃の可否を示すことは困難。	5026007	都銀懇話会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300001	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	5001	5001001	社団法人全国信用組合中央協会	11	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ		貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	
z0300001	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入れ限度額の引上げ	5143	5143004	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入れ限度額の引上げ		自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和する。		償却引当基準が国際統一基準金融機関と同一であること。また、1988年のBIS合意では、「一般貸倒引当金は、...。特定の資産に充てられず、かつ、特定の資産における評価額の減少を反映していない場合は、これらの準備金は自己資本としての適格性を有しており、...」となっていることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)とするのが適当である。	大蔵省告示第62号(平5.3.31)	金融庁	
z0300002	銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認)	5010	5010012	社団法人第二地方銀行協会	11	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認		銀行法施行規則第17条の3第1項第1号~第21号に定める業務について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を緩和し、共同設立を容易にする。		複数銀行による従属子会社の共同設立ができれば、銀行の経営の効率化を図ることができる。	金融庁事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-10-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	
z0300002	銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認)	5030	5030011	社団法人全国地方銀行協会	11	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁		収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。		銀行のグループ会社が営む従属業務については収入依存度規制(銀行及びその子会社等より50%以上)が課されているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難となっている。平成14年4月より、従属業務会社に係る出資比率規制(銀行の100%子会社に限る)が廃止され、銀行と一般事業会社による従属業務会社の共同設立は可能となったにもかかわらず、複数の銀行による共同設立ができないことは合理性を欠くため、独占禁止法第11条ガイドライン(収入依存度規制について「原則として50%以上」と規定)と平仄を合わせ、柔軟な運用が可能となるよう措置すべきである。	銀行法第16条の2第1項8号、銀行法施行規則第17条の2第6項、平成14年金融庁告示第34号(平成14年3月29日)	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300003	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等	5010	5010013	社団法人第二地方銀行協会	11	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃		銀行法施行規則第17条の3第1項第19号~第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、集配金業務等の受託を容易にする。		集配金業務は顧客からのアウトソースニーズが高い業務であり、銀行が収入依存度に縛られることなく集配金業務を受託できれば、顧客利便性の向上を図りつつ、銀行経営の効率化を図ることができる。	金融庁事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-10-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	金融庁	
z0300003	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等	5026	5026007	都銀懇話会	11	銀行子会社が行う集配金業務に係る収入依存度規制の緩和		銀行法施行規則第17条の3第1項第19号~第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃(銀行法施行規則第17条の3第1項第22号~第26号と同等の取扱い)		集配金業務は、銀行業務の遂行に必要な業務であるが、アウトソースニーズが高い業務でもある。また、金融機関によっては、既存のインフラの余剰能力を活用しビジネスとしての展開を図れる業務であり、積極的にインソースするニーズがある。当該銀行及びその子会社からの収入に縛られることなく集配金業務を柔軟に委託受託できることにより、顧客利便性の向上を図りつつ、銀行経営の効率化を図ることができる。	事務ガイドライン1-9-1(2)、金融庁告示第34号、36号、38号	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項第8号、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行の持株会社の子会社でなければならない。	b		法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、代理店の取扱業務の範囲は、銀行に対する他業禁止等の観点から措置されているものである。このような代理店規制は我が国の信用秩序に関連を有するものであり、その緩和については慎重に検討を要することから、16年度中に検討を開始する。		回答では、「16年度中に検討を開始する」とのことであるが、結論時期についても示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	5026006	都銀懇話会	11
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項第8号、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行の持株会社の子会社でなければならない。	b		法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、代理店の取扱業務の範囲は、銀行に対する他業禁止等の観点から措置されているものである。このような代理店規制は我が国の信用秩序に関連を有するものであり、その緩和については慎重に検討を要することから、16年度中に検討を開始する。		回答では、「16年度中に検討を開始する」とのことであるが、結論時期についても示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	5030012	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項第8号、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行の持株会社の子会社でなければならない。	b		法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、代理店の取扱業務の範囲は、銀行に対する他業禁止等の観点から措置されているものである。このような代理店規制は我が国の信用秩序に関連を有するものであり、その緩和については慎重に検討を要することから、16年度中に検討を開始する。		回答では、「16年度中に検討を開始する」とのことであるが、結論時期についても示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	5143027	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	銀行法施行規則第9条の3第2項第8号、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券・貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。 法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行の持株会社の子会社でなければならない。	b		法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、代理店の取扱業務の範囲は、銀行に対する他業禁止等の観点から措置されているものである。このような代理店規制は我が国の信用秩序に関連を有するものであり、その緩和については慎重に検討を要することから、16年度中に検討を開始する。		回答では、「16年度中に検討を開始する」とのことであるが、結論時期についても示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	5143028	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300005	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより公告しなければならない。	b		銀行における公告の方法については、今後の商法改正により一般の株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、決算公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		銀行における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5010008	社団法人第二地方銀行協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	5026	5026006	都銀懇話会	11	銀行の代理店に係る規制緩和		法人代理店における100%出資規制の撤廃 代理店の取扱い可能な業務の銀行法第10条、第11条、第12条に定める業務全般への拡大		銀行が提供する商品・サービスは多岐にわたり、かつ顧客が求める水準も高まってきている中、代理店は顧客ニーズを満たしつつ、ローコストオペレーションを可能とする有人拠点として、その活用は極めて有効である。代理店に係る規制は徐々に緩和されているものの、代理業務の制限によって多様な顧客ニーズへの対応が不十分であること、また、組織的な管理が可能となる法人代理店においては、出資規制によって機動的な設置が困難であることから、現状、活用されているとは言い難い状況にある。これらの規制を撤廃することにより、顧客ニーズを充足する代理店の機動的な設置及び組織的な管理が可能となり、従来のマーケット以外への主店等の可能性も高まるなど、顧客利便性が向上する。	銀行法施行規則第9条の3第2項第6号、第8号、同第10条、平成11年4月1日金融監督庁告示第10号第2条(最終改正:平成14年3月29日金融庁告示第33号)	金融庁	
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	5030	5030012	社団法人全国地方銀行協会	11	代理店に係る規制の緩和		代理店について、a.業務範囲の拡大、b.100%出資規制の緩和(法人代理店)の措置を講じる。		a.に関しては、銀行の代理店において営むことのできる代理業務は限定されており、例えば投資信託や保険商品の販売は行えない等の制約がある。地域の顧客ニーズに従来以上にきめ細かく対応していくうえで、代理店は有効な有人拠点になり得ると考えられ、その積極的な活用を促す観点からも代理店の業務範囲を銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般に拡大すべきである。 b.に関しては、法人代理店の機動的な設置及び組織的な管理を可能とするため、現行の出資比率規制(100%出資規制)を緩和すべきである。	銀行法施行規則第9条の3第2項、第10条、平成11年金融監督庁告示第10号第2条(平成11年4月1日)、平成14年金融庁告示第33号(平成14年3月29日)	金融庁	別添の全国地方銀行協会「総合規制改革会議への規制緩和要望事項」(平成15年9月19日提出済)参照
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	5143	5143027	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	法人代理店の100%出資規制の緩和		信用金庫の法人代理店への金庫による出資比率(100%)を引下げる。		信用金庫の法人代理店は、代理業務を委任する金庫が100%出資する法人でなくてはならない。そのため他の地域金融機関や一般事業会社、あるいは委任金庫を退職した職員と共同出資することにより代理店をもつことが不可能である。	信金法施行規則第15条の2第6号	金融庁	
z0300004	代理店に係る諸規制の緩和	5143	5143028	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	代理店業務の拡大		信用金庫の代理店として行うことができる業務の範囲を、現行規制よりも拡大し、代理店の展開が柔軟にできるようにする。		「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、地域のお客様・会員への更なる利便性の提供と収益力の確保を両立させていくためには、従来の枠組みを超えた柔軟な店舗戦略が不可欠となっている。そのひとつが、店舗戦略における代理店の有効活用であるとする。	信金法施行規則第15条の2第4号、告示(平成14年3月29日告示第41号)	金融庁	
z0300005	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	5010	5010008	社団法人第二地方銀行協会	11	電磁的方法による決算公告の許容		銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	銀行法第20条、第57条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300005	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより公告しなければならない。	b		銀行における公告の方法については、今後の商法改正により一般の株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、決算公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		銀行における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5026024	都銀懇話会	11
z0300005	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより公告しなければならない。	b		銀行における公告の方法については、今後の商法改正により一般の株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、決算公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		銀行における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5030016	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第16条	銀行法に規定する休日以外の日を営業所の休日とするためには、営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所を休日とすることがやむを得ない日であることにつき金融庁長官の承認を受ける必要がある。 銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	b		決済機能を担う銀行の休日や営業時間が各銀行毎や各営業所毎に異なることとなれば、為替決済取引等決済システムを混乱させるおそれがあることから規制そのものを撤廃することは困難であるが、設置場所等の特殊事情以外であっても、為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所については、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)については、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、同年度中に実施する予定。	5006013	社団法人信託協会	11
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第16条	銀行法に規定する休日以外の日を営業所の休日とするためには、営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所を休日とすることがやむを得ない日であることにつき金融庁長官の承認を受ける必要がある。 銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	b		決済機能を担う銀行の休日や営業時間が各銀行毎や各営業所毎に異なることとなれば、為替決済取引等決済システムを混乱させるおそれがあることから規制そのものを撤廃することは困難であるが、設置場所等の特殊事情以外であっても、為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所については、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)については、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、同年度中に実施する予定。	5010005	社団法人第二地方銀行協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300005	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	5026	5026024	都銀懇話会	11	銀行における電磁的方法による決算公告の許容		銀行においても電磁的方法による決算公告を認める		我が国のIT戦略の基本理念を定めた、いわゆるIT基本法が平成13年1月に施行され、ITの積極的活用について、国全体が取り組んでいる中、銀行のみ電磁的方法による決算公告が認められないことは、その方向性にあっていないものであり、銀行にも電磁的方法による決算公告を行うことを認めるべきである また、銀行にとって、決算公告の合理化にも資するものである	銀行法第20条、第21条、第57条	金融庁	
z0300005	銀行における電磁的方法による決算公告の許容	5030	5030016	社団法人全国地方銀行協会	11	電磁的方法による決算公告の解禁		銀行にも電磁的方法による決算公告(ホームページへの掲載)を解禁する。		平成13年10月の商法改正により、決算公告については、従来の日刊紙への掲載による方法のほか電磁的方法も認められたが(商法第283条第5項)銀行については、銀行法第57条の規定により日刊紙への掲載による方法しか認められていない。多くの一般事業法人が電磁的方法による決算公告を行い、経費削減等の効率化を進めている中、これが銀行にだけ認められないことは合理性を欠く。また利用者側からしても、常にホームページ上で過去5年分の銀行の決算公告を閲覧できるようになるため、利便性が増すものと期待される。	銀行法第20条、第57条	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	5006	5006013	社団法人信託協会	11	出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日に係る規制の緩和、および営業時間に係る規制を撤廃すること。		銀行の休日は、土日、祝日、年末年始に限られており、それ以外に営業所が休日とすることができる日は、営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日、および営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として金融庁長官が承認した日に限られている。 銀行の営業所の営業時間は「午前9時から午後3時まで」と規定されており、その営業時間の変更は、延長の場合を除き、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合に限られている。 ・出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)について、休日に係る規定を緩和し、設置場所の特殊事情によりやむを得ない場合以外でも銀行が独自に「休日」を定めることができるようになることを要望する。 ・同じく出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)について、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合以外でも、銀行が独自に当該営業所の営業時間を「午前9時から午後3時まで」が確保されていない時間帯に変更出来るようになることを要望する。	顧客ニーズに合わせた店舗営業日及び店舗営業時間の設定による、顧客利便性の向上	顧客ニーズ、営業所の周辺環境等に合った営業日および営業時間を銀行が独自に設定出来るようにすることにより、顧客利便性の向上、営業体制の効率化を図る。 ・振込機能付ATMの併設等を行なうことにより金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと」に留意すること、顧客の利便に配慮すること、当座預金業務を営んでいない出張所、自己の計算による勘定を持たない出張所を対象とすることにより、顧客の利便を著しく損なうことはない。	銀行法第15条 銀行法施行令第5条 銀行法施行規則第16条	金融庁	
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	5010	5010005	社団法人第二地方銀行協会	11	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化		店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。		以下のような現状を踏まえると、現行の画一的な営業時間規制を行っていかねばならない必然性は薄まってきており、今後は各行の自己責任において、顧客のニーズ、利便性の確保を踏まえた店舗運営を行うことで特に問題ないものと考えられる。 ・現行の店舗の営業時間の規制は、窓口業務を想定したものであり、銀行業務の多様化や機械化、インターネットバンキング、コンビニATMの登場により、従来の窓口業務を想定した営業時間の概念は陳腐化している。 ・インスタブランチなどでは、出店先であるスーパーマーケット等の店舗の開店時間(例えば午前10時)に合わせて営業を開始する事例も増えている。 ・最小限の人員による小型店舗の場合、営業時間を地域特性に合わせた時間帯に絞り込むことで、防犯上、労務管理上の負担が軽減される。 また、個別事情を勘案して営業所ごとの規制緩和とした場合、顧客への周知等の措置を徹底したうえで、届出を事後とすることで事務負担の軽減と店舗運営の機動性確保を図っていただきたい。	銀行法施行規則第16条、35条1項7	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第16条	銀行法に規定する休日以外の日を営業所の休日とするためには、営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所を休日とすることがやむを得ない日であることにつき金融庁長官の承認を受ける必要がある。 銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	b		決済機能を担う銀行の休日や営業時間が各銀行毎や各営業所毎に異なることとなれば、為替決済取引等決済システムを混乱させるおそれがあることから規制そのものを撤廃することは困難であるが、設置場所等の特殊事情以外であっても、為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所については、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、同年度中に実施する予定。	5021188	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	銀行法施行令第5条、銀行法施行規則第16条	銀行法に規定する休日以外の日を営業所の休日とするためには、営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所を休日とすることがやむを得ない日であることにつき金融庁長官の承認を受ける必要がある。 銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	b		決済機能を担う銀行の休日や営業時間が各銀行毎や各営業所毎に異なることとなれば、為替決済取引等決済システムを混乱させるおそれがあることから規制そのものを撤廃することは困難であるが、設置場所等の特殊事情以外であっても、為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所については、具体的な内容について検討を行う。		検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a		為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、同年度中に実施する予定。	5030010	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300007	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	銀行法第10条第2項、事務ガイドライン(1-7-4)	銀行が取引先企業に対して行うアドバイス業務は、先般の事務ガイドラインの改正により「その他付随業務」とされたものの、個人に対するアドバイス業務については、その取扱いが明確になっていない。	a		銀行が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で検討を行う。		第3次答申で合意したスケジュール(15年度検討)結論を明示されたい。また、具体的措置の方法についても明示されたい。	a		銀行が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で15年度中に検討を行い結論を得る予定。	5010004	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300007	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	銀行法第10条第2項、事務ガイドライン(1-7-4)	銀行が取引先企業に対して行うアドバイス業務は、先般の事務ガイドラインの改正により「その他付随業務」とされたものの、個人に対するアドバイス業務については、その取扱いが明確になっていない。	a		銀行が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で検討を行う。		第3次答申で合意したスケジュール(15年度検討)結論を明示されたい。また、具体的措置の方法についても明示されたい。	a		銀行が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で15年度中に検討を行い結論を得る予定。	5026005	都銀懇話会	11
z0300007	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	銀行法第10条第2項、事務ガイドライン(1-7-4)	銀行が取引先企業に対して行うアドバイス業務は、先般の事務ガイドラインの改正により「その他付随業務」とされたものの、個人に対するアドバイス業務については、その取扱いが明確になっていない。	a		銀行が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で検討を行う。		第3次答申で合意したスケジュール(15年度検討)結論を明示されたい。また、具体的措置の方法についても明示されたい。	a		銀行が投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない範囲で、顧客の金融資産に対する資産運用アドバイス業務を取り扱う場合についても「その他付随業務」として明確化する方向で15年度中に検討を行い結論を得る予定。	5030006	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300008	銀行による投資助言業務の解禁	銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことはできない。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業務を行うことが制限されている。 平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業の解禁が認められたところであり、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。	兼業についての制限はないものの、金銭等の預託の受入の禁止(投資顧問業法第19条)、金銭等の貸付けの禁止(投資顧問業法第20条)があり、実質的に営むことができない。	回答では、「証券仲介業制度の定着状況を見極めながら検討を行う」とのことであるが、検討スケジュール(結論時期)についても具体的に示されたい。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業務を行うことが制限されている。 平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業の解禁が認められたところであり、法律改正の準備中であることからスケジュールを提示することは不可能である。	5026002	都銀懇話会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	5021	5021188	社団法人日本経済団体連合会	11	銀行の出張所の休日に係る規制の緩和、及び営業時間に係る規制の撤廃【新規】		銀行の出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日及び営業時間を、銀行が独自に定めることを可能とすべきである。		顧客ニーズ、出張所の周辺環境等に即して、銀行が独自に営業日及び営業時間を設定することが可能となれば、顧客利便性の向上に資する。なお、振込機能付ATMを併設し、当座預金業務を行っていない出張所、自己の計算による勘定を持たない出張所を対象とすれば、顧客の利便性及び決済システムの安定性を損なう恐れはない。	銀行法 第15条 銀行法施行令 第5条 銀行法施行規則 第15条、第16条	金融庁	銀行の休日は、土日、祝日、年末年始に限られており、それ以外に営業所が休日とすることができる日は、営業所の所在地における一般の休日に当たる日で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日」及び「営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として金融庁長官が承認した日」に限られている。また、銀行の営業所の営業時間は「午前9時から午後3時まで」とされており、その営業時間の変更は、延長の場合を除き、その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により必要がある場合に限られている。
z0300006	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	5030	5030010	社団法人全国地方銀行協会	11	店舗の営業時間規制(午前9時～午後3時)の緩和		店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を緩和する。	小規模・少人数の店舗においては、昼の休憩時間帯に営業面、防犯面で支障が生じることが、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しく無人化せざるを得なかった店舗も、有人店舗として存続させることが可能となり、無人化する場合と比べ顧客利便の維持・向上に資することができる(なお、窓口閉鎖中はATMコーナーは必ず開けておくなど、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする)。	現行規制によれば、平日の午前9時から午後3時までは原則として必ず銀行窓口を開けておかなければならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯毎の来店客数は、各店舗の立地条件や顧客層の違い等により多様なものとなっている中、顧客利便の維持・向上及び銀行経営の効率化の両面からより柔軟な店舗運営の形態が求められてきており、営業時間についても各行の自己責任に基づき機動的な設定を可能とすべきである。	銀行法 第15条、同施行規則 第16条、第35条第1項第7号	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300007	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	5010	5010004	社団法人第二地方銀行協会	11	資産運用アドバイス業務の銀行法上の位置付けの明確化		資産運用アドバイス業務を銀行法第10条第2項の「その他の銀行業務に付随する業務」に該当する業務として、事務ガイドライン等において取扱いの明確化を図る。		銀行窓口で投資信託や保険商品の取扱いが可能になるなど、銀行が取扱える運用商品の範囲が拡大しているほか、商品内容も複雑化している。これに伴い、欧米のプライベートバンキング等が実施しているような総合的な資産運用アドバイス業務のニーズが高まっている。顧客に対するサービスの充実の観点からも資産運用アドバイス業務を、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務等が事務ガイドライン1-7-4で明確化されたような形で、取扱いを明確化してほしい。	銀行法第10条第2項 金融庁事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-7-4	金融庁	
z0300007	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	5026	5026005	都銀懇話会	11	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱い		銀行が行う顧客の金融資産に対する総合的なアドバイス業務を、付随業務として位置付ける(銀行法施行規則第17条の3第2項第17号が規定する子会社の業務を銀行本体にも認める)		顧客の資産運用に関連して、金融資産全体に対して総合的なアドバイスを銀行から受けたいとの顧客ニーズは従前にも増して高まっている。こうした顧客ニーズに十分に対応するためにも、「資産運用アドバイス業務」を銀行の付随業務として明確化することが必要である	銀行法第10条第2項、同法施行規則第17条の3第2項第17号	金融庁	
z0300007	銀行による資産運用アドバイス業務の取扱いの容認	5030	5030006	社団法人全国地方銀行協会	11	資産運用アドバイス業務の付随業務への追加		顧客に対する資産運用アドバイス業務を付随業務として認める。		現状、顧客の金融資産の運用に関する総合的なアドバイス業務は金融商品の販売業務と切り離して行うことはできないと解されているため、必ずしも当該銀行からの商品購入を前提としない顧客の相談ニーズ等には応えることができない。商品セールスを前提としない資産運用アドバイス業務が付随業務として明確化されれば、こうした顧客ニーズに応えていくことが可能となり、銀行としても新たなビジネスモデルを構築できる。	銀行法 第10条第2項	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300008	銀行による投資助言業務の解禁	5026	5026002	都銀懇話会	11	銀行による投資助言業務の解禁		顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認め、投資顧問業法の適用除外とする取扱い		顧客の資産運用に関連して、銀行では公共債、投資信託、投資型年金といった商品の取扱いが認められてきていることもあり、それに伴い銀行窓口での有価証券投資等の金融資産の運用助言に対する顧客ニーズが高まってきている。こうした顧客ニーズに十分対応するためには、本規制緩和の実施が必要である	銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300008	銀行による投資助言業務の解禁	銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことはできない。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されている。 平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業の解禁が認められたところであり、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。	兼業についての制限はないものの、金銭等の預託の受入の禁止(投資顧問業法第19条)、金銭等の貸付けの禁止(投資顧問業法第20条)があり、実質的に営むことができない。	回答では、「証券仲介業制度の定着状況を見極めながら検討を行う」とのことであるが、検討スケジュール(結論時期)についても具体的に示されたい。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されている。 平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業の解禁が認められたところであり、法律改正の準備中であることからスケジュールを提示することは不可能である。	5030005	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300009	銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化	銀行法第10条第2項	金融機関が発行主体となる電子マネーやオフラインデビットの取扱いが銀行法等において明確に規定されていない。	a		金融機関が発行主体となる電子マネー業務及びオフラインデビット業務を「その他付随業務」として明確化する方向で検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(規制改革推進3か年計画(再改定)では「平成15年度検討(結論)」)。また、具体的措置の方法についても明示されたい。	a		金融機関が発行主体となる電子マネー業務及びオフラインデビット業務を「その他付随業務」として明確化する方向で15年度中に検討を行い結論を得る予定。	5026008	都銀懇話会	11
z0300010	銀行子会社によるネットワーク上のプライベート事業の解禁	銀行法施行規則第17条の3	ネットワーク上のプライベート業務は、銀行の子会社が営むことのできる業務として規定されていない。	a		ネットワーク上でのプライベート事業は、商品売買代金等の資金決済に利用されており、銀行振込業務やクレジットカード業務と親近性の高い業務であり、また現状においても銀行の子会社はプライベートカード業務を営むことができることに鑑み、ネットワーク上でのプライベート事業を子会社の業務範囲とする方向で具体的な内容について検討を行い、平成15年度中に措置する。						5026009	都銀懇話会	11
z0300011	銀行社債の商品性の改善	(商法第306条)	普通銀行の社債は、商法に基づいて発行されるものであり、長期信用銀行が発行する金融債について認められている売出發行が認められていない。	b		普通銀行の社債発行の在り方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、引き続き金融審議会等で検討を行う。		(金融庁)検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。  (法務省)第3次答申において、社債の発行形態の自由度を高める(いわゆる売出發行形態の許容を含む)ことが合意された(平成15年度以降逐次検討(結論))。これを踏まえた検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		普通銀行の社債発行の在り方については、実務者や学識経験者等からの意見を踏まえながら引き続き検討することとしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5026012	都銀懇話会	11
z0300012	銀行法における信託銀行の議決権保有規制における信託勘定で保有する議決権の取扱いの見直し(独禁法と平仄のあった規制とすること)	銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の6	銀行法においては「元本補填のない信託勘定で保有する議決権のある株式」、「元本補填のある信託勘定で保有する議決権のある株式」及び「銀行勘定で保有する議決権のある株式」の合計は、議決権のある株式全体の5%以内とされている。ただし、が増加することにより5%を超えた状態で1年を超えて国内会社の議決権を取得、保有することとなった場合には、内閣総理大臣の承認を受けて保有することとなる。	b		元本補填がなく実績配当による信託勘定によって保有する株式については、銀行経営の健全性に影響を及ぼすものではないことから、企業支配防止の観点から規定されている独占禁止法の規制の現状を踏まえつつ検討を行う。		検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		元本補填のない信託勘定による株式保有については、当該規制の目的である銀行の他業禁止規制の趣旨の徹底及び子会社の業務範囲制限の逸脱回避など銀行法上の観点や独占禁止法による規制の現状を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5006012	社団法人信託協会	11
z0300013	銀行持株会社および銀行による届出手続きの簡素化	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条	銀行の子会社、関連会社の設立等については届出を行う必要があるが、当該会社が銀行持株会社の子会社、関連会社にも該当する場合には、銀行と銀行持株会社がそれぞれ届出を行う。	b		銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化等の観点から、運用面の見直しを検討する。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		内容の重複する届出については、それぞれに届出を課している趣旨や事務の簡素化の観点から検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5026026	都銀懇話会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300008	銀行による投資助言業務の解禁	5030	5030005	社団法人全国地方銀行協会	11	投資顧問業法における投資助言業務の解禁		顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認める(投資顧問業法の適用除外の取扱いとする)		銀行本体における投資信託や年金商品の窓販解禁等により、銀行窓口で取り扱うことのできる投資型商品が拡大している中、顧客に投資判断の材料を提供する助言業務は銀行には認められていない。本業務を銀行にも認めることにより、顧客ニーズに幅広く応えていくことができると考えられる。	銀行法第10条第2項、第11条、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300009	銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化	5026	5026008	都銀懇話会	11	銀行における電子マネー業務等の取扱いの明確化		金融機関が発行主体となる電子マネーやオフラインデビットについて、銀行法での位置付けを明確化する		金融機関が発行主体となる電子マネーやオフラインデビットは、預り金を業とする銀行業務と業務の性質は類似しており、銀行法での位置付けを明確化することが望ましいと考えられる。金融機関が発行主体となる電子マネーやオフラインデビットに関しては、コンビニエンスストアやファーストフード等少額決済を中心とした加盟店からのニーズが顕在化しており、利用者利便性向上、新たな決済手数料等の収益機会が期待できる	銀行法第10条	金融庁	
z0300010	銀行子会社によるネットワーク上のプライベート事業の解禁	5026	5026009	都銀懇話会	11	銀行子会社によるネットワーク上のプライベート事業の解禁		ネットワーク上でのプライベート事業について、金融関連業務の対象とする取扱い		ネットワーク上のプライベート事業は、商品売買代金等の資金決済に利用されており、銀行振込業務やクレジットカード事業と親和性が高いもので、金融関連業務として認められても問題のない性質のものと考えられる。こうした業務の性質から考えると、ネットワーク上でのプライベート事業を、一般事業会社は取扱い可能にもかかわらず、銀行の金融関連業務子会社は取扱いができない、というのは不自然である	銀行法施行規則第17条の3第2項	金融庁	
z0300011	銀行社債の商品性の改善	5026	5026012	都銀懇話会	11	銀行社債の商品性改善		売出發行を認める 割引発行を可能とするための税制優遇に係る規定の整備		平成11年10月1日に普通銀行による普通社債の発行が解禁されたが、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間で商品性の違いが存在。店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面が受け取れるという利用者利便の観点から、普通社債について売出發行を認めるなど商品性の改善が望まれる。これは、個人金融資産の運用多様化にも資する	商法第306条、租税特別措置法第41条の12	金融庁	
z0300012	銀行法における信託銀行の議決権保有規制における信託勘定で保有する議決権の取扱いの見直し(独禁法と平仄のあった規制とすること)	5006	5006012	社団法人信託協会	11	銀行法における信託銀行の議決権保有規制について、信託勘定で保有する議決権の取扱いに関し、独禁法と平仄のあった規制とすること。		現行の銀行法では、原則として、元本補てんのない信託勘定で保有する議決権のある株式( )、元本補てんのある信託勘定で保有する議決権のある株式( )及び銀行勘定で保有する議決権のある株式( )の合計は、議決権のある株式全体の5%以内とされている。ただし、例外として、の増加により( + + )が5%超となることは可能ではあるが、又はの増加で( + + )が5%超となることは、たとえ + 5%であったとしても不可となっている。 上記の規制を緩和し、「 + 5% かつ + + 10% 」とすることを要望。		元本補てんのない信託勘定(例えば年金信託)で所有する株式については、その出資先破綻リスクは信託銀行の固有財産から遮断されている。また、議決権行使についても、例えばガイドラインを作成するなどして受益者の利益という観点から行使することとしており、信託銀行自身で保有している株式とは議決権行使の観点が異なる。したがって、が5%規制の対象となることは適当でない。 現行の独禁法での議決権保有規制は、「 5% かつ + + 10% 」とされており、現行の銀行法の規制の方が重い。 公正取引委員会が平成13年10月31日に公表した「独占禁止法研究会報告書」においても、銀行法と独禁法の規制内容につき「できる限り整合性を確保することが必要」とされており、早急な対応が必要である。	銀行法第16条の3 銀行法施行規則第17条の6	金融庁	
z0300013	銀行持株会社および銀行による届出手続きの簡素化	5026	5026026	都銀懇話会	11	銀行持株会社および銀行による届出手続きの簡素化		銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化		子会社 関連会社の設立等の事由に対して、銀行持株会社と銀行が各々届出を行うのは、二重作業が多く非効率で、実務的な負担が大きい。届出手続きについては原則一本化を図るべきである	銀行法第53条、同法施行規則第35条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300014	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	銀行法第16条の3	銀行又はその子会社は、国内の会社(子会社対象会社のうち、従属業務子会社等を除いた会社)の議決権を合算して5%を超えて保有することを禁止している。	c		いわゆる5%ルールは、銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避することを目的に定めているものであるため、これを撤廃することは措置困難である。						5083004	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300015	銀行における私募型事業ファンドの組成と窓販の解禁	該当なし	投資事業組合の取扱いには現行法上可能。	d	-	措置不要(事実誤認)						5083006	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300016	銀行の他業禁止規制の緩和	銀行法第10条第2項、第12条	銀行は法第10条に規定する固有業務及び付随業務のほか、第11条(証券業務)及び第12条(法定他業)のみを営むことができ、それ以外の業務を行うことは認められていない。	c		銀行はその業務について高度の公共性を有しており、銀行における他業禁止規制は、競争条件の公平性、利益相反行為の防止や他業が抱えるリスクにより銀行経営の健全性が損なわれ預金者保護に影響を及ぼすことのないよう、これを課しているものであることから、撤廃することは措置困難。					5083007	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	
z0300017	銀行の広告業参入の容認	銀行法第10条第2項 事務ガイドライン1-7-4(2)	銀行は、銀行法第10条から第12条において、銀行本体で行うことのできる業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。 事務ガイドライン1-7-4(2)において、銀行法第10条第2項その他の付随業務の範囲にあるかどうかの判断に当たっての要件を明確化している。	b		銀行のインターネットのホームページ上を広告媒体として他者に使用させることを業務として行うことについては、事務ガイドライン1-7-4(2)において示したその他の付随業務の範囲に当たるかどうかの要件に合致するかどうかを慎重に検討する必要がある。	平成15年7月1日付の法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、ATMの画面を広告媒体として他者に使用させることを業務として行うことについて、その他の付随業務と認められると回答している。 しかしながら、本件は、照会文書に記載された範囲内において行うことを認めたものであり、ATMの画面を広告媒体として他者に使用させることを業務として行うことすべてについて認めたものではない。	検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b	どのような業務を付随業務として銀行が行うことができるかについては、事務ガイドライン1-7-4(2)において要件を明確化している。個々の具体的な業務について、事務ガイドラインに示した要件に合致すれば、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」として認められることから他業の禁止を定めた同法第12条違反とはならない。 なお、個々の具体的な業務内容が、銀行法に違反することになるかどうかについては、法令適用事前確認手続(ノー・アクション・レター)の活用により、個々に確認していくことが可能となっている。	5021189	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300018	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4	銀行グループ内に保険子会社を有していない銀行子会社においては、保険窓販の対象商品が銀行本体に認められている範囲に限定されている。	b		グループ内に保険子会社を有していない銀行子会社等における保険窓販の対象商品の限定を解除することについては、保険窓販の対象商品の拡大に係る議論を踏まえ、検討する必要がある。		銀行等が販売する保険商品の範囲の見直しについては、銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」という第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。その上で、代理店子会社方式についても同時並行的に検討を行っていただきたい。	b	グループ内に保険子会社を有していない銀行子会社等における保険窓販の対象商品や代理店子会社については、保険窓販の対象商品の拡大に係る議論を踏まえ、検討する必要がある。	5030002	社団法人全国地方銀行協会	11	
z0300019	銀行関連会社の業務範囲規制(付随業務)の見直し	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号	銀行のグループ会社が営むことのできる付随業務は、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号において「法第10条第2項各号に規定する業務」と限定されている。	a		金融関連業務として規定する付随業務の範囲を法第10条第2項本文まで緩和することについては、同項各号に列挙されていない業務が明らかに「その他付随業務」に該当する確認を得た上で子会社等が行う必要があることから、具体的な内容について検討を行う		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	a	平成16年度中に具体的な内容について結論を得て、同年度中に措置する予定。	5086030	社団法人リース事業協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300014	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	5083	5083004	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃		いわゆる5%ルールの撤廃(無制限)		機関投資家たる銀行の資本家機能(ガバナンス)の強化することにより、銀行のリスクマネーの供給機能を強化する	銀行法第16条の3、独占禁止法第11条	金融庁 公正取引委員会	
z0300015	銀行における私募型事業ファンドの組成と窓販の解禁	5083	5083006	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	銀行の証券業務解禁		私募型事業ファンドの組成と窓販の解禁		証券発行業務を解禁し、銀行の投資銀行業務の拡充を図るとともに、金融商品の多様化による金融機関の差別化を促進する。	銀行法10条2項 証券取引法65条1項2項	金融庁	
z0300016	銀行の他業禁止規制の緩和	5083	5083007	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	銀行の他業禁止規制の緩和		不動産担保物件の運用による物上代位権の行使(不動産事業への一部参入)		不良債権の処理の加速化、不動産価値下落による不良債権増大の補填	銀行法10条2項	金融庁	
z0300017	銀行の広告業参入の容認	5021	5021189	社団法人日本経済団体連合会	11	銀行の広告業参入【新規】		銀行がインターネットのホームページ上を広告媒体として他者のために使用させることを、その他の銀行業に付随する業務」として認めるべきである。		銀行のホームページに金融その他のサイトのバナー広告を掲載することが可能となれば、銀行のホームページを、金融その他のサービスのポータルサイトとして活用することができ、顧客の利便性が向上する。なお、2003年7月1日付の「ノーアクションレター」に対する金融庁の回答においては、銀行がATMの画面を広告媒体として他社に使用させることが「その他の銀行業に付随する業務」として認められた。ホームページにおける広告の掲載も、ATMの画面上の広告と同質の業務であり、事務ガイドライン1-6-4における要件に照らして、固有業務との機能的な親近性、リスクにおける同質性が認められると考える。また、広告業収入が本業収入の一定割合を超えないことを条件とすれば、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用であり、固有業務に比して規模が過大となることはない。	銀行法第12条2項 事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-6-4(2)	金融庁	銀行法上、銀行は、業務、その他付随業務、その他の法律に基づく業務を営むことができるが、他業を行うことが禁止されている。
z0300018	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	5030	5030002	社団法人全国地方銀行協会	11	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁		銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。		既に銀行による保険会社の子会社化、銀行本体による保険窓販は認められているが、代理店子会社方式だけが認められていない。保険業に係る各行のビジネスモデルによっては、組織を分離して専門特化を図った方が効率的な営業が行える場合もあると考えられ、その際、保険子会社の保有が困難な地域金融機関にとっては、代理店子会社方式によるものが現実的かつ有効と考えられることから、本方式を認めるべきである。	銀行法第16条の2第1項第4号、第9号、同施行規則第17条の3第2項3号の4	金融庁	別添の全国地方銀行協会「総合規制改革会議への規制緩和要望事項」(平成15年9月19日提出済)参照
z0300019	銀行関連会社の業務範囲規制(付随業務)の見直し	5086	5086030	社団法人リース事業協会	11	銀行関連会社の業務範囲規制(付随業務)の見直し		銀行のグループ会社が営める付随業務は、銀行法第10条第2項第1~17号に列挙されている業務に限定されている。銀行本体は、限定列挙されている業務の他にその他銀行業に付随する業務を営むことができるが、グループ会社にも当該業務を認めること。		顧客利便の向上と競争促進が図られる。	銀行法	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300020	貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	銀行法施行規則第9条の3第2項第8号ロ	銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%出資子会社又はその銀行の持株会社の子会社でなければならない。	b		法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、法人代理店に対する専門規制は、銀行に対する他業禁止の観点から措置されているものである。このような代理店規制は我が国の信用秩序に関連を有するものであり、その緩和については慎重に検討を要することから、16年度中に検討を開始する。		回答では、「16年度中に検討を開始する」とのことであるが、結論時期についても示されたい。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	5085012	オリックス株式会社	11
z0300020	貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	銀行法施行規則第9条の3第2項第8号ロ	銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%出資子会社又はその銀行の持株会社の子会社でなければならない。	b		法人代理店における100%出資規制は、公共性の高い銀行業務を法人代理店に適切に遂行させ、かつ、当該代理業務の運営方針の適切性を確保する観点から措置されているものであり、法人代理店に対する専門規制は、銀行に対する他業禁止の観点から措置されているものである。このような代理店規制は我が国の信用秩序に関連を有するものであり、その緩和については慎重に検討を要することから、16年度中に検討を開始する。		回答では、「16年度中に検討を開始する」とのことであるが、結論時期についても示されたい。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。	5086012	社団法人リース事業協会	11
z0300021	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	商法第289条第2項、第376条、銀行法第18条第2項	銀行の法定準備金のうち、資本金を超過する部分の取崩しを行う場合については、商法の規定に基づき債権者保護手続き(個別催告)が必要とされている。	a		今後予定されている電子公告に係る商法改正により、株式会社における法定準備金の取崩しの際の個別催告の手続きについても対応が行われるものと承知している。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	a		今後予定されている商法改正によって、銀行についても措置がなされるものと承知している。	5026023	都銀懇話会	11
z0300021	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	商法第289条第2項、第376条、銀行法第18条第2項	銀行の法定準備金のうち、資本金を超過する部分の取崩しを行う場合については、商法の規定に基づき債権者保護手続き(個別催告)が必要とされている。	a		今後予定されている電子公告に係る商法改正により、株式会社における法定準備金の取崩しの際の個別催告の手続きについても対応が行われるものと承知している。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	a		今後予定されている商法改正によって、銀行についても措置がなされるものと承知している。	5030018	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件)事務ガイドライン1-10-1(3)信用保証業務	銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 事務ガイドラインにおいて、保証業務は、専業体制で営むこととされている。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについては、不良債権問題との関連性を含めて、経営の健全性の観点から検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5006014	社団法人信託協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300020	貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	5085	5085012	オリックス株式会社	11	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁		<p>【規制内容】 銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。 【改革要望内容】 銀行業務のうち貸付業務に限り、銀行子会社でない貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。</p>	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行いうところ<*1>、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。 これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。 その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産としないで代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号ロ	金融庁	<*1>代理は貸金業規制法に規定がなく規制の対象ではないと解されるが、代理の場合に媒介として規制されるのか判断としない。
z0300020	貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	5086	5086012	社団法人リース事業協会	11	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁		<p>【規制内容】 銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。 【改革要望内容】 銀行業務のうち貸付業務に限り、銀行子会社でない貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。</p>	貸金業者が独自の営業店網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行いうところ<*1>、銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。 これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。 その場合の形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産としないで代理業を行い手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。	銀行法施行規則10条が引用する同9条の3第2項8号ロ	金融庁	<*1>代理は貸金業規制法に規定がなく規制の対象ではないと解されるが、代理の場合に媒介として規制されるのか判断としない。
z0300021	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	5026	5026023	都銀懇話会	11	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制緩和		資本金超過法定準備金の取崩しに際し必要となる債権者保護手続きにおいて、預金者等への個別催告を不要とする		資本金超過法定準備金の取崩しについては、現在、銀行法第18条第2項が準用する商法の規定(第289条第2項、第376条)に基づき、預金者等への催告が必要とされているところであるが、こうした規定は、多数の預金者を持つ銀行にとっては実務上の大きな制約。その実効性を確保するためには、預金者等への個別催告を不要とすることが不可欠である	商法第289条第2項、第376条、銀行法第18条第2項	法務省 金融庁	
z0300021	資本金超過法定準備金の取崩しに係る規制の緩和	5030	5030018	社団法人全国地方銀行協会	11	法定準備金取崩しの際の債権者保護手続の簡素化		銀行が、配当財源確保等のために法定準備金の取崩しを行う際の債権者保護手続(特に預金者への催告)を簡素化する。		平成13年5月の商法改正により、条件付きで法定準備金を取り崩し配当財源等に充当することが可能となったが(商法第289条、銀行法施行規則第18条第2項)、その際の債権者保護手続は減資の場合と同様であり、知れたる債権者に対して個別に異議の有無を催告することが必要とされる。しかし、銀行の場合、債権者である全預金者に対して催告を行うことは実務上困難かつ非効率であり、改正商法の活用が妨げられる結果となっている。このため、例えば、銀行に関する特例として、預金額が一定水準以下の預金者に対しては催告を不要とする等の規定を設けるべきである。	商法第289条、第376条第2項	金融庁 法務省	別添の全国地方銀行協会「総合規制改革会議への規制緩和要望事項」(平成15年9月19日提出)参照
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	5006	5006014	社団法人信託協会	11	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲を拡大すること。		<p>銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 銀行の子会社等が、所謂事業性ローンに係る債務保証業務を営めるようにすること。 銀行の子会社等が保証業務以外の業務も兼業できるようにすること。</p>	事業者への円滑な資金供給	銀行の子会社等が取り組み得る保証業務の範囲を事業者向けローンに係る信用保証業務も行えるよう緩和・拡大し、銀行本体と異なる顧客層に対する信用供与手段を多様化することにより、信用供与の円滑化に資する。 信用保証業務を営む銀行の子会社等の業務範囲を信用保証業務以外の業務も行えるよう緩和・拡大することにより、銀行経営の効率化に資する。	平成10年金融庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等) 事務ガイドライン1-10-1(3)信用保証業務	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件) 事務ガイドライン1-10-1(3) 信用保証業務	銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 事務ガイドラインにおいて、保証業務は、専業体制で営むこととされている。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについては、不良債権問題との関連性を含めて、経営の健全性の観点から検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5010010	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件) 事務ガイドライン1-10-1(3) 信用保証業務	銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 事務ガイドラインにおいて、保証業務は、専業体制で営むこととされている。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについては、不良債権問題との関連性を含めて、経営の健全性の観点から検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5021184	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件) 事務ガイドライン1-10-1(3) 信用保証業務	銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 事務ガイドラインにおいて、保証業務は、専業体制で営むこととされている。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。		検討スケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい(結論時期については、平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい)。	b		銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについては、不良債権問題との関連性を含めて、経営の健全性の観点から検討を行うこととしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5030014	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300023	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 事務ガイドライン1-10-2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨の観点から検討する。 出資比率規制(100%出資規制)については、独禁法11条ガイドライン及び銀行関係ガイドラインの改正により、既に規制は存在しない。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨を踏まえた上で、銀行の財務の健全性確保の観点等に留意しつつ、子会社等に配当の見込まれるものにも拡大することが妥当であるかどうか慎重に検討することとしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5010011	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300023	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 事務ガイドライン1-10-2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨の観点から検討する。 出資比率規制(100%出資規制)については、独禁法11条ガイドライン及び銀行関係ガイドラインの改正により、既に規制は存在しない。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨を踏まえた上で、銀行の財務の健全性確保の観点等に留意しつつ、子会社等に配当の見込まれるものにも拡大することが妥当であるかどうか慎重に検討することとしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5026019	都銀懇話会	11
z0300023	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 事務ガイドライン1-10-2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨の観点から検討する。 出資比率規制(100%出資規制)については、独禁法11条ガイドライン及び銀行関係ガイドラインの改正により、既に規制は存在しない。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるなどの規制の趣旨を踏まえた上で、銀行の財務の健全性確保の観点等に留意しつつ、子会社等に配当の見込まれるものにも拡大することが妥当であるかどうか慎重に検討することとしており、現時点で検討の終了時期を示すことは困難。	5030015	社団法人全国地方銀行協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	5010	5010010	社団法人第二地方銀行協会	11	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大		信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。		事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、銀行が行う担保・個人保証に依存しない事業性ローンについて、債権回収管理上分離して扱うことが可能となり貸出商品組成の自由度が増大するほか、当該保証子会社の収益機会が増大する。	銀行法施行規則第17条の3の2項3号、平成10年11月20日付金融監督庁・大蔵省告示第9号 金融庁事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-10-1	金融庁	
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	5021	5021184	社団法人日本経済団体連合会	11	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲の拡大【新規】		銀行の子会社が、事業性ローンに係る債務保証業務を営めるよう認めるべきである。但し、対象となるローンからは、当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。また、保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を兼業できるようにすべきである。		銀行の子会社による信用供与手段の多様化により、銀行本体と異なる顧客層に対して、信用供与を拡充することができる。なお、銀行子会社が取り組むローンから当該銀行の特定関係者が供与するものを除けば、銀行経営の健全性が損なわれることはない。また、信用保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を営むことが可能となれば、銀行経営の効率化に資する。	銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等(平成10年金融庁・大蔵省告示第9号) 金融庁事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-9-1(3)	金融庁	銀行の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供するものについては、営むことが認められていない。また、保証業務は専業体制で営むこととされている。
z0300022	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	5030	5030014	社団法人全国地方銀行協会	11	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁		銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。		新たな中小企業金融への取組みの強化が求められている中、保証会社の活用は不可欠であると考えられるが、外部の保証会社を活用するだけでは内容が画一的になりかねず、地域性に応じた柔軟な商品設計ができない。銀行の子会社等に保証業務が解禁されれば、地域の中小・零細企業に対し柔軟性のある保証サービスを提供できる。	銀行法第10条第2項第1号・銀行法施行規則第17条の3第2項第3号、平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)金融庁事務ガイドライン(第一分冊預金取扱い金融機関関係)1-10-1	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300023	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5010	5010011	社団法人第二地方銀行協会	11	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和		親銀行の貸出金等に係る担保物件だけでなく、子会社・関連会社の担保物件も可とする。		銀行グループとしての債権回収の円滑化に資すると考えられる。	事務ガイドライン(預金取扱い金融機関関係)1-10-2	金融庁	
z0300023	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5026	5026019	都銀懇話会	11	自己競落会社の対象物件に係る規制緩和		競落対象物件を拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社、関係会社に配当のあるものも可とする		不良債権の処理は、銀行本体のみならず、グループ全体にとって喫緊の課題。本規制の緩和は、関係会社の不良債権処理を促進する上で極めて有効。その実効性を確保するためには、競落対象物件の拡大を実現することが不可欠	事務ガイドライン1-9-2	金融庁	
z0300023	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5030	5030015	社団法人全国地方銀行協会	11	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和		自己競落会社について競落対象物件を拡大する。		競落により親銀行に配当がある物件に競落対象が限定されているが、不良債権処理はグループ全体で取り組むべき喫緊の課題であり、子会社等に配当がある物件にまで対象範囲を拡大すべきである。	金融庁事務ガイドライン(第一分冊 預金取扱い金融機関関係)1-10-2	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300024	銀行法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	協金法第6条で準用する銀行法第21条 協金法施行規則第12条の2～第12条の4 金融再生法第6条、第7条 金融再生法施行規則第2条～第6条	協金法に基づくリスク管理債権(貸出のみ)と、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	c		リスク管理債権は、貸出金を対象としており、米国SECと同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となっている。一方、金融再生法開示債権は総与信を対象としてカバー範囲が広いものの、未だ時系列データとしての蓄積は多くない。また、同じ計数を重複して求めているわけではなく、計数としての意味もそれぞれ異なっている。さらに、当初はリスク管理債権のみであったところ、開示が不十分との意見などがあつたことから金融再生法に基づく開示が行われるようになったという経緯もある。このため、現段階では措置困難。		要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	c		不良債権問題の解決が喫緊の課題となっている現下の状況にあつては、金融機関の不良債権のディスクロージャーの充実が強く求められているところである。この観点からみると、リスク管理債権が債権の客観的な状況による区分であるのに対し、金融再生法開示債権は債務者の状況による区分であるなど、両者はその計数の性質・対象資産の範囲等が異なるため、それぞれについて並行して開示を行うことはディスクロージャーの充実に資するものと考えられる。またリスク管理債権のみでは開示が不十分であるということで金融再生法に基づく開示が導入されたという経緯を踏まえても、現段階では措置困難。	5001018	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300024	銀行法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	協金法第6条で準用する銀行法第21条 協金法施行規則第12条の2～第12条の4 金融再生法第6条、第7条 金融再生法施行規則第2条～第6条	協金法に基づくリスク管理債権(貸出のみ)と、金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	c		リスク管理債権は、貸出金を対象としており、米国SECと同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となっている。一方、金融再生法開示債権は総与信を対象としてカバー範囲が広いものの、未だ時系列データとしての蓄積は多くない。また、同じ計数を重複して求めているわけではなく、計数としての意味もそれぞれ異なっている。さらに、当初はリスク管理債権のみであったところ、開示が不十分との意見などがあつたことから金融再生法に基づく開示が行われるようになったという経緯もある。このため、現段階では措置困難。		要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	c		不良債権問題の解決が喫緊の課題となっている現下の状況にあつては、金融機関の不良債権のディスクロージャーの充実が強く求められているところである。この観点からみると、リスク管理債権が債権の客観的な状況による区分であるのに対し、金融再生法開示債権は債務者の状況による区分であるなど、両者はその計数の性質・対象資産の範囲等が異なるため、それぞれについて並行して開示を行うことはディスクロージャーの充実に資するものと考えられる。またリスク管理債権のみでは開示が不十分であるということで金融再生法に基づく開示が導入されたという経緯を踏まえても、現段階では措置困難。	5143041	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300025	業務取扱時間変更届出の簡素化	協金法施行規則第8条、第16条第1項第7号、第16条第4項	信用組合は、その事務所(代理店の事務所を含む)の所在地又は設置場所の特殊事情により、「午前9時から午後3時」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(午前9時から午後3時が確保されている場合を除く)、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b		業務取扱時間は協金法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することができる営業時間の延長等については届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において掲示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、銀行法上の取扱いや制度変更等の状況を踏まえ、今後検討を行うこととする。		銀行に対する対応策を踏まえて、検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		インストアブランチなどの出張所を含む店舗の業務取扱時間の変更届出の簡素化については、協金法施行規則に定められた業務取扱時間(9時から15時)を確保することができない業務取扱時間の変更について、事前の届出の必要が認められることから、店舗の形態による対応を含め、慎重な検討が必要であり、スケジュールを示すことは困難である。	5001013	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300025	業務取扱時間変更届出の簡素化	信金法施行規則第14条第1項第20号、第14条第3項、第18条	信用金庫は、その事務所(代理店の事務所を含む)の所在地又は設置場所の特殊事情により、「午前9時から午後3時」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(午前9時から午後3時が確保されている場合を除く)、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b		業務取扱時間は協金法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することができる営業時間の延長等については届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において掲示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、銀行法上の取扱いや制度変更等の状況を踏まえ、今後検討を行うこととする。		銀行に対する対応策を踏まえて、検討の方向性(要件)及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		インストアブランチなどの出張所を含む店舗の業務取扱時間の変更届出の簡素化については、信用金庫法施行規則に定められた業務取扱時間(9時から15時)を確保することができない業務取扱時間の変更について、事前の届出の必要が認められることから、店舗の形態による対応を含め、慎重な検討が必要であり、スケジュールを示すことは困難である。	5143026	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300026	生命保険募集人登録の簡素化	保険業法第276条、第277条、第280条、第302条、事務ガイドライン2-3(生命保険募集人の登録事務)、3-2(損害保険代理店の登録関係)	募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化については、本年度にすでに業法改正、ガイドラインの改正を行っている。	c		登録にあつては、登録拒否要件(保険業法第279条)等に関して審査を行うこととされており、募集人の生年月日及び本人の存否の確認を行うため、住民票の抄本又はこれに代わる書類を廃止することは困難であるが、募集人登録申請書の添付書類の範囲を広げることにより簡素化をはかっている。						5001003	社団法人全国信用組合中央協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300024	銀行法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	5001	5001018	社団法人全国信用組合中央協会	11	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化		協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。		協金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。	協金法第6条で準用する銀行法第21条、協金法施行規則第12条の2～第12条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	金融庁	
z0300024	銀行法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	5143	5143041	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化		信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定の開示に一本化する。		信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい。	信金法第89条で準用する銀行法第21条信金法施行規則第20条の2から第20条の4、金融再生法第6条、第7条、金融再生委員会規則第2条から第6条	金融庁	
z0300025	業務取扱い時間変更届出の簡素化	5001	5001013	社団法人全国信用組合中央協会	11	業務取扱い時間変更届出の簡素化		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間変更届出については、届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とすること。		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間の変更に弾力的に対応できるようにするため。	協金法施行規則第16条第1項第7号、第16条第4項	金融庁	
z0300025	業務取扱い時間変更届出の簡素化	5143	5143026	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	業務取扱い時間変更届出の簡素化		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間変更の届出不要、もしくは半期ごとの一括届出の対象とする。		インストアブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱い時間の変更に弾力的に対応するため。	信金法施行規則第14条第1項第20号、第14条第3項	金融庁	
z0300026	生命保険募集人登録の簡素化	5001	5001003	社団法人全国信用組合中央協会	11	生命保険募集人登録の簡素化		生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票又はこれに代わる書類の提出を不要とすること。		登録対象者、登録金融機関双方にとって事務負担が大きい。	保険業法第277条、第280条、保険業法施行規則第214条第1項第3号	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300026	生命保険募集人登録の簡素化	保険業法第276条、第277条、第280条、第302条、事務ガイドライン2-3(生命保険募集人の登録事務)、3-2(損害保険代理店の登録関係)	募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化については、本年度にすでに業法改正、ガイドラインの改正を行っている。	c	-	登録にあたっては、登録拒否要件(保険業法第279条)等に関して審査を行うこととされており、募集人の生年月日及び本人の存否の確認を行うため、住民票の抄本又はこれに代わる書類を廃止することは困難であるが、募集人登録申請書の添付書類の範囲を広げることにより簡素化をはかっている。						5010015	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300027	保険商品、及び料率の認可制の廃止	法123条、125条、規則83条	普通保険約款の変更については、法第123条に基づき認可又は届出が必要となっている。保険業法123条2項に規定されている届出については、行政による事前審査権が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	c b	-	契約者保護の観点から認可制が必要な家計向け保険商品については、届出制への移行は困難である。 ファイル・アンド・ユースを導入することについては、契約者保護の方策や事務効率化を計る方法について、さらに検討が必要である。また、ファイル・アンド・ユースが海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっていることに鑑み、ファイル・アンド・ユースに代えて特約自由方式の対象範囲の拡大等により対応することも含めて検討する。	回答は、要望内容のうち2点についてのものだが、いずれも規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき検討が進められているものと理解している(「保険商品の原則届出制への移行(平成15年度末までに検討・結論)」「ファイル・アンド・ユースの導入(平成15年度中に検討・結論)」)。 また、要望のうち「審査期間の短縮」についても同様である(計画平成13年度以降逐次実施)。一方、要望中、生命保険についての届出制導入については回答がない。 以上を踏まえ、具体的な対応策を改めて示されたい。 上記1を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c b	-	契約者保護の観点から認可制が必要な家計向け保険商品については、届出制への移行は困難である(平成13年6月26日金融審議会中間報告においても「家計向け保険商品については、当面、認可制を維持することが適当である」との答申がなされている)。ファイル・アンド・ユースについては、海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっており、特約自由方式の対象範囲の拡大等により対応することとした。なお、国際間取引にかかる損害保険を対象に含めるとするガイドライン改正を平成15年6月30日に行っている。生命保険商品においても一部届出制を行っているが、契約者保護の観点からファイル・アンド・ユースの導入は適当とは考えていない。平成14年4月に簡易案件について60日に審査期間を短縮したところであり、これ以上の短縮は困難であるが、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。	5072028	欧州委員会(EU)	11	
z0300027	保険商品、及び料率の認可制の廃止	法123条、125条、規則83条	普通保険約款の変更については、法第123条に基づき認可又は届出が必要となっている。保険業法123条2項に規定されている届出については、行政による事前審査権が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	c b	-	契約者保護の観点から認可制が必要な家計向け保険商品については、届出制への移行は困難である。 ファイル・アンド・ユースを導入することについては、契約者保護の方策や事務効率化を計る方法について、さらに検討が必要である。また、ファイル・アンド・ユースが海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっていることに鑑み、ファイル・アンド・ユースに代えて特約自由方式の対象範囲の拡大等により対応することも含めて検討する。	回答は、要望内容のうち2点についてのものだが、いずれも規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき検討が進められているものと理解している(「保険商品の原則届出制への移行(平成15年度末までに検討・結論)」「ファイル・アンド・ユースの導入(平成15年度中に検討・結論)」)。 また、要望のうち「審査期間の短縮」についても同様である(計画平成13年度以降逐次実施)。一方、要望中、生命保険についての届出制導入については回答がない。 以上を踏まえ、具体的な対応策を改めて示されたい。 上記1を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c b	-	契約者保護の観点から認可制が必要な家計向け保険商品については、届出制への移行は困難である(平成13年6月26日金融審議会中間報告においても「家計向け保険商品については、当面、認可制を維持することが適当である」との答申がなされている)。ファイル・アンド・ユースについては、海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっており、特約自由方式の対象範囲の拡大等により対応することとした。なお、国際間取引にかかる損害保険を対象に含めるとするガイドライン改正を平成15年6月30日に行っている。生命保険商品においても一部届出制を行っているが、契約者保護の観点からファイル・アンド・ユースの導入は適当とは考えていない。平成14年4月に簡易案件について60日に審査期間を短縮したところであり、これ以上の短縮は困難であるが、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。	5074006	カナダ	11	
z0300028	生命保険募集人に係る制限の見直し	保険業法第282条第3項、同法施行令第40条、大蔵省告示第228号、金融庁告示11号、事務ガイドライン2-1-(2)-	生命保険募集人は、所属保険会社以外の生命保険会社の委託を受けて保険募集を行うことが原則として禁止されている。	c	-	生命保険募集人の一社専属制は、保険会社の保険募集に対する責任の明確化及び募集人に対する教育体制の確立により保険契約者等の保護を図る観点から定められており、この規制を撤廃・緩和することは困難である。なお、既に保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして一定の要件を満たす場合には、複数の保険会社の保険商品を取り扱うことは可能とされている。	回答では、保険会社の保険募集に対する責任の明確化及び保険契約者等の保護を図る観点から、要望の実施は困難であるとされているが、保険契約者保護に関しては既に保険業法にとどまらず多岐にわたる規制が存在する。一方で、消費者の商品選択肢の拡大や顧客個々のニーズに即した最適商品の提供等の観点からは本件早期に実施すべき項目と考える。また、複数の保険会社の保険商品を取り扱うことができるための要件については損害保険代理店の場合に比して不均衡の規制となっているが、その合理的な理由は考えられない。なお、政府内においても、一社専属制に対し見直しの検討が必要であるとする意見もある(公正取引委員会「保険業に関する実態調査報告書について(平成10年11月13日)」)。以上の点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策について検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回答のとおり、生命保険募集人の一社専属制は、保険会社の保険募集に対する責任の明確化及び募集人に対する教育体制の確立により保険契約者等の保護を図る観点から定められており、この規制を撤廃・緩和することは困難であるが、既に保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして一定の要件を満たす場合には、複数の保険会社の保険商品を取り扱うことは可能とされているところである。	5083018	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300026	生命保険募集人登録の簡素化	5010	5010015	社団法人第二地方銀行協会	11	生命保険募集人登録の簡素化		生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票またはこれに代わる書類の提出を不要とする。		生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票等を提出することは、登録対象者および登録金融機関双方にとって事務負担が大きく、簡素化してほしい。	保険業法第277条、第280条 保険業法施行規則第214条 第1項第3号 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)2-3	金融庁	
z0300027	保険商品、及び料率の認可制の廃止	5072	5072028	欧州委員会(EU)	11	保険商品、及び料率の認可制の廃止		届出制への移行を完了し、商品および料率の認可制を廃止すること。このことは、サービスの提供者が営利ベースで経営できるようにするために重要である。「ワイルド・アンド・ユース」制は、個人向け商品に拡大すべきである。また、処理期間を30日に短縮すべきである。損害保険への届出の採用を歓迎する。生命保険にも届出を採用することを日本に求める。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」 (2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)  1.5.1.金融サービス/保険部門 による。		金融庁	
z0300027	保険商品、及び料率の認可制の廃止	5074	5074006	カナダ	11	新製品の開発を促す金融庁の規制のあり方の推進		カナダは、金融庁設立以降の進捗状況を評価していますが、ディスクロージャの基準を明確にすると共に、事前商品認可システムから事後届出システムへ移行する一層の努力をするよう要請致します。ソルベンシー・マージン比率、自己資本比率、適切な会計原則に焦点を合わせた監督体制が求められています。		消費者にとっての透明性を高めるのが目標としながらも、金融庁は商品や保険料率の認可にミクロレベルの分析を用いています。こうした方法は時間がかかり、イノベーションを推進する力を抑制するため、市場の競争を妨げます。		金融庁	
z0300028	生命保険募集人に係る制限の見直し	5083	5083018	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生命保険募集人に係る制限		1社専属制による、募集人の抱え込みを緩和し、専属営業職員が他社商品を販売することを実現する。		専属募集人が所属会社の保険商品のみを販売している。営業職員は所属会社の保険商品しか取り扱えないため、顧客に適した商品が所属会社でない場合、顧客を失う。営業職員が、適合性原則を満たせない商品を販売する結果を招きやすい。日本の場合、生命保険販売の中心は、各社専属営業職員である。しかし、他社商品を販売できない専属営業職員は適合性原則を十分に果たしうる立場にない。各社がセールス・フォース抱え込みしているために顧客の受ける金融サービスは歪む結果をまねいている。欧米では、専属営業職員でも他社生保の商品販売をおこなうことが可能であり、顧客への金融サービスを最重視した行動を制約しない状況にある。	保険業法282条、事務ガイドライン2-1	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300028	生命保険募集人に係る制限の見直し	保険業法第282条第3項、同法施行令第40条、大蔵省告示第228号、金融庁告示11号、事務ガイドライン2-1-(2)-	生命保険募集人は、所属保険会社以外の生命保険会社の委託を受けて保険募集を行うことが原則として禁止されている。	c	-	生命保険募集人の一社専属制は、保険会社の保険募集に対する責任の明確化及び募集人に対する教育体制の確立により保険契約者等の保護を図る観点から定められており、この規制を撤廃・緩和することは困難である。なお、既に保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして一定の要件を満たす場合には、複数の保険会社の保険商品を取り扱うことは可能とされている。		回答では、保険会社の保険募集に対する責任の明確化及び保険契約者等の保護を図る観点から、要望の実施は困難であるとされているが、保険契約者保護に関しては既に保険業法にとどまらず多岐にわたる規制が存在する。一方で、消費者の商品選択肢の拡大や顧客個々のニーズに即した最適商品の提供等の観点からは本件早期に実施すべき項目と考える。また、複数の保険会社の保険商品を取り扱うことができるための要件については損害保険代理店の場合に比して不均衡の規制となっているが、その合理的な理由は考えられない。なお、政府内においても、一社専属制に対し見直しの検討が必要であるとする意見もある(公正取引委員会「保険業に関する実態調査報告書について(平成10年11月13日)」)。以上の点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策について検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回回答のとおり、生命保険募集人の一社専属制は、保険会社の保険募集に対する責任の明確化及び募集人に対する教育体制の確立により保険契約者等の保護を図る観点から定められており、この規制を撤廃・緩和することは困難であるが、既に保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして一定の要件を満たす場合には、複数の保険会社の保険商品を取り扱うことは可能とされているところである。	5143017	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300029	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨を根拠に設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨を根拠に設けられているが、そもそも募集可能な保険種目が規定されているにも関わらず、当該契約が自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われないため、実質的な募集制限規制になっているという不合理が生じている。また、一部の要望理由にもあるように生命保険協会の自主規制として生命保険募集代理店運営ガイドラインにおいて、自己特定契約については保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止し、それに沿った運用がなされているものと理解している。以上の点を踏まえ、改めて要望にあるような「保険料の割引等を目的としない限りにおいて手数料支払いを認める」旨の明確化等、具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	自己特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。 なお、自己特定契約として募集可能な保険が限定されている事実はなく、事実誤認であると考ええる。	5074008	カナダ	21
z0300029	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨を根拠に設けられているが、そもそも募集可能な保険種目が規定されているにも関わらず、当該契約が自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われないため、実質的な募集制限規制になっているという不合理が生じている。また、一部の要望理由にもあるように生命保険協会の自主規制として生命保険募集代理店運営ガイドラインにおいて、自己特定契約については保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止し、それに沿った運用がなされているものと理解している。以上の点を踏まえ、改めて要望にあるような「保険料の割引等を目的としない限りにおいて手数料支払いを認める」旨の明確化等、具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	自己特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。 なお、自己特定契約として募集可能な保険が限定されている事実はなく、事実誤認であると考ええる。	5085019	オリックス株式会社	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300028	生命保険募集人に係る制限の見直し	5143	5143017	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	生命保険募集人に係る制限(一社専属制の例外の適用手続き)の簡素化		生命保険募集人に係る制限として一社専属制が規定され、代理店には例外措置が講じられているが、損害保険代理店制度に準じた取扱いとする。		生命保険募集人に係る制限として一社専属が規定されており、代理店が複数の保険会社と委託契約を締結(兼代理店)する場合には、一定の要件を充足する必要があるとされている。従って、複数の保険会社の商品を募集するまでの手続きが多く期間も相当必要になっているが、損害保険では同時兼合が可能であることを考慮すると、生命保険代理店に対して規制を行う根拠に乏しい。	保険業法第282条	金融庁	
z0300029	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5074	5074008	カナダ	21	保健商品販売に係る流通の規制緩和の推進		付け加えて銘記したいのは、募集代理店が社内で販売できる商品を制限している「構成員契約規制」を撤廃したり、保険会社が、保険商品を募集代理店(あるいはその関連会社)に販売する法人代理店に手数料を支払うことができるようにする必要があります。		保険商品販売の規制緩和が進展しています。この進展に基づいて、これまでの規制緩和の範囲を新しい商品群に拡大することにより、更なる規制緩和が可能になるでしょう。		金融庁	
z0300029	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5085	5085019	オリックス株式会社	11	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化		生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		生命保険の自己契約、特定契約について、金融庁事務ガイドラインは、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう、保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することの合理性はあるものの、実際には生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止することが規定され、規制範囲を拡大して運用がなされている。	事務ガイドライン2-2(3)	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300030	金融先物取引業に係る役員等の変更届出時の提出書類の簡素化	金融先物取引法第19条、第58条、第63条 金融先物取引法施行規則第11条、第15条	役員又は重要な使用人に変更が生じた場合は変更届出が必要である。 役員又は重要な使用人の変更届出の際の添付書類については、新役員等の履歴書(署名押印が必要)、身分証明書及び成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の官公署からの書面の添付が必要となる。	c		官公署の証明については、平成10年12月より住民票抄本の添付を不要としており、簡素化を図っているところ。 なお、署名押印のある履歴書、身分証明書、成年被後見人に該当しない旨の官公署の証明書の添付の廃止及び届出の対象を「担当役員」とすることについては、金融先物取引上の委託者保護の観点から、業者不適格者を排除するために必要な仕組みであり対応は困難である。		銀行の取締役等の適格性は銀行法に定められ、銀行の取締役等に業者不適格者が就任することを回避できる仕組みとなっている。本規制を金融先物取引業者に一律に課することが、銀行に二重の規制を課する結果になっていることや、証取法で定める認可業務の提出書類とのバランスを踏まえて、本規制以外の他の仕組みの導入について、改めて検討されたい。	c	l	官公署の証明については、平成10年12月より住民票抄本の添付を不要としており、簡素化を図っているところ。 金融先物取引上の委託者保護の観点から、署名押印のある履歴書、身分証明書、成年被後見人に該当しない旨の官公署の証明書の添付を不要とすること及び届出の対象を「担当役員」とすることについては、業者不適格者を排除するために必要な仕組みであるため措置困難である。 なお、許可申請者が許可基準に適合していると認められたときは、成年被後見人等に該当する場合を除き、金融先物取引業者の許可をしなければならないこととされていることから、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の添付を不要とすることはできない。一方、銀行法においては、銀行の常務に従事する取締役について、同証明書を添付する規定となっていないため、確認の手段として、金融先物取引法の規定が求める趣旨の補完とはならず、また、二重の規制を銀行に課しているものでもない。	5010017	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300030	金融先物取引業に係る役員等の変更届出時の提出書類の簡素化	金融先物取引法第19条、第58条、第63条 金融先物取引法施行規則第11条、第15条	役員又は重要な使用人に変更が生じた場合は変更届出が必要である。 役員又は重要な使用人の変更届出の際の添付書類については、新役員等の履歴書(署名押印が必要)、身分証明書及び成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の官公署からの書面の添付が必要となる。	c		官公署の証明については、平成10年12月より住民票抄本の添付を不要としており、簡素化を図っているところ。 なお、署名押印のある履歴書、身分証明書、成年被後見人に該当しない旨の官公署の証明書の添付の廃止及び届出の対象を「担当役員」とすることについては、金融先物取引上の委託者保護の観点から、業者不適格者を排除するために必要な仕組みであり対応は困難である。		銀行の取締役等の適格性は銀行法に定められ、銀行の取締役等に業者不適格者が就任することを回避できる仕組みとなっている。本規制を金融先物取引業者に一律に課することが、銀行に二重の規制を課する結果になっていることや、証取法で定める認可業務の提出書類とのバランスを踏まえて、本規制以外の他の仕組みの導入について、改めて検討されたい。	c	l	官公署の証明については、平成10年12月より住民票抄本の添付を不要としており、簡素化を図っているところ。 金融先物取引上の委託者保護の観点から、署名押印のある履歴書、身分証明書、成年被後見人に該当しない旨の官公署の証明書の添付を不要とすること及び届出の対象を「担当役員」とすることについては、業者不適格者を排除するために必要な仕組みであるため措置困難である。 なお、許可申請者が許可基準に適合していると認められたときは、成年被後見人等に該当する場合を除き、金融先物取引業者の許可をしなければならないこととされていることから、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の添付を不要とすることはできない。一方、銀行法においては、銀行の常務に従事する取締役について、同証明書を添付する規定となっていないため、確認の手段として、金融先物取引法の規定が求める趣旨の補完とはならず、また、二重の規制を銀行に課しているものでもない。	5026027	都銀懇話会	11
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社「兄弟会社」限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」という第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b	,	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5001002	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社「兄弟会社」限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」という第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b	,	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5010001	社団法人第二地方銀行協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300030	金融先物取引業に係る役員等の変更届出時の提出書類の簡素化	5010	5010017	社団法人第二地方銀行協会	11	金融先物取引業に係る役員等の変更時の提出書類の簡素化		履歴書、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の添付を廃止する(本人署名押印のある履歴書)については、本人の署名押印不要の履歴書で可とする。届出の対象を「担当役員」とする。		銀行法第7条の2において、銀行の常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならないとされており、銀行の取締役に業者不適格者が就任することは考えられない。事務手続の簡素化を図る。	金融先物取引法第63条 金融先物取引法施行規則第15条第3号	金融庁	
z0300030	金融先物取引業に係る役員等の変更届出時の提出書類の簡素化	5026	5026027	都銀懇話会	11	金融先物取引業に係る役員等の変更届出時の提出書類の簡素化		・ 身分証明書、成年被後見人、被保佐人について登記されていないことの証明書、本人の署名押印のある履歴書の提出を不要(については、本人の署名押印不要の履歴書でも可)とする。届出の対象を「担当役員」とする		証券取引法で定める認可業務においては、証券業務担当取締役及び監査役の変更時の提出書類は、履歴書(本人の署名押印不要)だけである。金融先物取引法においてのみ、役員または重要な使用人に変更の都度、身分証明書等の官公署等の書類を提出することは、業務負担が大きく簡素化されるべきと考える	金融先物取引法第63条、同法施行規則第15条第1項第3号	金融庁	
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5001	5001002	社団法人全国信用組合中央協会	11	信用組合による保険窓販商品の範囲の拡大等		窓販できる保険商品を限定するのではなく窓販できない保険商品を列挙し、原則自由とすること。		窓販商品を制限する根拠として圧力販売などの弊害が挙げられるが、金融商品販売法、消費者契約法等の法整備によってそのような懸念は少なくなっている。	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条等	金融庁	
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5010	5010001	社団法人第二地方銀行協会	11	銀行およびその子会社等による保険商品の販売規制の全面撤廃		銀行およびその子会社等による保険商品の販売に係る制限を早期に全面撤廃する。		銀行およびその子会社等により販売できる保険商品の規制が全面撤廃されれば、保険商品の販売チャネルが増え、地域の顧客・消費者に質の高い保険販売サービスの提供が可能となる。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3 銀行法第16条の2 銀行法施行規則第17条の3第2項	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」といふ第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b		銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5019001	在日米国商工会議所	11
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」といふ第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b		銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5026010	都銀懇話会	11
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」といふ第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b		銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5030001	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」といふ第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b		銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5072031	欧州委員会(EU)	11
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行っているところ。		銀行本体並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社における販売規制の撤廃」といふ第3次答申で合意した内容に則って、引き続き検討を行っていただきたい。	b		銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えることについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。	5143014	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5019	5019001	在日米商工会議所	11	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁		銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する全種類の保険商品の販売を認めるよう求める。即時に全面的な自由化を行わない場合は、3年以内の完全解禁に向けた具体的かつ公平なスケジュールを策定すべきである。		全面的な解禁は、銀行による保険販売の自由化が日本の消費者にもたらす利益を最大化し、外国保険会社を含むすべての保険会社にとっての公平性を確保するために必要不可欠である。特に、消費者保護及び市場監督のいづれの観点から見ても、銀行チャネルの自由化を段階的に行うべき根拠は存在しない。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条 (及び、同条の2、同条の3)	金融庁	
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5026	5026010	都銀懇話会	11	銀行等が販売可能な保険商品の全面解禁		銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等における販売商品の制限の撤廃		銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化、効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を制限しないことにより、顧客利便の飛躍的な向上が期待できる。 銀行・銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んでも、銀行経営の健全性が損なわれることはなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い経営の自由度を確保する観点からも認めるべきである。 企業のリスク管理の重要性が高まっている状況の下、企業の保険ニーズも拡大しており、販売チャネルの拡大は、企業にとっても利便性向上に繋がる	保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3、同法施行令第38条、銀行法第16条の2第1項第8号、第2項第4号、第52条の23第1項第7号、同法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3の4号	金融庁	
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5030	5030001	社団法人全国地方銀行協会	11	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大		すべての保険商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。		顧客に対し銀行商品(貯蓄型商品)と保険商品(保障型商品)とをバランスよく組み合わせ提供することが可能となり、顧客のライフプランニングに応じた総合的な資産形成アドバイスの実施、本格的なバンカシュランスの実現への道が開ける。	保険業法 第275条、同法施行規則 第211条、第211条の2、第211条の3	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5072	5072031	欧州委員会(EU)	11	金融機関による保険商品販売に係る規制の撤廃		金融機関による保険商品の残存販売制限は撤廃されるべきである(後述の銀行分野も参照)。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部)  1.5.1.金融サービス/保険部門による。		金融庁	
z0300031	銀行等が販売する保険商品の範囲の見直し	5143	5143014	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	信用金庫による保険窓販商品の範囲の拡大等		保険窓販できる商品を限定せずに、原則として全ての保険商品の窓販を行えるようにする。 また、火災保険及び債務返済支援保険については、借入金の使途目的及び期間などを限定しない取扱いとする。		保険窓販商品を制限する根拠として、預金・融資情報などの不当な利用や優越的な地位を不当に利用した募集行為などの弊害が挙げられているが、保険業法及び金融商品販売法並びに個人情報保護法等の法整備が進んでいること等を鑑みると、現在信用金庫が保険窓販を行ううえでの行為規制の環境は整ったといえる。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条 保険業法施行規則第234条等	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5001004	社団法人全国信用組合中央協会	11
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5010006	社団法人第二地方銀行協会	11
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5030003	社団法人全国地方銀行協会	11
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5074008	カナダ	11
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5085018	オリックス株式会社	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5001	5001004	社団法人全国信用組合中央協会	11	生命保険の構成員契約規制の廃止		生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員に対する募集禁止の規制(構成員契約規制の廃止)を廃止すること。		法人募集代理店として生命保険の募集を行う際に障害となっている。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第2号	金融庁	
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5010	5010006	社団法人第二地方銀行協会	11	生命保険の構成員契約規制の廃止		生命保険の構成員契約規制を廃止する。		現行の生命保険の構成員契約規制はかなり広範であり、銀行が法人募集代理店となって生命保険の募集を行う際の障害になりかねない。また、損害保険については、構成員契約の規制はなく生命保険だけを規制する理由はないと考える。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5030	5030003	社団法人全国地方銀行協会	11	生命保険の構成員契約規制の廃止		生命保険の構成員契約規制の廃止		現状、生命保険募集人(銀行等)と密接な関係に有する法人の役員に対しては、当該役員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできない。また、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならぬ。個人情報の取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことは、顧客の側に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。規制を廃止により、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、事務負担(特定関係法人の確認に係る事務)の軽減等を図ることができると考えられる。	保険業法第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	金融庁	別添の全国地方銀行協会 総合規制改革会議への規制緩和要望事項(平成15年9月19日提出済)参照
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5074	5074008	カナダ	11	保健商品販売に係る流通の規制緩和の推進		付け加えて銘記したいのは、募集代理店が社内で販売できる商品を制限している「構成員契約規制」を撤廃したり、保険会社が、保険商品を募集代理店(あるいはその関連会社)に販売する法人代理店に手数料を支払うことができるようにする必要があります。		保険商品販売の規制緩和が進展しています。この進展に基づいて、これまでの規制緩和の範囲を新しい商品群に拡大することにより、更なる規制緩和が可能になるでしょう。		金融庁	
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5085	5085018	オリックス株式会社	11	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込みをさせる行為の規制の見直し		法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		本年6月に提出した当該要望に対して金融庁の回答は、「構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき検討していくこととしているものであり、平成16年度までに実施することの可否を示すことは困難であるが、金融審議会等の場で引き続き検討を行う」というものであった。構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく廃止すべきである」と指摘されていた。それから6年が経過し、なお結論が得られないというのはあまりにも時間が掛かり過ぎではないのか。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5086018	社団法人リース事業協会	11
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール(結論時期)について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、金融審議会等の場において引き続き検討を行うこととしているものであり、検討の方向性及びスケジュール(結論時期)を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5143016	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300033	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃、又は即時明確化	保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況を鑑み、銀行窓販の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行等は保険販売に際して萎縮的に行動せざるを得ないのが実情であり、これを踏まえて、本規制の撤廃について改めて検討されたい。また、検討スケジュールは、現在検討いただいている銀行等の保険商品の販売の対象商品の更なる拡大と同時平行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、前回回答のとおり、契約者保護の観点から措置が講じられているものであり、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要と考えている。	5019002	在日米国商工会議所	11
z0300033	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃、又は即時明確化	保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況を鑑み、銀行窓販の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行等は保険販売に際して萎縮的に行動せざるを得ないのが実情であり、これを踏まえて、本規制の撤廃について改めて検討されたい。また、検討スケジュールは、現在検討いただいている銀行等の保険商品の販売の対象商品の更なる拡大と同時平行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、前回回答のとおり、契約者保護の観点から措置が講じられているものであり、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要と考えている。	5019003	在日米国商工会議所	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5086	5086018	社団法人リース事業協会	11	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し		法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込をさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		本年6月に提出した当該要望に対して金融庁の回答は、構成員契約規制の在り方については、「規制改革推進3か年計画」(再改定)に基づき検討していくこととしているものであり、平成16年度までに実施することの可否を示すことは困難であるが、金融審議会等の場で引き続き検討を行う。と、いうものであった。構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく廃止すべきである」と指摘されていた。それから6年が経過し、なお結論が得られないというのはあまりにも時間が掛かり過ぎではないのか。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	
z0300032	生命保険の構成員契約規制の廃止	5143	5143016	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	生命保険の構成員契約規制等の撤廃		信用金庫及び信用金庫と密接な関係を有する者の役員又は使用人に対する信用金庫の保険募集については、一部の第三分野商品を除いて、原則として禁止されている(構成員契約規制)が、この規制の信用金庫への適用を除外する。		信用金庫における保険窓販は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	大蔵省告示第238号	金融庁	
z0300033	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃、又は即時明確化	5019	5019002	在日米商工会議所	11	銀行の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃		非公開情報保護措置により、銀行等が知り得た顧客情報を有効活用した保険募集をすることが妨げられていることから、撤廃すべきである。		銀行等による保険募集については、保険業法に基づきその適正な募集と契約者保護が図られることに加え、保険の購入が当該銀行その他の取引に影響しないことの明示など銀行等がその優越的地位を使いたいわけの圧力募集等の弊害防止措置がすでに講じられている。加えて、当該規制により、銀行等がその行う業務(保険募集に係るものを除く)に際し知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用することにつき事前に当該顧客から書面による同意を取得しなければ、銀行等は保険募集を行うことができない。かかる規制は圧力募集等の弊害防止という規制の趣旨に照らして過度の規制となっている。もしも銀行等の金融商品販売に圧力募集等の弊害があるのであれば、銀行等が保険以外の金融商品を販売する場合にも同様の非公開情報保護措置が義務付けられるべきであるが、保険以外の金融商品の販売につきそうした規制は存在しない。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第11項第2号)	金融庁	
z0300033	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃、又は即時明確化	5019	5019003	在日米商工会議所	11	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の即時明確化		万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合は、金融庁は事務ガイドライン等において規制内容を、以下のとおり直ちに明確にすべきである。 1. 保険募集に利用されると弊害が発生するおそれの高い非公開情報を具体的に例示すること。又、顧客の氏名・性別・住所・電話番号・メールアドレス等は銀行等の「特別の情報」ではなく銀行等が保険募集に利用し得る情報であることを明確にすること。 2. 同意取得方法について、銀行等がその取引に伴い得た顧客情報を保険募集に利用することを明示し、顧客がかかる利用を望まないこと意思表示をしたときにこれに応ずる方法も「その他の適切な方法による同意」に該当することを明確にすること。 3. 銀行等における保険商品の販売方法がこれまでの対面販売から郵送・電話・インターネットなど他の方法に拡大することが予想されることから、販売方法ごとの弊害発生の可能性に基づいた同意取得方法・時期につき明示すること。		個人・顧客の権利利益の保護は個人・顧客情報の有用性とのバランスの上で図られるべき(個人情報の保護に関する法律第1条参照)ところ、当該「非公開情報保護措置」においては、非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行は顧客氏名・住所等を含めて非公開情報として事前の同意取得につき厳格な対応をしており、その結果、この非公開情報保護措置が銀行の保険販売におけるその顧客情報の有効利用にとって過度の障害となっている。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第11項第2号)	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300033	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃、又は即時明確化	保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況を鑑み、銀行窓販の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行等は保険販売に際して萎縮的に行動せざるを得ないのが実情であり、これを踏まえて、本規制の撤廃について改めて検討されたい。また、検討スケジュールは、現在検討いただいている銀行等の保険商品の販売の対象商品の更なる拡大と同時平行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、前回答のとおり、契約者保護の観点から措置が講じられているものであり、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要と考えている。	5022001	外国損害保険協会	11
z0300033	銀行等の保険募集に係る非公開情報保護措置の撤廃、又は即時明確化	保険業法第275条、同法施行規則第211条、第211条の2、第211条の3	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況を鑑み、銀行窓販の実施にあたり保護措置が講じられているもの。その取扱いについては、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時期・方法が明確でないため、銀行等は保険販売に際して萎縮的に行動せざるを得ないのが実情であり、これを踏まえて、本規制の撤廃について改めて検討されたい。また、検討スケジュールは、現在検討いただいている銀行等の保険商品の販売の対象商品の更なる拡大と同時平行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、前回答のとおり、契約者保護の観点から措置が講じられているものであり、銀行窓販の実施状況を踏まえつつ、契約者保護の観点から検討を行うことが必要と考えている。	5022002	外国損害保険協会	11
z0300034	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「生として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b		複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについては、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことによる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とするについて、検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申」に基づき平成16年度中に検討されるものと理解しているが、検討スケジュール・結論時期について具体的に示されたい。	b		検討スケジュール・結論時期について具体的に示すことは困難であるが、「どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないか」ということを踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて、検討すべきである」との第3次答申も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。	5021179	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300034	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「生として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b		複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについては、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことによる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とするについて、検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申」に基づき平成16年度中に検討されるものと理解しているが、検討スケジュール・結論時期について具体的に示されたい。	b		検討スケジュール・結論時期について具体的に示すことは困難であるが、「どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないか」ということを踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて、検討すべきである」との第3次答申も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。	5033001	社団法人日本損害保険協会	11
z0300034	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「生として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b		複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについては、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことによる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とするについて、検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申」に基づき平成16年度中に検討されるものと理解しているが、検討スケジュール・結論時期について具体的に示されたい。	b		検討スケジュール・結論時期について具体的に示すことは困難であるが、「どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないか」ということを踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて、検討すべきである」との第3次答申も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。	5082004	社団法人生命保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300033	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃、又は即時明確化	5022	5022001	外国損害保険協会	11	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃		「非公開情報保護措置」により銀行等が知り得た顧客に関する情報を有効活用した保険募集が妨げられているので、これを撤廃する。		銀行等による保険募集は保険業法により適正な募集と契約者保護が図られている。又銀行等による保険の募集が当該銀行等との他の取引に影響を及ぼさない様いいわゆる圧力募集等の弊害防止措置が講じられている。更に銀行等が行う業務に際して知り得た顧客に関する非公開情報を保険募集に利用する場合は、事前に当該顧客の書面その他適切な方法による同意を求めている。しかるに「非公開情報保護措置」は保険募集についてのみ講じられる措置であり銀行等が営む業務全体に関してはこの様な規制は存在していない。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	金融庁	
z0300033	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の撤廃、又は即時明確化	5022	5022002	外国損害保険協会	11	銀行等の保険募集に係る「非公開情報保護措置」の即時明確化		金融庁は本措置の内容を事務ガイドライン等で明確化する必要がある。具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生する恐れの高い非公開情報を具体的に例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・住所・電話番号・Eメールアドレスは、銀行等の「特別の情報」ではないことを確認すること。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけでなく郵便・電話・インターネット等他の募集方法に拡大することも考えられるので、募集方法毎の顧客同意取得方法 それにその時期を明確にすること。		個人情報保護法では「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護する」とこととしているが「非公開情報保護措置」は非公開情報の特定、同意取得の時期、その方法が厳格に規定されていない。したがって銀行等は顧客の氏名・住所等をも非公開情報としており、その結果銀行等の保険募集における顧客情報の有効利用が阻害されている。	保険業法施行規則第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	金融庁	
z0300034	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5021	5021179	社団法人日本経済団体連合会	11	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制の緩和【新規】		従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務子会社等の設立、保有を認めるべきである。		保険会社や金融機関が共同で従属業務を営む子会社等を保有することにより、経営・業務の効率化を図ることができる。	金融庁告示第38号 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)1-4-1	金融庁	保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている。
z0300034	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5033	5033001	社団法人日本損害保険協会	11	複数の保険会社等による従属業務子会社等の保有		複数の金融機関が従属業務会社を共同出資により設立・保有することを、当該金融機関からの合計収入が総収入の50%以上であることを条件として、解禁して頂きたい。	業務の効率化 経営資源の有効活用を図ることができる。	保険会社と保険会社 銀行等以外の会社との共同出資により従属業務会社の設立・保有を行うことが可能であることと比べ、より親近性が高くリスクが同質な金融機関が共同で設立できないことはアンバランスである。	保険業法第106条第1項第9号、金融庁告示第38号、金融庁事務ガイドライン	金融庁	
z0300034	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5082	5082004	社団法人生命保険協会	11	保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和		従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。		「従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃され、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。	金融庁告示第38号事務ガイドライン1-8-1	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300035	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の拡大	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b		従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大については、保険業法上、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものに限り認められているものであり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」とされているところであり、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討を行う。		回答通り、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、現在検討が進められているものと理解しているが、平成16年度中の実施の可否につき、改めて検討された上で要望中の(子法人等、関連法人等への拡大、当該保険会社に所属する保険代理店への拡大、各々について結論時期も含め具体的に示されたい。	b	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、親会社との実質的一体性に留意しつつ、検討しているところであり、平成16年度中の実施の可否及び結論時期について具体的に示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5033016	社団法人日本損害保険協会	11	
z0300036	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	保険業法第136条第1項	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転をするときは、移転会社及び移転先会社において株主総会等の決議が必要とされている。	b		保険契約の包括移転について簡素な手続を認める場合には、株式会社への移転において移転に反対する株主の保護についての検討のほか、株式会社とは異なり簡易な合併手続が認められていない相互会社への移転の取扱いや、相互会社の場合の社員(保険契約者)の保護の方策について検討することが必要となる。したがって、保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合について、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申」に基づき平成16年度中に検討されるものと理解しているが、検討スケジュール、結論時期について具体的に示されたい。	b	検討スケジュール、結論時期について具体的に示すことは困難であるが、保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、検討すべきである」との第3次答申も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。	5021180	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300036	(上記の続き) 保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化											5021180	社団法人日本経済団体連合会	12
z0300036	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	保険業法第136条第1項	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転をするときは、移転会社及び移転先会社において株主総会等の決議が必要とされている。	b		保険契約の包括移転について簡素な手続を認める場合には、株式会社への移転において移転に反対する株主の保護についての検討のほか、株式会社とは異なり簡易な合併手続が認められていない相互会社への移転の取扱いや、相互会社の場合の社員(保険契約者)の保護の方策について検討することが必要となる。したがって、保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合について、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申」に基づき平成16年度中に検討されるものと理解しているが、検討スケジュール、結論時期について具体的に示されたい。	b	検討スケジュール、結論時期について具体的に示すことは困難であるが、保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて、検討すべきである」との第3次答申も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。	5033007	社団法人日本損害保険協会	11	
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	保険業法第118条、同法施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申」において、平成16年度中に検討、結論とされたところであるが、特別勘定の保険契約者保護を図る観点から、適切な措置が早急に設けられる必要があることから、更に前向きに検討されたい。	b	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることを検討すべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。	5021181	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300035	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の拡大	5033	5033016	社団法人日本損害保険協会	11	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和		収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	分社化や持株会社等多様な組織形態に対応することができる。	経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。	保険業法第106条7項、金融庁公示第38号	金融庁	
z0300036	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	5021	5021180	社団法人日本経済団体連合会	11	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化【新規】		包括移転する契約に対応する責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等の額に比較して相当程度小さい場合(例えば20分の1以内)は、保険契約の包括移転に要する移転先会社の決議を不要とすべきである。		2003年6月の集中受付月間における金融庁の回答では、株式会社の合併と保険会社の保険契約の移転とは異なるものであるほか、簡易な合併手続きについては、各株主に対し通知等を行い、合併に反対する株主については株式の買取請求権が認められ、また合併に反対する株主が1/6以上であった場合は簡易合併を行うことができないといった措置が採られていることや、相互会社については認められていないことを理由に、慎重な検討が必要とされている。	保険業法 第136条第1項 商法 第408条第1項、第413条の3第1項	金融庁	保険契約を包括移転するには、移転会社及び移転先会社において、株主総会または社員総会(総代会を設けている場合には総代会)の決議を必要とする。 一方、商法に定められる簡易合併(商法第413条の3)の手續きにおいては、合併時の新株発行数が存続会社の株式総数の20分の1以内であり、消滅会社の合併交付金が存続会社の純資産額の50分の1以内である場合は、株主総会の決議が不要とされている。この規定により、存続会社が株式会社である場合には、保険会社の合併に伴う保険契約の承継についても、株主総会決議が不要となっている。
z0300036	(上記の続き) 保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	5021	5021180	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化【新規】				(上記の続き) しかし、合併手続きは結果として保険契約の移転を伴うものであることから、契約移転のみを行う場合にも簡易な手続きを認めることは問題ないと言える。株主保護措置に関しては、責任準備金等の額が移転先会社の責任準備金等の額に比較して相当程度小さい場合には、保険契約の移転先会社における保護措置を不要としても、株主保護が著しく損なわれることはないと考えられる。簡易な合併手続きが認められていない相互会社について簡易な契約移転が認められないとしても、少なくとも株式会社については、簡易な手続きを認めるべきである。		金融庁	
z0300036	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	5033	5033007	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化		包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合(例えば20分の1以内)は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。	株主総会の開催に要する期間と費用の削減が図れることで、保険事業の見直しを機動的に行うことが可能となり、会社経営の効率化が図られ、また保険業界の再編を進める上での選択肢が拡大する。	簡易な合併手続き(商法第413条の3第1項)の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっていることに対し、包括移転の際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 * 簡易合併の条件 合併時の新株発行数が存続会社の株式総数の20分の1以内 消滅会社の合併交付金が存続会社の純資産額の50分の1以内	保険業法第136条第1項 商法第408条第1項、第413条の3第1項	金融庁	
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5021	5021181	社団法人日本経済団体連合会	11	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することを認めるべきである。このために、保険業法等、法令上の必要な手当てを行うべきである。		特別勘定では、当該勘定に属する資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に区分されている。また、当該勘定に属する資産の運用成果が直接的に契約者に帰属する。このような特別勘定の性格から、特別勘定における運用は、経営破綻の原因となりにくい。このため、経営破綻時の取扱いにおいては、特別勘定の責任準備金を100%保全することが適当である。	保険業法 更生特例法	金融庁	生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同様に取扱われる。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	保険業法第118条、同法施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申において、平成16年度中に検討「結論」とされたところであるが、特別勘定の保険契約者保護を図る観点から、適切な措置が早急に設けられる必要があることから、更に前向きに検討されたい。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。	5082005	社団法人生命保険協会	11
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	保険業法第118条、同法施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申において、平成16年度中に検討「結論」とされたところであるが、特別勘定の保険契約者保護を図る観点から、適切な措置が早急に設けられる必要があることから、更に前向きに検討されたい。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。	5083021	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	保険業法第118条、同法施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申において、平成16年度中に検討「結論」とされたところであるが、特別勘定の保険契約者保護を図る観点から、適切な措置が早急に設けられる必要があることから、更に前向きに検討されたい。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。	5137001	厚生年金基金連合会理事長 多田宏	11
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	保険業法第118条、同法施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申において、平成16年度中に検討「結論」とされたところであるが、特別勘定の保険契約者保護を図る観点から、適切な措置が早急に設けられる必要があることから、更に前向きに検討されたい。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。	5143018	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11
z0300038	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への直接投入の容認	保険業法第97条、第118条等	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについては、規制改革推進3か年計画(再改定)において検討する」とされているところであるが、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのか、また、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約でありその部分のみ現物資産による直接の支払いを認めることが適当なのか等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。なお、厚生年金基金の代行返上の際、保険会社に特例的に現物資産での支払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ。		本件については、当該規制緩和の要望は特別勘定に限らず検討を求めている。一般勘定での資産移受管についても回答を願いたい。一方、厚生年金に限って規制緩和を図っているのは、イコール・フッティングの観点から生保の企業年金資産に対して不公平である」といった指摘があり、これを踏まえて再度検討の上、見解を示されたい。	b	本件については、規制改革推進3か年計画(再改定)において、特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討するとされているものであり、前回答の通り、その是非を含め引き続き検討を行っているもの。再検討要請中、一般勘定での資産移受管については、保険契約者間の公平性の観点から問題があり、措置困難。また、厚生年金基金の代行返上という特別の場合に限り特例的に現物資産での支払いを認めることとしているものであり、厚生年金に限って規制緩和を図っているというは事実誤認。	5021182	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5082	5082005	社団法人生命保険協会	11	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。		特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくく、我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として、破綻リスクの遮断が図られている。よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。	保険業法(現在該当条項なし)	金融庁	
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5083	5083021	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生保破綻時の削減対象債務から特別勘定債務の除外		生保が破綻した際に削減される保険債務から特別勘定を除くことを明文化する。		特別勘定は保険債務が運用成績によって変動しており保険会社が責任準備金不足に陥る商品設計ではない。破綻生保にあっても特別勘定の資産と債務は明確で一般勘定と同率で準備金削減をおこなうべき契約内容ではない。特別勘定契約者は利回り保証も受けておらず、運用リスクも負っており、契約者間の真の公平性を達成するためにも特別勘定の債務削減は明確に停止すべき。特別勘定を活用した貯蓄商品の消費者への信頼性も高めるためにもこれを明文化すべきである。	保険業法 更生特例法	金融庁	
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5137	5137001	厚生年金基金連合会 理事長 多田 宏	11	生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		特別勘定という商品については、経理上、一般勘定商品とは明確に区分され、また、特別勘定の運用リスクは投資家が全て負うことになっており、保証利率のある一般勘定商品とは商品特性が全く異なっている。このように特別勘定が生命保険会社の経営破綻の要因になる得るか否かという点で一般勘定とは全く異なっているにも拘わらず、過去の生保会社経営破綻においては、一般勘定と全く同様の補償率が適用されているなどの不合理がみられる。このため特別勘定に係る保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討されたい。		生命保険会社が経営破綻した場合、運用リスクを生命保険会社が負うことにより経営破綻の要因になり得る「一般勘定」と、運用リスクを契約者自身が負うことにより経営破綻の要因にはなり得ない「特別勘定」とが、同等に取り扱われることについては、契約者保護および契約者間の公平性確保の観点からみても、不公平極まりないため。また、企業年金においては、生保特別勘定に保全措置がないことから、この面においては、競合する信託銀行、投資顧問会社と比較して明らかに劣後する商品となっているため。	保険業法第97条 同法第118条	金融庁	・本件「生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全」については、規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年3月28日閣議決定において、平成15年度の検討」事項とされている。 規制改革推進3か年計画(再改定)「4.分野別措置事項 2.金融関係 工.保険」参照URL: <a href="http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/030328/">http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/030328/</a>
z0300037	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全の見直し	5143	5143018	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	保険会社破綻時の特別勘定の保全		保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。		保険会社が経営破綻した場合、一般勘定と特別勘定ともに同等に取扱われているが、特別勘定については、その資産が一般勘定とは明確に分離しており、個々に独立した運用がされている。	保険業法第118条等	金融庁	
z0300038	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への直接投入の容認	5021	5021182	社団法人日本経済団体連合会	11	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への直接投入【断規】		株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への保険料の直接投入を可能とするよう、法令上の措置を行うべきである。		退職給付に係る新会計基準のもとで、株式が「年金資産」として扱われることとなったことを背景に、企業においては、保有する株式を当該企業の年金制度に掛け金として拠出するニーズが高まっている。現物資産による保険料の受入れが可能となれば、株式を現金化するコストが不要となり、顧客の利便性が向上する。また、直接投入を可能とすれば、特別勘定の独立性を高めることができる。	保険業法 第97条 同法施行規則 第75条	金融庁	株、債券等の現物資産によって、保険料受入、及び解約時の引渡しを行うことが認められていない。また、特別勘定へ資金を投入する際には、一般勘定を経由することとされており、特別勘定に直接投入することができない。

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300038	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への直接投入の容認	保険業法第97条、第118条等	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについては、規制改革推進3か年計画(再改定)において検討するとされているところであるが、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのか、また、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約でありその部分のみ現物資産による直接の支払いを認めることが適当なのか等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上の際に、保険会社に特例的に現物資産での受払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ。		本件については、当該規制緩和の要望は特別勘定に限らず検討を求めている。一般勘定での資産移受管についても回答を願いたい。一方、厚生年金に限って規制緩和を図っているのは、イコール・フットINGの観点から生保の企業年金資産に対して不公平である。」といった指摘があり、これを踏まえて再度検討の上、見解を示されたい。	b	本件については、規制改革推進3か年計画(再改定)において、特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討するとされているものであり、前回回答のとおり、その是非を含め引き続き検討を行っているもの。再検討要請中、一般勘定での資産移受管については、保険契約者間の公平性の観点から問題があり、措置困難。また、厚生年金基金の代行返上という特別の場合に限り特例的に現物資産での受払いを認めることとしているものであり、厚生年金に限って規制緩和を図っているというのは事実誤認。	5083022	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	
z0300039	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し	金融庁事務ガイドライン1-4-1	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	c	-	保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにもグループ全体としてのリスク管理という観点が必要となる。このため、財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止観点から業務範囲規制を課することが必要であるとの考えに基づき、ガイドラインに規定されたものである。よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難である。		現行の保険業法において、一方で、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先として関連法人等が認められていないことを踏まえ、規制の不整合が生じているとの指摘がある(但し、収入依存先の拡大については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき検討が進められているものと理解している)。 この点を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	c	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制については、保険会社の健全性を確保する等の観点から、保険会社が実質的支配力又は影響力を有するものを対象としている。一方、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む従属業務子会社の収入依存先は、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものを対象としている。	5033017	社団法人日本損害保険協会	11	
z0300040	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険業法第106条、同法施行規則第56条の2、事務ガイドライン第二分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業務は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、本業との親近性が薄いこと等から、慎重な検討が必要。		本件については、主として不動産の賃貸や売買取引等に係る不動産投資顧問業務を行うことを求めるものであり、本業においてノウハウが蓄積されている保険会社の子会社が当該業務を行うことについて、親近性の観点からも問題はないものと考えられる。また、年金基金等が最近急速に運用対象として不動産に対する関心を高めつつある状況を考えれば、不動産運用に関するノウハウを有する保険会社グループによる不動産投資顧問業務への参入も、社会的要請となりつつある。以上を踏まえ、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めて示されたい。	c	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、保険会社における不動産投資は、オフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸により賃料収入を得ることを目的としたものを中心であり、一般の不動産業とは親近性が高いものとは言えないこと等から、前回回答のとおり、慎重な検討が必要。	5021183	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0300040	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険業法第106条、同法施行規則第56条の2、事務ガイドライン第二分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業務は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、本業との親近性が薄いこと等から、慎重な検討が必要。		本件については、主として不動産の賃貸や売買取引等に係る不動産投資顧問業務を行うことを求めるものであり、本業においてノウハウが蓄積されている保険会社の子会社が当該業務を行うことについて、親近性の観点からも問題はないものと考えられる。また、年金基金等が最近急速に運用対象として不動産に対する関心を高めつつある状況を考えれば、不動産運用に関するノウハウを有する保険会社グループによる不動産投資顧問業務への参入も、社会的要請となりつつある。以上を踏まえ、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めて示されたい。	c	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、保険会社における不動産投資は、オフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸により賃料収入を得ることを目的としたものを中心であり、一般の不動産業とは親近性が高いものとは言えないこと等から、前回回答のとおり、慎重な検討が必要。	5082003	社団法人生命保険協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300038	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定への直接投入の容認	5083	5083022	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険会社の現物資産譲渡の実行		企業保険のシェア変更や営業譲渡にあたって、金銭以外の現物資産による譲渡の実行		企業保険のシェア変更や一部事業譲渡に際し、現物資産の譲渡容認によって、資産流動化の進展での保有資産売却圧力を弱める。	保険業法	金融庁	
z0300039	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し	5033	5033017	社団法人日本損害保険協会	11	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し		業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等 (= 証取法上の子会社) までとし、関連法人等を除外する。	関連法人等を通じて(他業界との JV)、保険会社の新たなサービスの開発などイノベーションを図ることができる。	保険業法上の関連法人等は、証取法上の関連会社(特分法適用対象)に相当し、保険会社が、当該会社の財務・営業・事業の方針の決定について重要な影響を与えうる先であるが、他面では、緊密な者、あるいは同意している者、にも当たらない純然たる第三者株主が少なくとも議決権の50%以上を所有し、保険会社との間に支配・従属関係がないことが前提となっている。子会社等の業務範囲規制は、保険会社の他業禁止の趣旨から課されており、保険会社が実質的に支配している子会社・子法人等が適用対象となることには首肯しうるが、保険会社との間に支配・従属関係のない関連法人等にまでかかる行為規制を課することは過重である。	金融庁事務ガイドライン1-4	金融庁	
z0300040	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5021	5021183	社団法人日本経済団体連合会	11	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁		保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業を認めるべきである。		保険会社は、不動産投資業務を本来業務(資産運用)の一環として行っており、不動産の賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを十分に有している。また、不動産流動化の増加を背景として、証券化された不動産にかかる投資顧問業務について、投資家のニーズが拡大している。	保険業法 第106条 同法施行規則第56条の2、第210条の7 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)1-4-1(2)	金融庁	保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務に、不動産投資顧問業が含まれていない。
z0300040	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5082	5082003	社団法人生命保険協会	11	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁		保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られるため。(保険持株会社の傘下で承認された実績がある。) なお、保険会社における不動産投資は一般の不動産業と親近性が高いとは言えないため解禁には慎重を期すべきとの考えもあるが、保険会社が行っていない不動産の代理・仲介、マンション分譲等に係る不動産投資顧問業務を主として行うことを要望しているわけではなく、主として賃貸や売買取引等にかかる不動産投資顧問業務を行うことを要望しているため、賃貸や売買取引等によって不動産投資に係るノウハウが蓄積されている保険会社の子会社が不動産投資顧問業務を行っても問題ないものと考えられる。	保険業法第106条、第271条の22施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300041	保険業の代理 代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	保険業法第106条、同法施行規則第56条の2	保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行う会社は、当該業務と以下の業務のほか他の業務を営まない場合に限り、保険会社の子会社対象会社とすることとされている。 保険募集 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務 保険募集を行う者の教育を行う業務 保険業務の付随業務として認められているもの	b		規制改革推進3か年計画(再改定)において兼営可能な業務範囲の拡大について検討し、結論を得ることとされているところであり、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲を拡大することについて検討を行っているところ。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申において、平成15年度中に検討「結論」とされたところであるが、特に同答申において具体的に示された7つの業務については、兼営可能な業務として整理されるべきであり、更に前向きに検討されたい。	b		本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、既閣議決定の4項目(規則第56条の2第2項第8号、9号、11号、12号)についてのほか、上記の3項目(同10号、30号、31号)及びその他の金融関連業務を、同一の会社で営むこと、について検討し、結論を得るべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり引き続き検討を行っているところ。	5021185	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300041	保険業の代理 代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	保険業法第106条、同法施行規則第56条の2	保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行う会社は、当該業務と以下の業務のほか他の業務を営まない場合に限り、保険会社の子会社対象会社とすることとされている。 保険募集 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務 保険募集を行う者の教育を行う業務 保険業務の付随業務として認められているもの	b		規制改革推進3か年計画(再改定)において兼営可能な業務範囲の拡大について検討し、結論を得ることとされているところであり、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲を拡大することについて検討を行っているところ。		本件については、規制改革の推進に関する第3次答申において、平成15年度中に検討「結論」とされたところであるが、特に同答申において具体的に示された7つの業務については、兼営可能な業務として整理されるべきであり、更に前向きに検討されたい。	b		本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、既閣議決定の4項目(規則第56条の2第2項第8号、9号、11号、12号)についてのほか、上記の3項目(同10号、30号、31号)及びその他の金融関連業務を、同一の会社で営むこと、について検討し、結論を得るべきである」との第3次答申も踏まえ、前回回答のとおり引き続き検討を行っているところ。	5082002	社団法人生命保険協会	11
z0300042	保険代理店の登録制度におけるの特例の容認	保険業法第276条、第277条、第278条	損害保険代理店については、保険契約者の保護の観点や、登録拒否要件に該当するかどうかの確認を行う必要があることから、登録を受けることを必要としている。	b		保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図る。 また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申に基づき、必要性に応じた制度整備については運用実施を踏まえ平成16年度以降に検討されるものとして理解しているが、検討に必要な運用実施の把握期間(答申では一定期間後とされている)を示された上で、検討開始「結論」時期について具体的に示されたい。	b		第3次答申においては、「保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時期や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図るべきである(平成16年度の早期に措置)」また、一定期間後において、当該運用実績を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討すべきである(平成16年度以降に検討)」とされているところであり、運用実績もない現段階において制度整備の必要があるかどうかについての検討開始「結論」時期を示すことは困難。	5021186	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300042	保険代理店の登録制度におけるの特例の容認	保険業法第276条、第277条、第278条	損害保険代理店については、保険契約者の保護の観点や、登録拒否要件に該当するかどうかの確認を行う必要があることから、登録を受けることを必要としている。	b		保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図る。 また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申に基づき、必要性に応じた制度整備については運用実施を踏まえ平成16年度以降に検討されるものとして理解しているが、検討に必要な運用実施の把握期間(答申では一定期間後とされている)を示された上で、検討開始「結論」時期について具体的に示されたい。	b		第3次答申においては、「保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時期や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図るべきである(平成16年度の早期に措置)」また、一定期間後において、当該運用実績を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討すべきである(平成16年度以降に検討)」とされているところであり、運用実績もない現段階において制度整備の必要があるかどうかについての検討開始「結論」時期を示すことは困難。	5033008	社団法人日本損害保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300041	保険業の代理 代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	5021	5021185	社団法人日本経済団体連合会	11	保険業に係る業務の代理または事務の代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大【新規】		保険会社に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認めるべきである。		保険事故通知の受付、保険関連相談、システム開発などの業務を、保険業務にかかるとして業務の代理又は事務の代行とともに行うことが可能になれば、保険会社グループの業務の効率化、経営資源の有効活用に資する。	保険業法第106条 同施行規則第56条の2第3項	金融庁	保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社は、一部の業務を除き、他の業務を兼営することができない。
z0300041	保険業の代理 代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	5082	5082002	社団法人生命保険協会	11	保険業の代理 代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大		保険会社の保険業に係る業務の代理 事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認める。		「保険会社の子会社で営める「保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行」の範囲は、金融庁事務ガイドラインにおいて、保険会社のコア業務そのものとはなり得ないこととされており、当該子会社における幅広い兼営を認めても、実質的に保険会社そのものとなった子会社が、他業を兼営する等の問題が生じるおそれはない。 「保険業に係る業務の代理 事務の代行を営む保険会社の子会社において、保険事故通知の受付、保険関連相談、システムの開発等を兼営することが可能となれば、利用者の利便の向上や保険会社の経営資源の有効活用に資する。」	保険業法第106条、同施行規則第56条の2第3項	金融庁	
z0300042	保険代理店の登録制度におけるの特例の容認	5021	5021186	社団法人日本経済団体連合会	11	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例【新規】		代理店業務を承継する法人の新設 合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める。 例えば、やむを得ず被承継代理店の業務廃止日と承継代理店の登録日が異なる場合には、新設、合併等の予定日の一定期間前に予備登録を認め、新たな法人の発足と同時に代理店登録を発効させる、などの手続きを導入すべきである。		合併、分割などの企業再編に際し、代理店として登録されている法人が変更される場合においても、保険募集が継続して行われることが望ましい。代理店の予備登録が可能となれば、効率的に代理店業務を移行することができ、契約者サービスに空白・混乱が生じず、また円滑な企業再編に資する。 2003年6月の集中受付月間における金融庁の回答では、法人の実態が確定していない者に募集人の地位を認めることは登録拒否要件の審査の潜脱となることを理由に、措置困難とされている。しかし、予備登録後一定期間内に登録拒否要件に該当する事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できなければ予備登録を取り消すなどの措置を講ずれば、登録拒否要件審査の潜脱に対処できると考えられる。	保険業法 第276条、277条、278条	金融庁	損害保険代理店業務の登録の申請は、会社設立後でなければ行なうことができない。このため、法人代理店が、新設又は合併会社に損害保険代理店業務を移転する場合、また、代理店部門が新設分割された会社に移転する場合など、現に代理店として登録されている法人から代理店登録していない別の法人に代理店の業務を移転 承継するにあたり、代理店業務を承継する法人の登録申請が完了するまでの間に、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、保険の募集ができない空白期間が生じ、消費者対応上、問題となる。
z0300042	保険代理店の登録制度におけるの特例の容認	5033	5033008	社団法人日本損害保険協会	11	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例		代理店業務を承継すべき法人の新設 合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める(新設 合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できなければ取消すといったもの)が、一定期間の登録猶予を認めていただきたい。	承継代理店に円滑な移行が可能となり、契約者サービスに空白・混乱が生じない。新旧法人間の人員や業務の移転が円滑に進む。	合併 分割などの企業再編は計画的に実施されるため、予めそれらの事由の発生は知られているものの、代理店業務を承継する法人の登録申請を行う時点で、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、登録実施までの間に空白が生じ、募集ができない。合併の場合の存続法人を予め代理店登録することで対処しうるが、募集従事者等の要件を整える必要がある。新設分割の場合は、分割元の会社で募集を継続することができるが、募集の要員 体制をその間残置するなどの変則的対応をしなければならない。	保険業法第276条、第277条、第278条	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300042	保険代理店の登録制度におけるの特例の容認	保険業法第276条、第277条、第278条	損害保険代理店については、保険契約者の保護の観点や、登録拒否要件に該当するかどうかの確認を行う必要があることから、登録を受けることを必要としている。	b	-	保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図る。 また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討を行う。		規制改革の推進に関する第3次答申」に基づき、必要性に応じた制度整備については運用実施を踏まえ平成16年度以降に検討されるものと理解しているが、検討に必要な運用実施の把握期間(答申では一定期間後となっている)を示された上で、検討開始・結論時期について具体的に示されたい。	b	-	第3次答申においては、保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時期や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図るべきである(平成16年度の早期に措置)」。また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討すべきである(平成16年度以降に検討)」。とされているところであり、運用実績もない現段階において制度整備の必要があるかどうかについての検討開始・結論時期を示すことは困難。	5033025	社団法人日本損害保険協会	11
z0300043	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるもの)を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか認められるかどうか等について審査しているものであり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可を不要とすることは困難である。 なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理(代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行おうとするときの認可について、協調融資の特性を踏まえた認可手続(契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする)としたところであり(平成15年6月事務ガイドライン改正)、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。		貴庁の回答にある措置により、相当程度要望が満たされてきているものと理解するが、保険会社の業務として既に認められている業務・事務においてまで貴庁回答にあるような「役員又は使用人の確保の状況」等を審査する必要性は考えられないことや、要望理由にあるように銀行法においては付随業務として「その他金融業を行う者の業務の代理」を行なう際に認可は必要とされており、認可に要する時間やコストをかんがみれば、業態別の不整合を解消すべきと考える。これに対しては昨年6月の規制改革集中受付月間における貴庁回答において、保険会社が「銀行業務代理と銀行が行う業務代理との相違を根拠として、前者の場合には認可を要するとしているが、今般の要望者の要望理由において「相違とする着目点及び当該認可を不要とする際の考えうる弊害について明らかにすること」が求られている。 以上を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討の上、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	再検討要請中、保険会社の業務として既に認められている業務・事務まで審査する必要性は考えられないとあるが、他の保険会社の業務代理等を行う場合であっても、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行できる体制となっているか等についての審査は必要と考えられ、また、実際には、生保会社による損保会社の業務代理等、損保会社による生保会社の業務代理等、あるいは銀行や投資顧問業者の業務代理等など、当該保険会社が行っていない業務の代理等が行われているものであり、審査が不要との指摘は当たらない。 また、銀行が行う業務代理の範囲と、保険会社が行う業務代理等の範囲は異なるものであり、保険会社の場合には当該保険会社が行っていない業務の代理等が行われていることを踏まえれば、認可を不要とすることは困難である。 なお、前回回答及び再検討要請にあるとおり、保険会社が円滑に業務を行えるよう既に対応しているところ。	5021187	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300043	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるもの)を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか認められるかどうか等について審査しているものであり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可を不要とすることは困難である。 なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理(代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行おうとするときの認可について、協調融資の特性を踏まえた認可手続(契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする)としたところであり(平成15年6月事務ガイドライン改正)、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。		貴庁の回答にある措置により、相当程度要望が満たされてきているものと理解するが、保険会社の業務として既に認められている業務・事務においてまで貴庁回答にあるような「役員又は使用人の確保の状況」等を審査する必要性は考えられないことや、要望理由にあるように銀行法においては付随業務として「その他金融業を行う者の業務の代理」を行なう際に認可は必要とされており、認可に要する時間やコストをかんがみれば、業態別の不整合を解消すべきと考える。これに対しては昨年6月の規制改革集中受付月間における貴庁回答において、保険会社が「銀行業務代理と銀行が行う業務代理との相違を根拠として、前者の場合には認可を要するとしているが、今般の要望者の要望理由において「相違とする着目点及び当該認可を不要とする際の考えうる弊害について明らかにすること」が求られている。 以上を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討の上、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	再検討要請中、保険会社の業務として既に認められている業務・事務まで審査する必要性は考えられないとあるが、他の保険会社の業務代理等を行う場合であっても、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行できる体制となっているか等についての審査は必要と考えられ、また、実際には、生保会社による損保会社の業務代理等、損保会社による生保会社の業務代理等、あるいは銀行や投資顧問業者の業務代理等など、当該保険会社が行っていない業務の代理等が行われているものであり、審査が不要との指摘は当たらない。 また、銀行が行う業務代理の範囲と、保険会社が行う業務代理等の範囲は異なるものであり、保険会社の場合には当該保険会社が行っていない業務の代理等が行われていることを踏まえれば、認可を不要とすることは困難である。 なお、前回回答及び再検討要請にあるとおり、保険会社が円滑に業務を行えるよう既に対応しているところ。	5033009	社団法人日本損害保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300042	保険代理店の登録制度におけるの特例の容認	5033	5033025	社団法人日本損害保険協会	11	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の承継		一定の条件(店主死亡の場合の承継人を届け出ておくなど)の下で、店主死亡の場合に一定期間(具体的には府令等で規定する)の承継代理店の登録猶予を認め、募集活動の継続を可能にしていきたい。	承継者の代理店登録までの間に契約者サービスが継続できる。承継者が契約の喪失なく承継できる。	店主が急死し、募集に従事する使用人を新たに代理店として登録しようとした場合、登録の実施までに1ヶ月程度必要となるため、この間、既契約者のための更改手続きなど必要最小限のサービス提供も許されず、契約者サービスに欠ける問題がある。混乱や弊害を防止する措置が必要であれば、予め必要な措置(例えば委託契約書において承継者となる使用人を指定する、当該使用人の届出において承継者である旨表示する、当該使用人が登録拒否事由に当たらないことを確認するなど)を講じておくことも可能である。	保険業法第276条、第277条、第278条	金融庁	
z0300043	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	5021	5021187	社団法人日本経済団体連合会	11	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃【新規】		保険業法における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可を不要とすべきである。		銀行法においては、「その他金融業を行う者の業務の代理」を行うために、認可が必要とされていない。これに対して、保険業法においては、「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を行うために、認可が必要とされている。同一の業務であるにもかかわらず、このような相違を設ける合理的な理由に乏しい。 2003年6月の集中受付月間における金融庁の回答においては、「措置困難」とする理由として、保険会社が行う業務代理と銀行が行う業務代理との相違が指摘されているが、相違のどのような点に着目して認可を必要とするのか、また、認可を不要とした場合にどのような弊害が生ずるかについても明らかにすべきである。	保険業法 第98条第1項第1号 同法施行規則 第51条第3号	金融庁	保険会社が「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を行う場合には、金融庁の認可が必要とされている。
z0300043	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	5033	5033009	社団法人日本損害保険協会	11	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃		「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を保険業法第98条第1項第1の2号とし認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。また、銀行とのイコールフットリングが図られる。	保険会社の業務として認められている業務・事務において「金融業」を行う者の代理代行が生じる場合に、これを行うことにつき認可制とする意義がない。同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされており、均衡を欠く認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。	保険業法第98条第1項第1号 同施行規則第51条第3号	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300044	根拠法のない共済に関する保険業法適用基準の明確化等	-	いわゆる共済は、保険業法の規制 監督の対象とされていない。	b c	-	保険業法は、保険業を、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業と定義し、これを営む者は免許を受けることを必要としている。共済の名称如何にかかわらず、無免許で保険業を行う者には、3年以下の懲役等の刑罰が科されることとなっている。不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度 (構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要である (量刑は裁判所の権限)。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、今後、十分な検討が必要と考えている。		要望内容は、「共済」の名称を用いていても実質的に不特定の者を対象としている場合には保険業法における「保険業の定義」に該当し、無免許営業になることを、貴庁回答にある「量刑は裁判所の権限」であることを承知した上で、事務ガイドライン等可能な手段において「不特定の者」の解釈を明確にし、周知することを求めるものであり、要望理由にあるような消費者保護や被害発生防止の観点からは、貴庁回答にある一般的な「不特定の者」の解釈を参考にしつつ、速やかに実施すべき事項と考えられる。以上を踏まえ、改めて平成16年度までに実施(「不特定の者」の解釈の明確化と周知等)することの可否について改めて検討されたい。加えて、今後十分な検討が必要と考えておられる。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方について、改めて検討及び結論(とりまとめ等)のスケジュールを示されたい。	b c	-	前回答のとおり、不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度 (構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要であり、また、量刑は裁判所の権限であることに留意が必要である。また、いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、そうした共済は様々な規模・形態で多様な事業を行っており、また、自発的な共助を基本とする共済事業のあり方にも関わる問題であることから、十分な検討が必要と考えている。無認可共済の問題については、金融審議会においても御審議いただくこととしているところであり、今後、どのような対応が考えられるのか、幅広く意見を伺っていくこととしている。	5033002	社団法人日本損害保険協会	11
z0300044	根拠法のない共済に関する保険業法適用基準の明確化等	-	いわゆる共済は、保険業法の規制 監督の対象とされていない。	b c	-	保険業法は、保険業を、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業と定義し、これを営む者は免許を受けることを必要としている。共済の名称如何にかかわらず、無免許で保険業を行う者には、3年以下の懲役等の刑罰が科されることとなっている。不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度 (構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要である (量刑は裁判所の権限)。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、今後、十分な検討が必要と考えている。		いわゆる根拠法のない共済については、要望理由にあるような消費者保護や被害発生防止の観点からは、貴庁回答にある一般的な「不特定の者」の解釈を参考にしつつ、速やかに実施すべき事項と考えられる。以上を踏まえ、改めて平成16年度までに実施(「不特定の者」の解釈の明確化と周知等)することの可否について改めて検討されたい。加えて、今後十分な検討が必要と考えておられる。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方について、改めて検討及び結論(とりまとめ等)のスケジュールを示されたい。	b c	-	前回答のとおり、不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度 (構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要であり、また、量刑は裁判所の権限であることに留意が必要である。また、いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、そうした共済は様々な規模・形態で多様な事業を行っており、また、自発的な共助を基本とする共済事業のあり方にも関わる問題であることから、十分な検討が必要と考えている。無認可共済の問題については、金融審議会においても御審議いただくこととしているところであり、今後、どのような対応が考えられるのか、幅広く意見を伺っていくこととしている。	5071082	米国	21
z0300044	根拠法のない共済に関する保険業法適用基準の明確化等	-	いわゆる共済は、保険業法の規制 監督の対象とされていない。	b c	-	保険業法は、保険業を、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業と定義し、これを営む者は免許を受けることを必要としている。共済の名称如何にかかわらず、無免許で保険業を行う者には、3年以下の懲役等の刑罰が科されることとなっている。不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度 (構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要である (量刑は裁判所の権限)。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、今後、十分な検討が必要と考えている。		いわゆる根拠法のない共済については、要望理由にあるような消費者保護や被害発生防止の観点からは、貴庁回答にある一般的な「不特定の者」の解釈を参考にしつつ、速やかに実施すべき事項と考えられる。以上を踏まえ、改めて平成16年度までに実施(「不特定の者」の解釈の明確化と周知等)することの可否について改めて検討されたい。加えて、今後十分な検討が必要と考えておられる。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方について、改めて検討及び結論(とりまとめ等)のスケジュールを示されたい。	b c	-	前回答のとおり、不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度 (構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要であり、また、量刑は裁判所の権限であることに留意が必要である。また、いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、そうした共済は様々な規模・形態で多様な事業を行っており、また、自発的な共助を基本とする共済事業のあり方にも関わる問題であることから、十分な検討が必要と考えている。無認可共済の問題については、金融審議会においても御審議いただくこととしているところであり、今後、どのような対応が考えられるのか、幅広く意見を伺っていくこととしている。	5072030	欧州委員会 (EU)	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300044	根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5033	5033002	社団法人日本損害保険協会	11	根拠法のない共済に対する保険業法適用基準の明確化		共済」の名称を用いても実質的に不特定の者を対象としている場合には保険業法第2条第1項の「保険業」の定義に該当し、無免許営業となることを、同条項における「不特定の者」の解釈を事務ガイドライン等で示すことにより明確にして頂きたい。	消費者保護上問題のある組織の活動を抑制でき、市場環境の健全性の向上に資する。	不特定の者を対象として共済事業を行う場合、公的監督の下、事業の継続性・健全性を点検し、支払能力を確保しなければ、消費者保護に欠ける事態に陥りかねない。共済を標榜しつつ不特定の者を対象として事業を行うケースでは過去に被害事例も発生しており、保険業法上の無免許営業規定に基づく取締りを強化し、被害発生を防止する必要がある。	保険業法第2条第1項	金融庁	
z0300044	根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5071	5071082	米国	21	共済に対する規制の強化(民間競合会社との同ースタンダードの確立)		共済と民間競合会社間の公正な競争確保のため、すべての共済事業者には民間と同一の法律、税金、セーフティネットのコスト負担、責任準備金条件、基準及び規制監視を適用することを提言する。		共済は、民間と直接競合する各種の保険商品を提供し、日本の保険市場において相当なマーケットシェアを有している。管轄省庁が規制をしている共済もあれば、(例えば、農林水産省は農業共済を規制している)全く規制をされていない(根拠法のない)共済もある。根拠法のない共済に対する規制制度の欠如及び、その他の共済に対する弱い規制制度は、日本政府の健全かつ透明な規制環境を企業並びに保険契約者に提供する能力を損なうものであり、また、共済がビジネス、規制及び税の観点から民間の競合会社に対し大幅に有利に立つ要因となっている。		金融庁	
z0300044	根拠法のない共済」に関する保険業法適用基準の明確化等	5072	5072030	欧州委員会(EU)	21	簡保並びに共済への民間保険会社と同様の規制制度の適用		簡保と共済には、免許を受けた民間保険会社に適用されるのと同じ規制制度が適用されるべきであり、新たな引き受け活動を展開するために規制上および税制上の特典を利用することを慎むべきである。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.5.1.金融サービス/保険部門による。		金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300044	根拠法のない共済に関する保険業法適用基準の明確化等	-	いわゆる共済は、保険業法の規制 監督の対象とされていない。	b c	-	保険業法は、保険業を、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業と定義しこれを営む者は免許を受けることを必要としている。共済の名称如何にかかわらず、無免許で保険業を行う者には、3年以下の懲役等の刑罰が科されることとなっている。不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要である(量刑は裁判所の権限)。いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、今後、十分な検討が必要と考えている。		要望内容は、「共済」の名称を用いなくても実質的に不特定の者を対象としている場合には保険業法における「保険業の定義」に該当し、無免許営業になることを、貴庁回答にある「量刑は裁判所の権限」であることを承知した上で、事務ガイドライン等可能な手段において「不特定の者」の解釈を明確にし、周知することを目指すものであり、要望理由にあるような消費者保護や被害発生防止の観点からは、貴庁回答にある一般的な「不特定の者」の解釈を参考にしつつ、速やかに実施すべき事項と考えられる。 以上を踏まえ、改めて平成16年度までに実施(「不特定の者」の解釈の明確化と周知等)することの可否について改めて検討されたい。 加えて、今後十分な検討が必要と考えておられる、いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方について、改めて検討及び結論(とりまとめ等)のスケジュールを示されたい。	b c	-	前回答のとおり、不特定の者の解釈については、一般的には、当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度、といったものが考えられるが、いずれにしても、実態に即した個別具体的な判断が必要であり、また、量刑は裁判所の権限であることに留意が必要である。また、いわゆる根拠法のない共済についての規制の在り方については、そうした共済は様々な規模・形態で多様な事業を行っており、また、自発的な共助を基本とする共済事業のあり方にも関わる問題であることから、十分な検討が必要と考えている。無認可共済の問題については、金融審議会においても御審議いただくこととしているところであり、今後、どのような対応が考えられるのか、幅広く意見を伺っていくこととしている。	5082007	社団法人生命保険協会	11
z0300045	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行の容認	保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	c	-	介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみならず困難である。 なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。		保険会社が取扱う商品・サービスの中には、介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成、福祉用具の貸与等、介護・福祉関連業務と親近性を有するものが少なくない。法的な観点から考えても、介護・福祉関連業務は、銀行法等において保険専門関連業務に位置づけられており、法律が既に保険会社の固有業務との親近性を認めている。また、介護・福祉関連業務に対する社会的ニーズが高まる中、消費者利便の向上の観点からも、実施が認められるべきである。以上を踏まえ、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めて示されたい。	c	-	介護・福祉業務については、前回答のとおり、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみならず困難。なお、再検討要請中、銀行法等において保険専門関連業務に位置づけられているというは、子会社に関する規定であり、前回答のとおり、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められている。	5033011	社団法人日本損害保険協会	11
z0300045	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行の容認	保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	c	-	介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみならず困難である。 なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。		保険会社が取扱う商品・サービスの中には、介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成、福祉用具の貸与等、介護・福祉関連業務と親近性を有するものが少なくない。法的な観点から考えても、介護・福祉関連業務は、銀行法等において保険専門関連業務に位置づけられており、法律が既に保険会社の固有業務との親近性を認めている。また、介護・福祉関連業務に対する社会的ニーズが高まる中、消費者利便の向上の観点からも、実施が認められるべきである。以上を踏まえ、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めて示されたい。	c	-	介護・福祉業務については、前回答のとおり、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみならず困難。なお、再検討要請中、銀行法等において保険専門関連業務に位置づけられているというは、子会社に関する規定であり、前回答のとおり、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められている。	5082009	社団法人生命保険協会	11
z0300046	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃	保険業法第97条の2、同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	c	-	保険会社の資産別運用比率規制については、金融審議会第二部会中間報告(平成13年6月26日)における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直ししていくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実(平成13年9月～オフサイトモニタリング導入)等を図ってきた。 資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAS(保険監督者国際機構)において資産運用に関する法的規制が求められていること等から現時点では困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った(平成15年6月、規則改正)など、資産別運用比率規制について見直しを図ったところである。		回答では、資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAS(保険監督者保護機構)において資産別運用に関する法的規制が求められていること等から現時点では困難とされているが、一方で、要望内容にあるように、既に実効性の高いオフサイト・モニタリングの導入等の監督手法の充実という代替措置によって規制目的は達成されていると考える。 これらの点を踏まえ、運用比率の大幅な緩和等の見直しも含め、要望の実現に対する具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回答のとおり、資産別運用比率規制そのものを廃止することについては困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った(平成15年6月、規則改正)など、資産別運用比率規制について見直しを図ったところ。	5033021	社団法人日本損害保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300044	根拠法のない共済に関する保険業法適用基準の明確化等	5082	5082007	社団法人生命保険協会	11	根拠法のない共済への保険業法適用基準の明確化		保険業法第2条第1項の「不特定の者」の定義を事務ガイドライン等で示すことにより、「保険業」の定義を明確化する。		保険業法第2条第1項では「不特定の者」を対象とするものを「保険」と定義しているが、「不特定」の範囲が不明確であることから、「特定の者」を対象とする「共済」は保険業法の対象とはならないとして、実質的に不特定を対象としているにもかかわらず、規制・監督を受けない「根拠法のない共済」が多数存在している。不特定の者を対象として共済事業を行う場合には、業務の健全性、募集の公正を確保することにより、契約者保護を図ることを目的とする保険業法が適用されるべきである。	保険業法第2条第1項	金融庁	
z0300045	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行の容認	5033	5033011	社団法人日本損害保険協会	11	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行		損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認める。	社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる	損保会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事業が発生した際に損保本体でケアプラン作成業務ができれば、お客様の当該保険給付金を含めた経済状態を把握した上でプランを作成できる、あるいは多様な損保ネットワークを活用したプラン作成が提供できる等、お客様、保険会社ともに得られるメリットが大きい。また、65歳以上で交通事故で要介護状態になった場合は公的介護保険の給付対象となり、この点では自動車保険等の役割と関連性があると言える。このように、損保会社にとって介護分野は商品面・給付面において親近性が高く、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認めることは極めて意義のあることである	保険業法第98条、第99条	金融庁	
z0300045	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行の容認	5082	5082009	社団法人生命保険協会	11	保険会社本体による介護関連業務の解禁		保険会社本体での介護業務(居宅介護支援、居宅サービス、介護に関する調査・分析・助言等)の実施を可能とする。	・保険会社のお客様窓口における居宅介護支援サービス(介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成、居宅サービス事業者等との連絡・調整等)の提供。 ・保険会社による居宅サービス事業(保険会社職員による訪問介護の提供、保険会社の営業拠点における福祉用具の貸与等)の実施。	介護保険法施行により、介護関連業務に対する社会的ニーズがますます高まっている中、民間介護保険の引受・募集を行っている生命保険会社が、既存の経営資源や全国的ネットワークを活用して、介護保険法に定める居宅介護支援事業を行うことで、公民あわせ居宅サービス計画の策定と給付金の支払いができるようになり、利用者の利便性が更に高まる。	保険業法第98条同施行規則第51条	金融庁	
z0300046	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃	5033	5033021	社団法人日本損害保険協会	11	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃		保険会社の資産別運用比率規制を撤廃する。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。当局への報告等の事務が軽減される。	現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上は既に同規制の代替としてオフサイトモニタリングが導入・強化されているため、撤廃しても問題ないと考えられる。なお、IAISの基本原則では資産別規制が必要とされているが、より実効性の高いオフサイトモニタリングという制度によって同原則の趣旨は全うされているとの解釈が可能と考える。従って、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。	保険業法第97条の2第1項、同施行規則48条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300046	保険会社による資産別運用比率規制 (いわゆる3-3-3規制)の撤廃	保険業法第97条の2、同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	c	-	保険会社の資産別運用比率規制については、金融審議会第二部会中間報告 (平成13年6月26日)におけるALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実 (平成13年9月～オフサイトモニタリング導入)等を図ってきた。資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAS (保険監督者国際機構)において資産運用に関する法的規制が求められること等から現時点では困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った (平成15年6月、規則改正) など、資産別運用比率規制について見直しを図ったところである。		回答では、資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAS (保険監督者保護機構)において資産別運用に関する法的規制が求められること等から現時点では困難とされているが、一方で、要望内容にあるように、既に実効性の高いオフサイトモニタリングの導入等の監督手法の充実という代替措置によって規制目的は達成されていると考える。 これらの点を踏まえ、運用比率の大幅な緩和等の見直しも含め、要望の実現に対する具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回答のとおり、資産別運用比率規制そのものを廃止することについては困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った (平成15年6月、規則改正) など、資産別運用比率規制について見直しを図ったところ。	5083009	慶應義塾大学 ビジネススクール ル許斐研究室	11
z0300047	生命保険セーフティネットの見直しの手続等	保険業法附則第1条の2の13	保険会社が破綻した場合に保険契約者等の保護のための資金援助等を行うものとして「保険契約者保護機構」が設けられている。	b	-	保険契約者等の保護のための制度については、15年6月に施行された保険業法改正法の附則において、施行後3年以内に見直す旨規定されているところであり、今後、保険契約者等の保護の観点等を踏まえながら、金融審議会等の場で検討していくこととしている。制度の見直しを行う場合は、これまでも内外の保険会社や関係団体等との意見交換を行っているところであり、今後とも、必要に応じ、情報の提供や意見の交換を行っていく。						5071079	米国	11
z0300047	生命保険セーフティネットの見直しの手続等	保険業法附則第1条の2の13	保険会社が破綻した場合に保険契約者等の保護のための資金援助等を行うものとして「保険契約者保護機構」が設けられている。	b	-	保険契約者等の保護のための制度については、15年6月に施行された保険業法改正法の附則において、施行後3年以内に見直す旨規定されているところであり、今後、保険契約者等の保護の観点等を踏まえながら、金融審議会等の場で検討していくこととしている。制度の見直しを行う場合は、これまでも内外の保険会社や関係団体等との意見交換を行っているところであり、今後とも、必要に応じ、情報の提供や意見の交換を行っていく。						5074005	カナダ	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300046	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-3規制)の撤廃	5083	5083009	慶應義塾大学 ビジネススクール 許斐研究室	11	生保の運用割合規制の見直し		生保の投資資産運用割合規制の撤廃による、各社自由裁量の拡大		ソルベンシー規制の普及により、投資資産の健全性は代替されるようになってきた。もはや、資産割合規制はその規制目的に疑問が大きい。投資割合規制があるために、商品毎の区分経理を厳格化しにくくしている上、生保資産の効率的ポートフォリオを構築することを阻害してパフォーマンスを低めている。	保険業法97条 施行規則47・48・50条	金融庁	
z0300047	生命保険セーフティネットの見直しの手続等	5071	5071079	米国	11	市民参加による法案策定機会の充実		<p>生命保険契約者保護機構(生保PPC)に資金提供を行なう現行制度は、2006年3月末に失効する。米国は、日本政府に対し、セーフティネットの仕組みを徹底的に見直すために速やかに金融審議会を召集するとの約束を実行するよう求め、より効率的で持続的なセーフティネット制度を確立するための法律を、2006年3月に現在の暫定措置の期限がきる前に制定するよう求める。生保PPCの改革のための法律は、国内生保および外資系生保の双方の財政基盤、運営、ひいては生保業界に対する国民の信頼にも大きな影響を与える可能性がある。従って、米国は、日本政府に対し、パブリック・コメント手続きを最大限に利用・実施するよう求め、生保業界(国内生保および外資系生保)とすべての利害関係者が、保険業法の改正案、生保PPCの改革法、または、生保PPCに係る他の既存の法律や規制に関し、それらが国会に提出されたら実施される前の段階で情報を入手し、コメントし、政府関係者と意見交換を行なう有意義な機会が確保されるよう要請する。これらの機会には、日本政府が召集する可能性のあるワーキング・グループやそれらのグループの構成部分に貢献する等、生保PPCを改革するための審議に積極的に貢献することを含む。</p> <p>損害保険契約者保護機構(損保PPC)に対する資金提供に関する法律が検討される場合には、日本政府に対し、III-Aの生保PPCの事例と同様に取組むよう要請する。</p>		米国は、日本の省庁が、法案が国会に提出される前の作成段階で、一般市民に意見表明する機会を提供する頻度が増えつつあることを評価する。米国は、日本の省庁がこの慣行を引き続き実行することを奨励し、法案が作成される早い段階で法案に対し意見表明できる一層の機会を期待する。法案作成に対する一般市民の意見提出機会が必要とされる具体的事例2件は左記の通り。	金融庁		
z0300047	生命保険セーフティネットの見直しの手続等	5074	5074005	カナダ	11	国内外の保険会社による生命保険契約者保護機構に関するコンサルティングの実施		上記の生命保険契約者保護機構の資金調達に関して、現行の枠組みは2006年初めに期限切れとなります。カナダは、日本政府に対して、生命保険契約者保護機構の改編に伴う法律の作成・施行に際しては、国内外の生命保険会社と透明かつオープンに話し合うよう強く要請致します。			金融庁		



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	保険業法第100条	保険会社の業務範囲は、保険業法第97条に規定する固有業務、第98条に規定する付随業務、99条に規定する法定他業及び他の法律により行う業務とされており、その他の業務を行うことはできない。	c	-	保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められているもの以外の業務を認めることは困難。 なお、介護事業、人材派遣事業については、持ち株子会社、子会社の業務とすることは可能。		「英 独では保険会社の子会社、持ち株会社とも業務範囲に一切規制がなく一般事業を営むことが可能である。また、アメリカでも子会社は金融周辺事業に制限されるが持ち株会社は一切制限されていない。日本の場合、子会社も持ち株会社も一般事業への参入は規制されている。その一方、保険事業を他の一般事業が持ち株会社を通じて傘下に治めることが可能である。すなわち、保険会社は他の事業を傘下に収めるために規制が制約するが、あらゆる一般事業が保険会社を傘下に治めることが可能である。(当然財務上の健全性審査の上だが)保険事業者側の事業活動制約の方が強いことによる非効率率に着目し同規制緩和を要望する。特に、不動産事業への参入規制緩和について再度検討を求める。生保の保有する不動産は巨額であり、運用・活用法のノウハウも高い。日本の不動産資産の有効活用に生保の能力を活かすことに高い期待ができる。」といった指摘があり、これを踏まえて再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められている以外の業務を認めることは困難。	5083012	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	保険業法第100条	保険会社の業務範囲は、保険業法第97条に規定する固有業務、第98条に規定する付随業務、99条に規定する法定他業及び他の法律により行う業務とされており、その他の業務を行うことはできない。	c	-	保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められているもの以外の業務を認めることは困難。 なお、介護事業、人材派遣事業については、持ち株子会社、子会社の業務とすることは可能。		「英 独では保険会社の子会社、持ち株会社とも業務範囲に一切規制がなく一般事業を営むことが可能である。また、アメリカでも子会社は金融周辺事業に制限されるが持ち株会社は一切制限されていない。日本の場合、子会社も持ち株会社も一般事業への参入は規制されている。その一方、保険事業を他の一般事業が持ち株会社を通じて傘下に治めることが可能である。すなわち、保険会社は他の事業を傘下に収めるために規制が制約するが、あらゆる一般事業が保険会社を傘下に治めることが可能である。(当然財務上の健全性審査の上だが)保険事業者側の事業活動制約の方が強いことによる非効率率に着目し同規制緩和を要望する。特に、不動産事業への参入規制緩和について再度検討を求める。生保の保有する不動産は巨額であり、運用・活用法のノウハウも高い。日本の不動産資産の有効活用に生保の能力を活かすことに高い期待ができる。」といった指摘があり、これを踏まえて再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められている以外の業務を認めることは困難。	5083013	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	保険業法第100条	保険会社の業務範囲は、保険業法第97条に規定する固有業務、第98条に規定する付随業務、99条に規定する法定他業及び他の法律により行う業務とされており、その他の業務を行うことはできない。	c	-	保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められているもの以外の業務を認めることは困難。 なお、介護事業、人材派遣事業については、持ち株子会社、子会社の業務とすることは可能。		「英 独では保険会社の子会社、持ち株会社とも業務範囲に一切規制がなく一般事業を営むことが可能である。また、アメリカでも子会社は金融周辺事業に制限されるが持ち株会社は一切制限されていない。日本の場合、子会社も持ち株会社も一般事業への参入は規制されている。その一方、保険事業を他の一般事業が持ち株会社を通じて傘下に治めることが可能である。すなわち、保険会社は他の事業を傘下に収めるために規制が制約するが、あらゆる一般事業が保険会社を傘下に治めることが可能である。(当然財務上の健全性審査の上だが)保険事業者側の事業活動制約の方が強いことによる非効率率に着目し同規制緩和を要望する。特に、不動産事業への参入規制緩和について再度検討を求める。生保の保有する不動産は巨額であり、運用・活用法のノウハウも高い。日本の不動産資産の有効活用に生保の能力を活かすことに高い期待ができる。」といった指摘があり、これを踏まえて再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められている以外の業務を認めることは困難。	5083014	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	5083	5083012	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険会社の他業禁止規制の緩和		資産運用先への原則的にあらゆる事業介入を実行できるようにする。本体・持ち株会社・子会社の業務範囲のリーガル・リスト方式から禁止業務原則の徹底と列記式への変更		保険資産運用投資の効率を高めるための事業への介入は効果的。また金融以外の事業に保険会社が関わりを深めることで、新たな金融商品や運用手法が見出される環境をもたらす。他事業へのコミットによってあらたな保険給付を生み出す契機となり、金融商品開発にも貢献する。建設・電力業への介入などによってプロジェクト・ファイナンスの開発インセンティブももたらす。	保険業法100、106、107条施行規則48条2、56条の2	金融庁	
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	5083	5083013	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険会社の他業禁止規制の緩和		保険会社本体での不動産事業認可。		投資効率を高めるための保険会社の不動産事業への介入は特に生保の不動産運用ノウハウを有効に活用できる。不動産の活発な活用が資産価格下落の歯止め効果を生む可能性も高い。	保険業法100、106、107条施行規則48条2、56条の2+14	金融庁	
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	5083	5083014	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険会社の他業禁止規制の緩和		保険会社本体、持ち株会社、子会社に介護事業を認める。あわせて人材派遣業務も認可する。		人材派遣事業・介護事業は特に生保事業に密着したサービスである。本業ノウハウを活用し、あらたな保険給付を生み出す契機となり、金融商品開発にも貢献する。	保険業法100、106、107条施行規則48条2、56条の2	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	保険業法第100条	保険会社の業務範囲は、保険業法第97条に規定する固有業務、第98条に規定する付随業務、99条に規定する法定他業及び他の法律により行う業務とされており、その他の業務を行うことはできない。	c	-	保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められているもの以外の業務を認めることは困難。 なお、介護事業、人材派遣事業については、持ち株子会社、子会社の業務とすることは可能。		「英 独では保険会社の子会社、持ち株会社とも業務範囲に一切規制がなく一般事業を営むことが可能である。また、アメリカでも子会社は金融周辺事業に制限されるが持ち株会社は一切制限されていない。日本の場合、子会社も持ち株会社も一般事業への参入は規制されている。その一方、保険事業を他の一般事業が持ち株会社を通じて傘下に治めることが可能である。すなわち、保険会社は他の事業を傘下に収めるために規制が制約するが、あらゆる一般事業が保険会社を傘下に治めることが可能である。(当然財務上の健全性審査の上だが) 保険事業者側の事業活動制約の方が強いことによる非効率に着目し同規制緩和を要望する。特に、不動産事業への参入規制緩和については再度検討を求め、生保の保有する不動産は巨額であり、運用・活用法のノウハウも高い。日本の不動産資産の有効活用に生保の能力を活かすことに高い期待ができる。」といった指摘があり、これを踏まえて再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険業という公共性の高い事業の性格上、保険会社は本来業務に専念すべきであるとともに、他業の及ぼす不測のリスクが保険契約者に転嫁される事態を回避する等、保険業の健全性の維持が強く求められることから、保険会社の他業を禁止しているものであり、法令で認められている以外の業務を認めることは困難。	5083016	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300049	インターネットを活用した保険商品の販売の容認	保険業法施行規則11条、ガイドライン1-13	保険業法施行規則11条及びガイドライン1-13にインターネットによる保険商品販売の審査基準が定められている。	e	-	審査基準が定められているほか、インターネットによる保険商品の販売もすでに行われており、事実誤認と考えている。	新規要望					5021190	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300050	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化の容認(電子公告の導入)	保険業法第22条、第274条等	保険会社が保険業法上の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞誌への掲載が義務付けられている。	b		保険会社における公告の方法については、今後の商法改正により一般の株式会社等に対して新たな電子公告が導入される予定であることを踏まえ、利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。		回答では具体的な内容について検討を行うとのことであるが、次期通常国会において商法改正による電子公告制度の導入が予定されている他、規制改革推進3か年計画(再改定)において、改正商法による公告一般の電子化措置の際には銀行にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る(平成15年度中検討 結論 金融分野ア30)とされている。 以上を踏まえ、保険会社における公告についても幅広く(平成16年度中に実施することの可否について改めて検討の上、示されたい(16年度までの実施について現段階で否の場合は結論時期を明示されたい)。	b		保険会社における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等も踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5033003	社団法人日本損害保険協会	11
z0300051	保険契約者保護機構における保険計理人の選任条件の見直し	保険業法第120条、保険業法施行規則第76-79条	法令等において、保険計理人の常勤・非常勤の勤務形態について規定されていない。	d	-	保険計理人は、保険契約者の保護の観点から、法令に規定された関与事項に係る事務を適切に行う必要があり、勤務体系についても当該業務の適正な遂行のため、慎重に判断される必要がある。	新規要望	回答では、規定がないことを根拠に現行制度下で対応可能とされているが、 要望内容は、保険契約者保護機構においてはそもそも計理人の関与すべき事項が少なく、かつ必要とされる業務の時期が限定的(決算期)であることから、非常勤等の勤務体系であっても契約者保護に欠けることにはならないと考えられることから、非常勤等の計理人の選任を認める旨、明確化を図ることを求めるものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討の上、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め、具体的に示されたい。	d	-	保険計理人は、保険契約者の保護の観点から、法令に規定された関与事項に係る事務を適切に行う必要があり、勤務体系についても当該業務の適正な遂行のため慎重に判断される必要があり、非常勤の形態で適切に計理人の業務が行われるかについては、直ちに問題がないとはいえない。	5033004	社団法人日本損害保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300048	保険会社の他業禁止規制の緩和	5083	5083016	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険会社の他業禁止規制の緩和		持ち株会社 子会社の業務範囲に医療法人を認可する。		保険会社と医療法人の産業融合によって、あらたな保険商品やサービスが見出される環境をもたらす。	保険業法100、106、107条施行規則48条2、56条の2	金融庁	
z0300049	インターネットを活用した保険商品の販売の容認	5021	5021190	社団法人日本経済団体連合会	11	インターネットを活用した保険商品の販売【新規】		生命保険契約、医療保険契約について、インターネットによる販売(契約締結)の取扱を認めるべきである。		インターネットによる保険商品の販売は、契約者利便の向上及び保険会社の営業の効率化に資する。なお、インターネット上の映像通信技術 認証技術に依拠すれば、申込者の本人確認、被保険者の身体状況の確認にあたり、必要な措置を講ずることは可能となる。	保険業法施行規則 第11条第1項2号、2の2号 金融庁事務ガイドライン(保険会社関係)1-9	金融庁	インターネットによる保険契約の締結手続きにおいては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者の身体状況の確認など、当該手続きの遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていることが必要とされている。生命保険、医療保険について、この要件に基づいてインターネットによる販売が認められた例はない。
z0300050	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化の容認(電子公告の導入)	5033	5033003	社団法人日本損害保険協会	11	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化(電子公告の導入)		株式会社、有限会社の公告事項の公告手段として、電子公告制度を導入する商法改正が予定されているが、保険業法上特に日刊新聞紙への公告が必要とされている事項(組織変更、契約移転、合併など)についても、同様に電子公告を認めて頂きたい。	企業再編等に伴う公告コストの削減につながる。	商法改正により電子公告が日刊新聞紙への公告と同等の公告手段として位置づけられる見込みである。これに伴い、保険業法上、保険契約者保護等の観点から特に官報でなく日刊新聞紙によることとされている事項についても、電子公告を認めるべきである。	保険業法	金融庁	
z0300051	保険契約者保護機構における保険計理人の選任条件の見直し	5033	5033004	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約者保護機構における保険計理人の選任条件の見直し		保険契約者保護機構については、保護機構における計理人の職務の実態を考慮し、非常勤等の計理人の選任を認めて頂きたい。	保険契約者保護機構として、アクチュアリーを常時雇用する必要が無く保護機構運営経費の効率化につながる。	保険計理人の業務として、保険数理に関する事項への関与や毎決算期の確認事項ならびに意見書の提出が定められているが、保護機構はノンフ業務に限定され新たな保険契約の引受けもないことから計理人の関与すべき事項が少なく、その業務がほぼ決算期に限定されたものとなっているため、常時在籍する必要がない	保険業法第120条、保険業法施行規則第79条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300052	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止	保険業法第265条の37-40、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第28-30条、36条、38条、39条、41条	保険契約者等の保護のための特別の措置に関する命令第28条において、機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする」とされており、機構は予算に関する認可・届出等に際し、収入支出予算を作成する義務を負っている。	c	-	保険特別勘定は、破綻保険会社の受皿会社が現れるまでの間、引受けた保険契約に係る経理を一時的に他の経理と区分する勘定である。 同勘定は、当該保険契約の支払い等に支障が生じないよう一般勘定との間で資金の融通をすることができるとされている(命令第41条)。 したがって、予算によりその収入支出を明らかにすべき認可法人の全ての勘定における資金管理を適切に把握する必要があり、保険特別勘定についても収入支出予算の作成が求められる。	新規要望 財務省共管(大臣官房信用機構課)	回答では、保険特別勘定が一般勘定より資金の融通を受けることができるとされていることをもって措置困難とされているが、保険契約者保護機構の決算・経理業務の大幅な効率化の観点からは実施に向けた検討をすべき事項と考えられる。 以上を踏まえ、別途作成される保険会計の原則による会計処理においても適切に把握・管理することが可能であると考えられることから、予定貸借対照表、予定損益計算書で代替することの可否等を含め、改めて実施に向けた具体的な対応策を示され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	保険契約者保護機構は、万一保険会社が破綻した場合のセーフティネットとして、保険業法の規定に基づき設立された認可法人であり、他のセーフティネットの役割を担う認可法人と同様、勘定ごとに予算及び資金計画の作成が義務付けられている。 保険特別勘定は、破綻した保険会社の保険契約者への保険金支払い等に支障が生じないよう一般勘定との間で資金の融通をすることができるとされており、同勘定は機構の決算見直しを把握するためのみならず、適切な資金管理を把握するために必要不可欠な勘定であるため、収入支出予算の作成を求めるものである。	5033005	社団法人日本損害保険協会	11
z0300053	保険契約者保護機構の中間業務報告書提出義務の適用除外又は報告書の簡素化	保険業法第110条、第270条の6	保険会社は、平成16年度より中間業務報告書の作成、提出が義務付けられている。また、保険契約者保護機構が、破たん保険会社の保険契約を引受け、保険業を行う場合には、同機構を保険会社とみなして保険業法の規定を適用することとされている。	c	-	先般の保険業法の改正において、保険会社の財務状況を適時に把握するため、平成16年度より、中間業務報告書の作成、提出を、保険会社に義務付けることとしたところ。また、保険契約者保護機構(以下「機構」という)についても、保険業を行う場合には、機構を保険会社とみなして保険業法の規定を適用することとしている。これらの趣旨からすれば、機構について中間業務報告書の作成義務を適用除外とすることは困難である。 また、保険会社の中間業務報告書の内容については、現在検討しているところであるが、機構についてこれを簡素化することについては、同様の趣旨から、困難である。		先般の保険業法改正により中間業務報告書の作成、提出が義務付けられることとされたところであり、俄かに不要とする措置は難しいと理解するが、現在、その内容を平成16年度中の早期に確定させるべく検討されているとのことであり、その際、一般の保険会社に比べて保険契約者保護機構の業務が限定的である等、中間業務報告書の内容を一般の保険会社における内容より簡素化しうる合理的な理由が存在するものと考えられる。 以上の点を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討の上、実施時期とともに具体的に示されたい。 さらに、保険契約者保護機構に中間業務報告書を課することの意義が乏しいことから、今回の保険業法改正時において保険契約者保護機構についてはこれを不要とすることについて、平成16年度中に検討を開始することの可否について示されたい。	c	-	保険会社の中間業務報告書の内容については、平成16年3月末に向けて検討を行っているところであり、機構について、現状これを簡素化することは困難である。 また、前回回答のとおり、中間業務報告書は、保険会社の財務状況を適時に把握するために、保険会社に義務付けることとしたものであり、また、保険契約者保護機構についても、保険業を行う場合については、保険会社の規定を適用することとしているところであり、これらの趣旨からすれば、機構について中間業務報告書を不要とすることは困難である。	5033006	社団法人日本損害保険協会	11
z0300054	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第3項等	目論見書の交付方法として、目論見書提供者等のホームページで閲覧に供する方法を採用するためには、目論見書に記載された事項を閲覧ファイルに記録する旨の通知(ただし、投資家が目論見書に記載された事項を閲覧していたことを確認した場合は通知の必要はない。)当該ホームページを閲覧するために必要な情報の目論見書被提供者ファイルへの記録、については、法令等解釈の明確化の観点から、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段を事務ガイドラインにおいて明確化するよう平成16年度中に措置する予定。 目論見書の記載事項の維持については、虚偽記載等に係る損害賠償請求の除外期間(5年、証券取引法第200条後段)を考慮して5年と定めているところであり、投資者保護の観点から最低限維持が必要な期間であることから、目論見書のみ5年間の記載事項の維持を適用除外とすることは困難であるが、現行規定(目論見書の提供があったときから5年間消去し又は改変することができない。)による保存方法は大きなコストとなるため、その要件を緩和し、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法その他の方法によることができるよう平成16年度中に措置する予定。	a	-	証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である、目論見書に記載された事項を閲覧ファイルに記録する旨の通知(ただし、投資家が目論見書に記載された事項を閲覧していたことを確認した場合は通知の必要はない。)当該ホームページを閲覧するために必要な情報の目論見書被提供者ファイルへの記録、については、法令等解釈の明確化の観点から、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段を事務ガイドラインにおいて明確化するよう平成16年度中に措置する予定。 目論見書の記載事項の維持については、虚偽記載等に係る損害賠償請求の除外期間(5年、証券取引法第200条後段)を考慮して5年と定めているところであり、投資者保護の観点から最低限維持が必要な期間であることから、目論見書のみ5年間の記載事項の維持を適用除外とすることは困難であるが、現行規定(目論見書の提供があったときから5年間消去し又は改変することができない。)による保存方法は大きなコストとなるため、その要件を緩和し、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法その他の方法によることができるよう平成16年度中に措置する予定。	回答では、目論見書の電磁的方法による提供における要件の明確化および記載事項維持要件の緩和もいずれも平成16年度中に措置する予定とされているが、平成16年度中に措置することについて、改めて検討の上、示されたい。			目論見書等の電磁的方法による提供が認められるための要件の明確化について、所要の整備を平成16年度中に措置する。 また、目論見書の電磁的方法による提供における記載事項の緩和については、平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「目論見書制度の見直し」の「3.共通事項」の「目論見書の電子交付の要件の簡素化」として「個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法その他の方法によることができることとすることが適切である」とされたことを踏まえ、所要の整備を平成16年度中に措置する。	5033010	社団法人日本損害保険協会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300052	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止	5033	5033005	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約者保護機構の保険特別勘定に係る収入支出予算の廃止		保険契約者保護機構が、毎事業年度毎に作成、報告を求められている収入支出予算の対象から、保険契約に係る特別勘定を除外し、同勘定に係る収入支出決算書の作成を不要として頂きたい。	保険契約者保護機構の決算 経理業務が大幅に効率化される。	保険契約に係る特別勘定については、保険会社同様に、保険会計の原則による会計処理が別途求められており、現金主義の単年度収支を予算化する意義が乏しい。また、別途予定貸借対照表、予定損益計算書を作成することになっており、特別勘定の決算見通しを把握することは可能である。	保険業法第265条の37～第265条の40、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第28条～30条、39条	金融庁 財務省	
z0300053	保険契約者保護機構の中間業務報告書提出義務の適用除外又は報告書の簡素化	5033	5033006	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約者保護機構の中間業務報告書提出義務の適用除外又は報告書の簡素化		保険契約者保護機構の特別勘定については、中間業務報告書の作成を不要とするか、報告書の内容を簡素化して頂きたい。	保護機構がランノ業務のみ行い契約件数が年々減少していく中で、中間業務報告書作成に係る新たなシステム負担・人件費負担が生じることを避けることができる。	保護機構の特別勘定は破綻保険会社から保険契約を移管する際に資産・負債を厳正に評価した上で設定し、その後新たな保険契約を引き受けないなど、保護機構の財務状況が急激に悪化する可能性は保険会社に比して著しく低い。保険会社同様に中間業務報告書を作成する意義は乏しい。	保険業法第110条	金融庁	
z0300054	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	5033	5033010	社団法人日本損害保険協会	11	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化		上記要件の、を満したか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	目論見書について簡素化が可能。これにより、投信販売の効率化/活性化に資する。	電磁的方法により現在交付しているのは顧客専用のファイルを設けているネット証券等においてであり、コールセンターや対面を中心とする金融機関のホームページでは実施されていないのが実情であり、規制緩和が有効に働いていない。これは、要件の確認方法が不明瞭であることが実施の障害となっている。また、目論見書については証取法で定めるように最新のものとなければ有効ではないため、5年間の記載を要件とするのは証取法と不整合である。よって、目論見書についてのみ、5年間の記載要件を課すべきではない。	証券会社に関する内閣府令第29条の2	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300055	申請・届出の電子化	保険業法第123条	保険業法により、保険会社には監督官庁に対する各種申請、届出手続きが規定されている。	a	-	金融庁電子政府構築計画「および「金融庁申請・届出等手続きの電子化推進アクションプラン」に基づき、16年3月の運用開始を目指し順次対応を行っているところである。						5033012	社団法人日本損害保険協会	11
z0300056	届出対象種目における事業方法書記載事項の届出制への全面移行	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条	届出対象の損害保険商品については、積立勘定等一部の事業方法書記載項目を除き届出による変更が可能となっている。	b		届出対象の損害保険商品について、認可が必要とされていた危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項については、届出による変更が可能となるよう措置済み。(平成15年5月) 他の事項については、年度内を目処に、要望内容の実施が契約者保護の観点から特段の問題がないかを確認し、所要の手当てについて検討する。		回答では、年度内を目処に要望内容の実施が契約者保護の観点から特段の問題がないかを確認し、所要の手当てについて検討する。とされているが、本件、当会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」において「商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう平成15年度中に検討し、結論を得る」とされたところである。また、生命保険会社においては、届出対象商品について事業方法書全てを届出対象としており規制の不整合が生じている。この点を踏まえ、商品審査に係る記載事項の変更を全て届出により可能とすることについて、改めて平成16年度中の実施の可否について検討の上、示されたい(否の場合は具体的理由も示されたい)。 商品審査に係る記載事項以外でなお届出による変更が認められていない事項(すなわち保険業法施行規則第8条第5項)についても同様に平成16年度中の実施の可否について検討の上、示されたい(否の場合は具体的理由及び検討や結論のスケジュールも示されたい)。	b	届出対象の損害保険商品について、認可が必要とされていた危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項については、届出による変更が可能となるよう措置済み。(平成15年5月) 届出対象の損害保険商品について、商品審査にかかる記載事項の変更を全て届出制にすることについて、要望内容の実施が契約者保護の観点から特段の問題がないかを確認し、所要の手当てについて15年度中に検討・結論を得る。 商品審査に係る記載事項以外の変更については、一律に緩和することにより保険契約者保護上問題がないか慎重に検討する必要がある。	5033013	社団法人日本損害保険協会	11	
z0300057	企業向け保険商品の普通約款の自由化の容認	保険業法第123条、規則第83条	普通保険約款の変更については、法による認可又は届出が必要となっている。	c	-	弾力的な組換えが必要となる企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。国内の契約については、保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業が相当程度存するところであり、普通保険約款に特別保険約款を付す形式の保険契約を廃することは、これらの契約者の保護の観点から問題がある。		回答では、保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業契約者の保護の観点から措置困難とされているが、そもそも特約自由方式については契約者保護等の観点から問題がないものとして認められているものであることから、当該方式の企業向け保険商品について普通保険約款を自由化することは契約者保護に欠けるものではないと考える。また、本件は「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき検討が進められているものと理解している(平成15年度検討)。この点を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討の上、示されたい。 上記を踏まえた結論や実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	弾力的な組換えが必要となる企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。国内の契約については、保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業が相当程度存するところであり、こうした企業にとっては普通保険約款の自由化が必ずしも契約者にとつてわかりやすい約款構成になるとは限らないおそれがあるため、普通保険約款に特別保険約款を付す形式の保険契約を廃することは、これらの契約者の保護の観点から問題がある。	5033014	社団法人日本損害保険協会	11
z0300058	商品の届出における事前審査権の廃止	保険業法第123条、125条、規則83条	保険業法123条第2項に規定されている届出については、行政による事前審査が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	c	-	保険商品は公共性を有するとともに本質的に複雑な契約となる商品であるため、商品の特性を踏まえて契約者保護のために最低限度必要となる審査を行っているものであり、届出制についてもこの審査を廃止することは適当でない。なお、届出については申請内容に応じた審査の上で期間短縮を行っており、消費者ニーズへの迅速な対応にも配慮している。		本件は、「規制改革推進3か年計画(再改定)」における「ファイル・アンド・ユース(届出使用制)の導入」に基づき、平成15年度中の結論を得るべく、検討が進められているものと理解している。この点を踏まえ、平成15年度中に得る結論(具体的な対応策)について改めて検討の上、示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度中に実施することの可否について示されたい(否の場合は具体的理由を示されたい)。	c	-	ファイル・アンド・ユースについては、海外でも見直しの動きがあることや、企業向けの保険商品が特約自由方式等により実質的な商品設計の自由度の高いものとなっており、ファイル・アンド・ユースの導入は行わず、特約自由方式の対象範囲の拡大等により対応することとした。なお、国際間取引にかかる損害保険を対象に含めるとするガイドライン改正を平成15年6月30日に行っている。	5033015	社団法人日本損害保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300055	申請・届出の電子化	5033	5033012	社団法人日本損害保険協会	11	申請・届出の電子化		早期に電子データによる申請・届出等も可能とする。	・透明で効率的な行政運営の実現。ひいては、活発な商品開発の実現。 ・商品開発部門における実務の効率化。 ・商品開発期間の短縮化。(定量的試算) ・定量化は困難であるが、ある社の例では申請案件で昨年度数十件の認可申請を実施。1件あたりのアポ取得・事前説明時間に2名×2時間程度必要と考えると、年間約300時間(業界全体で約3,500時間)の効率化が可能。	官民双方の手続き・受付の迅速化・効率化に寄与するものと考えられる。	保険業法第123条	金融庁	
z0300056	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制への全面移行	5033	5033013	社団法人日本損害保険協会	11	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行		届出制対象種目については、事業方法書の変更もすべて届出によることとする(保険業法施行規則8条1・2項に規定する事業方法書必須記載事項以外についても、届出による変更を可能とする。)	商品開発・申請ロートの削減、審査期間の短期化行政運営の透明性の向上商品戦略の機動的な実施	生保に関する規定と比較してバランスが取れていない。また、事業方法書については、業法施行規則に規定された必須記載事項のみが届出対象となっており、規制の目的が不明確となっている。実務的にも、変更届出を行う際に、内容の一部だけ認可申請とせざるを得ないケースが生じるため、非効率的である。	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条	金融庁	
z0300057	企業向け保険商品の普通約款の自由化の容認	5033	5033014	社団法人日本損害保険協会	11	企業向け保険商品の普通約款の自由化		特約自由方式の企業向けの保険商品については、普通保険約款を自由化していただきたい。	契約者にとってわかりやすい約款構成にすることができる。	特約自由対応では契約者にとって非常にわかりにくい約款構成になってしまう事例が多い。保険種類の制限及び外国または国際間において使用される契約という保険種類の制限がある	保険業法第123条、金融庁事務ガイドライン	金融庁	
z0300058	商品の届出における事前審査権の廃止	5033	5033015	社団法人日本損害保険協会	11	商品の届出における事前審査権の廃止		市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするという観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、業法に規定する「届出」について、事前審査権を廃止する。	契約者ニーズに応じて迅速な商品改定が可能となる。	業法に規定する「届出」について、事前審査権が残っており、認可制と同様の運用となっており、迅速な対応ができない。	保険業法第125条	金融庁	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300059	保険会社の子会社の業務範囲として、保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」の追加の容認	保険業法第106条、同法施行規則第56条の2	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売は認められていない。	c	-	保険会社の従属業務を行う子会社は、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、主として当該保険会社及びその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものを子会社とすることを認めているところである。従属業務子会社における収入依存度規制を踏まえれば、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売を中心に行う会社を従属業務子会社とすることは、慎重な検討が必要。		回答では、従属業務子会社における収入依存度規制を根拠に対応不可とされているが、貴庁においては「規制改革推進3か年(再改定)」に基づき、収入依存先を保険代理店まで拡大する点につき検討がなされているものと理解している。確かに、本要望実現が真に実効あるものとなるためには収入依存先の拡大が前提と考えるが、本件も業務のアウトソーシングによる経営の効率化の観点から上記事項と同様、実施に向けた検討が可能な項目と考える。 以上の点を踏まえ、改めて具体的な対応策について検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険会社の従属業務を行う子会社は、主として当該保険会社及びその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものを子会社とすることを認めているところであり、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売を中心に行う会社を従属業務子会社とすることは、慎重な検討が必要。	5033018	社団法人日本損害保険協会	11
z0300060	保険契約移転単位の見直し	保険業法第135条	保険契約の移転においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して行わなければならないこととされている。	b		責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について、一部移転を認める場合、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割が求められるものであり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得る」とされているところであり、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行っているところ。		本件は、「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中の結論を得るべく検討が進められているものと理解している。この点を踏まえ、平成15年度中に結論を得た上で、平成16年度中に実施される可否について示されたい。 上記において、平成16年度中に実施困難とされる場合には、理由を具体的に示されたい。	b		これまで、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について一部移転を認めることについて、検討を行っているが、保険契約者間の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割について十分な検討が必要であり、引き続き、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行うこととしているところ。	5033019	社団法人日本損害保険協会	11
z0300061	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	保険契約者保護機構は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告しなければならないこととされている。	c	-	保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転における資金援助を行う等一般保険会社とは異なる公共性を有していることから、財産目録等の官報公告が義務付けられているところであり、その簡素化については慎重に検討する必要がある。		回答では、保険契約者保護機構と一般保険会社の公共性の差異を根拠に公告の簡素化について慎重に検討する必要があるとしているが、 要望は、現行規制において、公告として官報に加え日刊新聞紙の掲載も要されていることから、まさに貴庁回答通り、少なくとも官報のみの公告を認めることを求めるものである。この点および公告負担の軽減の観点を踏まえ、公告は官報のみで良いとすることについて平成16年度中に実施されることの可否を示されたい(否の場合は具体的に理由を示されたい)。 加えて、商法においては電磁的方法による公告が認められ、その範囲の拡大が予定されている中で、要望内容の実現に対する具体的な対応策を改めて検討の上、検討や結論、実施時期とともに示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険契約者保護機構の財産目録等の官報公告の簡素化については、同機構の公共性から、慎重な検討が必要。 また、保険会社(保険契約者保護機構が保険業を行う場合も含む)の公告について日刊新聞紙への掲載を要していることについては、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等を踏まえつつ、電子公告の導入について、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。	5033020	社団法人日本損害保険協会	11
z0300062	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	保険業法第98条、同法施行規則第51条	保険会社は、他の保険会社(外国保険会社を含む)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行うことができるが、船主責任相互保険組合法に基づく日本船主責任相互保険組合は保険業法上「保険会社」に該当せず、保険会社はその業務代理・事務代行ができない。	b	,	保険会社と日本船主相互保険組合との間で代理・代行業務を行えるようにすることについては、日本船主相互保険組合が非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ検討する必要があるものであり、代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討する。		回答では、本年6月に実施した「規制改革集中受付月間」における対応においても、すでに貴庁において実施の可否についての検討がなされつつあったものと理解している。日本船主責任相互保険組合は、その根拠法において損害保険事業を営むとあるほか、諸外国の船主責任相互保険組合の代理・代行が既に行えることもあり、保険会社と同一に取り扱うことが可能と考える。 以上の点を踏まえ、平成16年度までに実施することの可否について検討の上、改めて示されたい。 上記において「否」の場合は具体的な理由を示された上で、結論のスケジュール等を示されたい。	b	,	保険会社と日本船主相互保険組合との間で代理・代行業務を行えるようにすることについては、日本船主相互保険組合が非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ検討する必要があるものであり、代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討することとしているものであり、結論のスケジュール等を示すことは困難であるが、前回答のとおり、引き続き検討する。	5033022	社団法人日本損害保険協会	11
z0300063	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続きスケジュールの短縮	保険業法第276条、事務ガイドライン	書面にて登録・届出申請を行う必要がある	a		金融庁電子政府構築計画」および「金融庁申請・届出等手続きの電子化推進アクションプラン」に基づき、15年度末までの運用開始を目指し順次対応を行っているところである。						5033023	社団法人日本損害保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300059	保険会社の子会社の業務範囲として、保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」の追加の容認	5033	5033018	社団法人日本損害保険協会	11	保険会社の子会社の業務範囲として、保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」の追加		保険会社の子会社の業務範囲として、保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」を追加する。	分社化や持株会社等多様な組織形態に対応することが出来る。	保険会社及び保険代理店の使用する各種販売用具(バンフレットケース、社名入り景品等)については、仕様、意匠、品質、性能のチェックを行う必要があり、また、代理店への案内等、保険会社業務のアウトソーシングの要素があるので、子会社業務として認めていただきたい。	保険業法第106条、同施行規則第56条の2	金融庁	
z0300060	保険契約移転単位の見直し	5033	5033019	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約移転単位の見直し		責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。	既存保険会社の再編において、顧客別、地域別等の分社が可能となり、再編に係る選択の幅は広がる。	現行規制では、既存保険会社を企業再編で分社する場合、保険商品別分社に限定され、再編の形態が狭められている。	保険業法第135条	金融庁	
z0300061	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	5033	5033020	社団法人日本損害保険協会	11	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化		保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙何れかへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。	日刊新聞紙への公告費用が削減され、保険契約者保護機構の経費軽減につながる。	保険契約者保護機構の公告範囲(公告方法は、保険会社と同等の条件を満たしているべきではあるが、保険会社の決算公告が要望内容同様の規定となっているため、保険契約者保護機構に対してはより厳しい要件が求められることとなっている。	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	金融庁	
z0300062	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	5033	5033022	社団法人日本損害保険協会	11	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大		保険会社が業務の代理又は事務の代行が受託できる相手方にJPも加える。	船舶保険を営業する多くの損保がJPIとの提携によりリストアップ・ショピング」を提供できることから、販売ルートにおける契約者の選択肢が広がる。同時に損保間の募集競争を通じて船舶保険(間およびPI保険)間の商品競争も促進される。JPIにとっては募集方法の選択肢が広がり、コスト追求を通して相互保険組合の使命が達成できる。一方、損保側は現有経営資源の有効活用が図れる。このコスト削減、経営資源の有効活用は保険料、商品内容を通じて将来契約者に還元される。	JPIと保険会社と同一扱いされるべきであり、かつ、諸外国の船主責任相互保険組合から保険会社が業務の代理又は事務の代行が行えることからのイコールフィッティングの観点からも、JPからの業務の代理又は事務の代行を可能とすべきである。	保険業法第98条第1項第1号	金融庁	
z0300063	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続きスケジュールの短縮	5033	5033023	社団法人日本損害保険協会	11	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続きスケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	損保代理店を行おうとする者の迅速な事業展開が可能となる。損保各社、損保協会および当局における代理店登録関連業務の効率化が図れる。(各社および損保協会の登録業務担当に係る要員削減)ペーパーレス化の実現により、諸経費の削減が期待される。(様式印刷費、書類保管コスト等の削減)	法人格の変更や個人代理店死亡の場合に、代理店業を再開するまでに2~3週間(保険会社での手続きを含めると1か月程度)の期間を要するため、事業展開等の自由や迅速性を阻害しているが、上記によりこれを解消したい。	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300064	代理店登録事項(使用人届)の猶予期間設定の容認	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン3-2、4-1-12	代理店は、役員又は使用人に保険募集を行わせる場合には、事前に当該使用人の氏名等を届け出ることとされている。	c	-	事後届出を認めた場合には、募集から届出までの間、代理店の登録拒否事由に該当する恐れのある者に保険募集を行わせることになり、代理店を通して損害保険を購入しようとする契約者に不測の事態を招きかねず、契約者保護の観点から困難である。		回答では、契約者保護の観点から対応不可とされているが、本件の「届出」は、審査を伴わない手続きであることから事前の手続きに拘る必要は必ずしもなく、事後手続きで足りるものである。そもそも不適格な使用人を使用することは代理店の登録拒否事由に該当するため、代理店が自ら不適格な使用人を雇用する理由は考えにくい。一方、十分な募集能力・経験を有する者が転居等に併い別の代理店に勤務する場合、現行法上即戦力としての期待がありながら実際には活躍の機会が奪われている実態にある。以上を踏まえ、要望は「一定の要件を満たす代理店の場合、一定期間内の事後届出を認める」ことを求めるものであり、改めて実施に向け、契約者保護の観点から問題がないと考える上記「一定の要件」の検討等、具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	事前届出により、代理店の登録拒否事由に該当する恐れのある者に保険募集を行わせることの契約者に対する不測の事態を回避できるものであり、保険契約者保護の観点から困難である。	5033026	社団法人日本損害保険協会	11
z0300065	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有の容認	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン3-2、4-1-12	所属保険会社は、代理店の登録原簿を備えることが義務付けられており、利害関係人は、原簿の閲覧を行うことができるとされている。	c	-	財務局は保険代理店の登録情報を登録原簿に整備しているが、当該情報は行政機関に寄せられた個人情報、法人情報であり、監督当局としても必要最低限の利用にとどめているものである。このため、システム・セキュリティ確保の如何にかかわらず、保険会社等に対し情報提供する制度を整備することについては、プライバシーの保護の観点より応じることはできない。		回答では、プライバシーの保護の観点から対応不可とされているが、人材の流動化が進展する中、当該代理店の使用人情報をはじめとする一定の情報を代申会社をはじめ当該代理店に兼合う委託のある保険会社に限り共有することは情報の正確性の確保による契約者保護や保険会社における事務の効率化の観点からも十分合理性があると考える。 以上を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえ検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	財務局の保有している情報は、行政機関に寄せられた個人情報、法人情報であり、保険会社等に対し情報提供する制度を整備することについてはプライバシー保護の観点より応じることはできない。なお、利害関係人は所属保険会社に対して原簿の閲覧を求めることができる。	5033027	社団法人日本損害保険協会	11
z0300066	損害保険セーフティネットの在り方の見直し	保険業法第241条等	現行の契約者保護制度は、保険会社が破綻した場合に、責任準備金(保険金等の支払のために積み立てられる準備金)を一定割合まで補償し、保険契約の継続を図る仕組みとなっている。	b		損害保険に関する契約者保護制度については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護とセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、見直しについて検討する」とされているところであり、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、検討していく必要があると考えている。		貴庁回答通り、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき検討されているものと理解している。 平成16年度中に結論を得て、実施することの可否について改めて検討の上、示されたい。 上記において平成16年度中の実施が「否」の場合は、具体的に理由を示されるとともに、その場合においても結論および実施時期について示されたい。	b		損害保険に関する契約者保護制度については、規制改革推進3か年計画(再改定)に基づき、見直しについて検討することとしているところであり、結論及び実施時期について示すことは困難であるが、前回回答のとおり、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、検討する必要があると考えている。	5033028	社団法人日本損害保険協会	11
z0300067	保険募集の総代理店制度の創設	保険業法第2条、第275条、第283条、第294条	現行の保険募集制度では、損害保険を募集する損害保険代理店は損害保険会社と直接代理店委託契約を結ぶ必要がある。	b		これまで保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を、代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするためには、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要であり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店(保険会社の業務の一部を受託する大型の保険代理店等)が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う」とされているところであり、こうした観点を踏まえながら検討していく必要があると考えている。		本件は、「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中の結論を得るべく検討が進められているものと理解している。この点を踏まえ、平成15年度中に結論を得た上で、平成16年度中に実施することの可否について示されたい。 上記において、平成16年度中に実施することについて「否」の場合は、具体的に理由を示されるとともに、その場合においても実施のスケジュールについて示されたい。	b		これまで、保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を、代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするについて検討を行っているが、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護の確保のための方策について、十分な検討が必要であり、また、代理店の管理等の業務の外部委託は現在も可能であり、代理店との委託契約を外部委託することとする必要性を含め、引き続き検討を行うこととしているところ。	5143015	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300064	代理店登録事項(使用人届)の猶予期間設定の容認	5033	5033026	社団法人日本損害保険協会	11	代理店登録事項(使用人届)の猶予期間設定		一定の要件を満たす代理店の場合(すでに複数の使用人を有する、店主 代表者が専任監督等に関する誓約書 念書等を差し入れるなど)、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、募集に従事する使用人となったときの翌月末に包括して届け出、のような形が考えられる。	人材の有効活用	資格 経験のある者を新たに募集に従事する使用人とする場合であっても、採用 転入後、待機期間が生じてしまう 新規に教育を受けるものの場合も、募集に従事するための講習、資格試験等を修了してから届出を行うため、手続き期間中が待機期間となる。 使用人に関する専任監督は使用者である代理店主または法人が負担しており、当該店主 法人を保険会社は指導監督していることから、一律に使用人の事前届出を求めなければならない決定的な必要性はなく、欠格事由に該当する者を募集従事者として雇い入れたことに関する責任を明示的に負担させることで十分である。	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン4-1-12	金融庁	
z0300065	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有の容認	5033	5033027	社団法人日本損害保険協会	11	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有		代理店の登録情報を閲覧可能とする。また、各財務局で更新された使用人名簿を、当該代理店に委託関係を有する保険会社が電子的にアクセスできる仕組み(自社の代理店マスターデータとの照合等のために)を検討いただきたい。	行政サービスの向上事務合理化、管理レベルの向上	・保険契約者等の保護の観点からは、問題となる保険募集人が正規の登録業者かどうか、国の登録簿から利害関係者が識別できることが望ましく、国の登録簿が閲覧可能になることが期待される。また、登録情報の正確性を保つため、登録情報を閲覧可能とすることで、保険会社等の関係当事者からの訂正の機会が与えられることが必要と考えられる。 ・乗合非代申の場合も使用人の把握が必要であるが、使用人の採用 異動や資格取得の情報が遅れることは実務上避けたい。 ・代理店使用人は、非代申社の契約の募集も同時に行いつつため、代申社が使用人であることを届け出たことは共有されてしかるべき(何ら秘匿性のない)情報である。 ・ネットワークセキュリティに関する手当を前提に、少なくとも代申社の届出内容、さらには更新後の使用人名簿が共有できる仕組みは、全ての乗合会社における使用人データのタイムリーな利用を大幅に改善 省力化させる。	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン4-1-12	金融庁	
z0300066	損害保険セーフティーネットの在り方の見直し	5033	5033028	社団法人日本損害保険協会	11	損害保険セーフティーネットの在り方の見直し		迅速な破綻処理による社会的コストの削減及び契約者保護の充実の観点から、破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更する。	破綻処理の期間短縮による社会的コストの削減及び個人分野を中心に被保険者 被害者保護の充実が図れる。	現行の損保の破綻処理では、破綻会社の資産 / 負債の査定及び救済保険会社との交渉に時間を要するが、その間に破綻会社の経営資源が流出し、企業価値が急速に劣化することから、移転交渉がまとまりにくい。また、保険契約の継続保証に主眼点があることから、一部を除き支払保険金が削減されることとなり、被害者保護の観点からも現行制度には問題有り。	保険業法第241条以下	金融庁	
z0300067	保険募集の総代理店制度の創設	5143	5143015	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	11	保険募集の総代理店制度の創設		保険会社との委託契約を受け、保険会社の固有業務である保険の引受け以外の代理店管理等の業務を外部委託する総代理店制度を創設する。		保険会社の代理店は、保険会社との直接の委託契約以外認められていない。	保険業法第2条、第275条等	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300068	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険業法第98条、同法施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b		「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところである。この報告を踏まえ、信託代理店の銀行等以外への拡大について検討を行っているところである。また、保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として信託業務の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性を踏まえた検討が必要である。		保険会社における業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を強く有しており既に信託業務の代理等が認められている銀行等よりも強いとも考えられる。保険会社が信託業務の代理等を行うことについて問題は無いと考えられることから、回答にある「信託代理店の銀行等以外への拡大」の中で、同時に措置されるよう、更に前向きに検討されたい。	b		信託代理店の銀行等以外への拡大について検討を行っているところであり、また、保険会社の付随業務として信託業務の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性を踏まえた検討が必要である。	5082001	社団法人生命保険協会	11
z0300069	保険会社本体による信託業務の実施	保険業法第97条～第100条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同法施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、各金融業法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。		保険会社における業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を強く有しており既に信託業務の代理等が認められている銀行等よりも強いとも考えられる。保険会社が少なくとも銀行等と同範囲で信託業務を行うことについて問題は無いと考えられることから、平成16年度までに実施されることの可否について、改めて検討されたい。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要であり、平成16年度までに実施することの可否について示すことは困難。	5082008	社団法人生命保険協会	11
z0300070	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務代理、事務代行	保険業法第98条、同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c		保険会社が付随業務として行うことができる他の金融業を行う者の業務代理等の内容については、保険会社の固有業務(保険の引受け及び資産の運用)との関連性又は親近性があるものを認めているものであり、保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難。		金融機関が行う資産運用関連、情報処理関連のバックオフィス業務は、保険会社においても固有業務としてほぼ同様の業務を行っているものが多く、これらの業務については、固有業務との関連性・親近性が高く、保険会社の付随業務として認められるべきであると考えられることから、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めて示されたい。	c		保険会社の固有業務と、他の金融機関のバックオフィス業務との関連性等が不明であり、前回回答のとおり、保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難。	5082010	社団法人生命保険協会	11
z0300071	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁	保険業法第98条第1項第5号、証券取引法第65条	現行法上、保険会社には、私募債の引受業務は認められていない。	c		保険会社を含む金融機関は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、金融機関の企業に対する過度の影響力の防止、金融機関の経営の健全性の確保等の観点から、私募債の引受等の証券業を行うことが禁止されているところであり、保険会社による私募債の引受業務を認めることは困難。		私募債の引受は、実質的に一般の融資業務と同様の機能を有すること、既に保険会社は、私募債の取扱い取得を通じて私募債に係る業務のノウハウを蓄積していることに鑑み、保険会社本体で行う業務として問題ないと考えられることから、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めて示されたい。	c		私募債の引き受け業務については、その募集の取扱い等と比べ、保険会社を含む金融機関による企業に対する過度の影響力の行使や利益相反が生じる可能性があること、また、金融機関の経営の健全性にも影響を及ぼす可能性があることから、保険会社による私募債の引受業務を認めることは困難。	5082011	社団法人生命保険協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300068	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5082	5082001	社団法人生命保険協会	11	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁		保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスター・トラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスター・トラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>	保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2	金融庁	
z0300069	保険会社本体による信託業務の実施	5082	5082008	社団法人生命保険協会	11	保険会社本体による信託業務の実施		保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		<p>保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱ったことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。</p> <p>なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。</p>	保険業法第99条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	金融庁	
z0300070	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務代理、事務代行	5082	5082010	社団法人生命保険協会	11	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務代理、事務代行		<p>次の業務について、付随業務としての認可の可否を法令上明確化する。</p> <p>(1) 他の金融機関の資産運用受託関連(記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務)</p> <p>(2) 他の金融機関のバック・オフィス業務受託関連(他の金融機関の情報処理業務の受託)</p> <p>その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報隔離方法、ファイア・ウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。</p>	<p>例えば典型的には、キャッシュマネジメント、資産運用バックオフィス、契約管理システム等々をグループ内において共同/共用して行うことにより、規模の利益を享受し経営の効率化を図ることが考えられる。こうした共同化は、しばしば共同子会社、共同アウトソーシングにより行われているようにも見受けられるが、既存の経営リソースの活用、提携の補完効果の発揮、取引課税との関係等の観点から、本体間においてこれを行うことも、十分に考えられるところである。</p>	<p>グループ内で経営資源及びエクセスクャパシティを共有し、経営効率化を図ることについて、保険業法上の取扱いが明確化されていないため、保険会社経営の法的安定性・予測可能性を害している。</p> <p>市場競争の激化・高度化に伴い、経営効率の向上を目的としたバック・オフィス業務(巨額の初期投資を要するコンピュータシステムの利用等)の共同化は、グループを超えた他の保険会社・金融機関との共同化を視野に入れるべき状況となりつつある。</p> <p>金融機関経営のコングロマリット化の動向は、保険業以外の業務を営むグループ企業の情報処理等のバック・オフィス業務を保険会社本体等において一元的に行う方向となることが予測される。</p>	保険業法第98条第1項第2項、第100条、第100条の3、同施行規則第51条	金融庁	
z0300071	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁	5082	5082011	社団法人生命保険協会	11	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁		・保険会社本体で、私募債の引受業務を行えるようにしていただきたい。		<p>現行法上、保険会社本体では私募債の取扱い(特定又は少数の者に対して新たに発行される有価証券の取得の申込みを勧誘する業務)が認められている一方で、引受業務は認められていない。現実的には、私募債取得を勧誘した結果として保険会社が残額を引き受ける事態は想定されることであり、法制度での手当てが望まれる。</p> <p>保険会社は従来より、本来業務として、円金利資産による資産運用を行ってきているが、私募債の引受が実質的に一般の融資業務と同じ機能を有するものと位置付けられること、また、既に、私募債の取扱い(取得を通じてノウハウを蓄積していること)に鑑みれば、保険会社のリスク管理上および利益相反の観点からも問題なく、保険会社の収益機会の増大に資するとともに、企業の資金ニーズにも柔軟に対応することが可能となる。</p>	保険業法第98条第1項、第6項、保険業法第99条証券取引法第2条第3項、第61項、第81項	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300072	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁	保険業法99条、行政手続法第5条・第6条	生命保険会社は、保険金信託業務を行うことができることとなっている。また、保険金信託業務を行おうとする場合は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。なお、審査基準は定められていない。	c	-	保険金信託業務の認可申請については、これまで審査実績がなく、保険金信託業務を認可する場合には、審査基準を整備する必要があるかもふくめて慎重に検討していくこととなる。		今後の検討の時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	c	-	保険金信託業務の認可申請については、これまで審査実績がなく具体的な審査基準及び標準処理期間を直ちに公表することは困難である。認可するとした場合に、保険契約者保護の観点から、合わせて整備する必要があるものがあるかを慎重に検討する。	5082012	社団法人生命保険協会	11
z0300073	自動車保険における特約自由方式の取扱いの緩和	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条第3号ル、事務ガイドライン3-6-2(1)・ロ・a	損害保険会社は企業分野の保険について届出をしないで特約を新設し又は変更できる旨を事業方法書に定められることとなっている(特約自由方式)。保険業法施行規則第83条に規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約(フリート契約)については保険契約者の所有・使用自動車の総付保台数が300台以上であることが要件となっており、企業グループの合算による場合は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(連結財務諸表規則)」に規定される企業のみに限られ、その他法令に基づく連結決算企業については認められていない。	b		現行合算対象となっている企業との関連性や契約者間の公平性等も踏まえ、要望内容について、慎重に検討することとする。	新規要望	回答では、要望内容について、慎重に検討することとする」とされているが、平成16年度中に実施することの可否について改めて検討され、示されたい(否の場合においては具体的に理由を示されるとともに、検討や結論時期についても具体的に示されたい)。	b		現在合算対象となっていない企業を新たに対象として加えることについては、合算することの合理性を確認することを前提として、取扱いの透明性や契約者間の公平性を担保する必要があるため、現時点で結論の時期を示すことは困難である。	5031001	民間企業	11
z0300074	生保運用対象規制の手法改革	保険業法第97条の2、同法施行規則第47条	保険会社の行う資産の運用の方法については、有価証券の取得、不動産の取得等、法令により制限されている。	c	-	保険会社の資産は、保険金支払の原資であり、安全かつ有利に運用する必要があることから、その健全性確保のため、保険会社の資産の運用業務に関し、その運用方法について必要な規制を設けているものであり、当該規制を撤廃することは困難。		日本の資金循環を改善させ、経済再生に向かうためには生保資産運用手法の拡大は重要である。日本の潤沢な資金をアジアを中心とした国際的なインフラ投資を行うプロジェクト・ファイナンスを実現させるために運用手法の規制による制限は障害である。」との指摘があり、民間資金を自由に循環させるという観点から再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険会社の資産は、保険金支払の原資であり、安全かつ有利に運用する必要があることから、その健全性確保のため、保険会社の資産の運用業務に関し、その運用方法について必要な規制を設けているものであり、当該規制を撤廃することは困難。	5083008	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300072	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁	5082	5082012	社団法人生命保険協会	11	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁		保険業法第99条第7項に定める認可の申請にかかる審査基準および標準処理期間を定めるとともにこれを適当な方法により公開すること。	保険業法が夙に保険会社の業務として認めてきたとおり、保険会社はその引き受けた保険契約の保険金の信託を受託することには元来高いニーズがあるほか、高齢化社会において保険金を高齢者等の受益者のために受託するニーズはますます高くなりつつあり、かついわゆる「意思凍結機能」を有する信託でなければ、高齢化社会におけるかかるニーズは十分に果たすことができない。また、いわゆる新しい成年後見制度(2000年4月1日に施行された民法改正および任意後見法)と信託との連携による高齢者、障害者、親なき子等へのサービスが注目されているところ、保険会社が保険金信託を実施することはこのようなサービスに資する。現に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第1条第2項が既に営業を行っている金融機関の信託業務兼営認可申請の審査基準を定め(なお同第3項は、それ以外の金融機関からの信託業務兼営認可申請の審査基準を定める)、同第16条が金融機関による信託業務兼営認可申請の標準処理期間を定めていることからすれば、保険業法施行規則においてこれらを定めることも可能ではないかと思われる。	行政手続法第5条 第6条	金融庁	なお現在、金融審議会金融分科会第二部会「信託業のあり方に関する中間報告書」(2003年7月28日付)を踏まえ、信託業法等の見直しが鋭意進められつつあるものと承知しており、信託業法の見直し、および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の見直しのさらなる検討も予定されているものと思われる。本要望についても、当該見直しの中で、併せて検討されることが望まれる。	
z0300073	自動車保険における特約自由方式の取扱いの緩和	5031	5031001	民間企業	11	自動車保険における特約自由方式の取扱いの緩和		特約自由の対象となっている保険業法施行規則第83条第3号に規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約については、保険契約者の所有・使用自動車の総付保台数が300台以上であることを条件としているが、企業グループの合算による場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に規定するグループにかぎられており、非上場会社や証券取引法の対象とならないグループには認められておらず、証券取引法の連結決算の場合は合算制度が認められ、それ以外の法令に基づく連結決算の場合は認めていない。	連結財務諸表またはこれに準ずる財務諸表を作成し、対外的に提出しているグループについては合算により所有・使用自動車の総付保台数を判定し、300台以上となる場合は特約自由方式の対象とする。	金融庁事務ガイドライン	金融庁		
z0300074	生保運用対象規制の手法改革	5083	5083008	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生保運用対象規制の手法改革		生保の運用対象資産はリーガル・リスト方式によっているが、原則的に投資資産を限定列挙することを撤廃する。フェデュシヤリー原則に基づく各社の運用裁量を高める。	内国生保の資産運用手法は、海外保険事業の運用手法と比較して、著しく遅れている。内国生保の商品の機能、非金融産業への資金供給面での制約が海外生保と比較して競争力劣位の原因となっている。また運用対象の規制が健全性を担保しているとはいえない実情でもある。運用対象の多様化が国民に貢献する生保事業にとって不可欠である。金融国際化・自由化の進展スピードに対応した金融・保険サービスの実現を可能にするための施策。競争劣位にある内国生保の運用手法の開発による競争力の回復。金融コングロマリット化への対応。	保険業法97条2、3 施行規則47・48・49・50条	金融庁		



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300075	生保資産運用における同一人規制見直し	保険業法第97条の2、同法施行規則第48条の2~5	保険会社の行う資産の運用について、同一の者が発行する社債や株式等による運用については、一定の限度内とされている。	c	-	保険会社の資産の運用が同一の者に集中することは、信用リスク等の観点から保険会社の経営の健全性に悪影響を及ぼすおそれが高いため、保険会社の資産の運用について一定の集中規制がなされているものであり、当該規制を撤廃することは困難。		「リスク集中の観点から民間生保を規制する必要性は低い。なぜなら、各社は負債特性に応じたアセットアロケーションをおこなうALM管理を自主的に行なうことで自らの事業のリスク・マネジメントを徹底させることで、リスク集中排除を選択するものであり、包括的に集中排除を規制するために生じる運用制約でリターンを低める弊害もありうる。各社が採り得るリスク・バッファは異なり、一括して集中排除を規制する必要はない。民間資金の自由な運用を実現することが日本の資金循環の改革に繋がるであろう。当該規制はむしろ独禁法の経済力集中排除の観点、つまり戦後日本の統治上の規制に依拠しているのではないだろうか。この規制緩和は、株式市場の活性化につながる観点から重要である。また、日本の株式会社の株価評価が低い現状で海外資本によるM&Aがより活発化すれば、わが国産業支配は欧米の手中に落ちる。海外資本による支配の脅威からわが国産業を防衛するためにも生保の集中排除規制緩和が望まれる。」との指摘もあり、再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	前回答のとおり、保険会社の資産の運用が同一の者に集中することは、信用リスク等の観点から保険会社の経営の健全性に悪影響を及ぼすおそれが高いため、保険会社の資産の運用について一定の集中規制がなされているものであり、当該規制を撤廃することは困難。	5083010	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300076	生保本体での証券発行業務の容認	保険業法第98条、99条、証券取引法第65条	保険会社の行うことができる証券業務については、保険業法第98条、第99条、及び証券取引法第65条に規定されている。	c・d	-	要望の証券発行業務の内容が不明であり、具体的な回答は困難であるが、例えば特定目的会社が発行する特定社債の引受けや募集の取扱い等の業務は、現行法上保険会社の業務として認められており、また、保険会社自身による債券等の発行についても証券取引法上特段の規制はない。		以下の点について再度確認したく見解を示されたい。 特定社債発行、引受け、募集を利用してリスク分散を図る商品を提供することは可能か。つまり、ART、シュワティ・ボンドの発行業務を保険会社が自由にできるか。	c・d	-	要望の証券発行業務の内容が不明であり、また、再検討要請の趣旨も不明であるが、特定目的会社が発行する特定社債の引受けや募集の取扱いは、保険会社の付随業務として認められている(法第98条第1項)。また、いわゆるARTに關しデリバティブを取り扱うことや、シュワティ・ボンドに關し損害保険会社が保証証券業務を行うことも、保険会社の業務として認められている(同項及び法第3条第6項)。	5083011	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300077	保険会社の商品約款(給付方法)の見直し	保険業法第3条	保険業法上の保険については、 (1)人の生死に關し一定額の保険金を支払うことを約する保険 (2)一定の偶発の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する保険 (3)人の疾病、傷害等に關し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険とされている。	d	-	制度の現状に記した「損害をてん補すること」には、金銭の支払によることに加え、現物給付や代替履行も含まれるものである。なお、こうした商品を取り扱う場合についても、通常の場合と同様の商品認可手続を経ることが必要である。		以下の点について再度確認したく見解を示されたい。 現物給付・代替履行は損害保険分野でなく「人の生死にかかわる給付」でも認められるのか。例えば、変額保険の満期時点で投資信託を現金に換えて受取人に給付可能であるのか。また、満期受取金支払に換えて介護サービス・医療サービスを提供する生命保険商品開発は可能か。	d	-	制度の現状に記したとおり、保険業法上の保険については、「人の生死に關し」では「一定額の保険金を支払いことを約する保険」とされており、「一定額の保険金を支払うこと」は金銭の支払である。また、「人の疾病、傷害等に關し」では「一定額の保険金を支払うこと」又は「これによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険」とされており、前回答のとおり、「損害をてん補すること」には、金銭の支払によることに加え、現物給付や代替履行も含まれるものである。	5083015	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300078	保険商品の定義の見直し	保険業法第5条、保険業法施行規則第11条1号	保険商品の認可にあたり、トンチン年金についても他の商品と同様、保険業法に定められている基準に基づき審査を行っている。	d	-	商品の特性を踏まえて、契約者保護に欠けることのないよう審査を行うこととされており、完全生存保険・トンチン年金商品についても同様である。	新規要望					5083017	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300075	生保資産運用における同一人規制見直し	5083	5083010	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生保資産運用における同一人規制見直し		生保資産運用における同一人規制見直しによる脱サイレントパートナー地位の確立。生保の一般勘定の10%を超過する事業投資の緩和。10%を超える同一人への投資の届出制の排除。	生保の同一会社に対する社債・株式は一般勘定の10%以内とされている。また、同一人の発行する社債・株式は30%・貸付は3%までの保有制限がある。超過する場合は金融庁に届出で超過が可能であるが、実質的には認可制である。	一般勘定のリスク分散の観点から一定の規制効用はあるが、保険会社の規模の大小によって、同規制は一律には働かない。また、投資パフォーマンスを向上させるために事業介入しコーポレート・ガバナンスに生保が参画することも同規制が妨げとなっている。株式の権利行使を生保に全面的に認めることが契約者の受託者責任を行使することにつながることを重視しステップ・イン・ライトを促進すべきである。	保険業法97条2・3施行規則48の5	金融庁	
z0300076	生保本体での証券発行業務の容認	5083	5083011	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生保本体での証券発行業務実施		生保の他業禁止規制の緩和(本体での証券発行業務実施)。保険会社による自社以外の証券発行業務を本体でおこなえる規制緩和をする。		保険会社が新たなリスク分散機能を果たすために債券発行業務を保険会社本体でおこなうように規制緩和する。欧米で実施されているリスク分散手法としてARITやシュワティ・ボンドは保険の機能を代替する証券発行業務を伴っている。あらたな金融サービスとして、保険機能の拡充のためには保険会社本体の事業範囲に証券発行業務が加えられなければならない。持ち株会社・子会社でおこなう証券業務では代替できない。	保険業法98条、100条、証券取引法65条	金融庁	
z0300077	保険会社の商品約款(給付方法)の見直し	5083	5083015	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険会社の商品約款(給付方法)の拡幅		保険会社に金銭以外(サービス・現物)給付商品を認可する旨明文化。		保険商品の給付を人的・情報などのサービス給付を認めることで、介護関連、医療関連の現物・サービスの提供ニーズの探索と新しい保険商品のオプション枠を広げること、高齢化社会に貢献する保険事業の位置を高める。	保険業法100、106、107条施行規則48条2、56条の2	金融庁	
z0300078	保険商品の定義の見直し	5083	5083017	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	保険商品の定義拡幅		生保による完全生存保険・トントン年金の実施を認可し、税法上の取り扱いも保険商品として明確化する。現在保険商品の定義は生死に関わる給付をするのみ業法に記載されておのみで、内閣府令によって商品が列記されるものを生命保険としている。しかし、当該列記に定義される商品概念を超えるリスク分散機能をもつ金融商品が生命保険として認知されない場合もありうる状況にある。また生保商品定義が税法の取り扱い基準とマッチしていないために、生保商品の開発が抑制されている弊害も起こりうる。	少子化高齢化の進行するなかで低金利と失業者増加の環境と、公的年金の減額が余儀なくされる状況にあって、国民の長生きのリスクは高まっている。老後生活資金たる年金の自助努力は不可避であるにも関わらず、適切な給付をもたらす金融商品は十分に国民に提供されていない。欧州で普及している完全生存保険・トントン年金を国民に啓蒙し、明確に生命保険として定義し、民間生保に制度普及を促すことを規制を明確化することで、アナウンス効果と民間生保の生存保険開発・販売活性化をもたらすべきである。	保険業法第3条、内閣府令・所得税法	金融庁 財務省		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300079	生保募集人の登録と登録抹消等の管理に係る規制の緩和	-	生命保険会社においては、適正な募集管理が求められている。	e	-	生命保険会社においては、適正な募集管理、募集人の行為について損害賠償責任を負うこと等の観点から、かつて生命保険募集人であった者に対しても、再度の一般課程試験の受験を求めるのが一般的であると承知しているが、この点につき、当局として緩和を求めることは困難である。	新規要望	登録管理が保険会社に対する損害賠償請求に影響する観点も含めて、新たな募集資格審査と管理の方法を検討すべきである。なぜなら、現行の募集人管理は消費者への適合性原則を徹底させる上で問題が生じやすい。生命保険契約の大半は1社専属募集人によって獲得されているのが現状である。そして、1社が提供する商品には制約がある。募集人が多様な金融サービスを専属会社以外の会社から供給をうけて消費者に提供するインフラ整備を可能としてはじめて、適合性原則に叶う金融サービス提供が実現できる。また、高能率の人材が1社に制約され、囲い込みによる労働力の流動性を低める弊害も勘案したあたりし募集人登録制を求めたい。」との指摘があり、再度検討の上、見解を示されたい。	e	-	再度の一般課程試験の受験については、生命保険会社が適正な募集管理の観点から自主的に求めているものであり、当局として求めているものではない。 なお、保険仲立人制度が平成8年に導入されており、保険仲立人については複数の保険会社の商品について媒介することが可能となっている。	5083019	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300080	生保事業の譲渡円滑化を促す規制の緩和	保険業法第135条から第141条、第142条	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転する場合には、移転会社及び移転先会社における株主総会等の決議、移転対象契約者の異議申立て、内閣総理大臣の認可等の手続が必要とされている(保険業法第135条から第141条)。また、保険会社の保険業以外の事業の譲渡又は譲受けについては、内閣総理大臣の認可が必要とされている(保険業法第142条)。	e	-	保険会社の事業の譲渡について、要望理由にあるような保険契約の移転については、制度の現状に記したとおり保険業法第135条から第141条の手続が必要とされているものであり、同法142条の改正という本要望については事実誤認である。 なお、保険契約の移転については、通常は、債務者(この場合保険会社)が交替する場合には、個々の債権者(この場合保険契約者)の同意が必要と考えられるが、保険の団体性に鑑み、制度の現状に記したとおりの手続を経て、行うことが認められているものであり、この手続を不要とすることは困難。また、内閣総理大臣の認可についても、保険契約の移転が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであるかどうか等について審査しているものであり、不要とすることは困難。		契約 資産譲渡後に受け入れ会社で契約上の債務不履行が発生した際に、譲渡側保険会社が支払保証を行なう契約を付加すれば実現可能である。生命保険事業として、個人保険、個人年金、団体年金、団体保険等様々の事業があり、これらの事業を効率的に運営させることを目指す事業再編のために内閣総理大臣の認可撤廃のうえ、それを代替する方法を創設すべきである。」との指摘があり、保険会社の会社分割・契約移転円滑化の為の規制緩和と新制度創設について、再度検討の上、見解を示されたい。	e	-	前回回答のとおり、本要望は事実誤認である。なお、前回回答のとおり、保険契約の移転に当たっての手続を不要とすることは、保険契約者保護等の観点から困難である。	5083020	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z0300081	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己 特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨を根拠に対応不可とされているが、そもそも募集可能な保険種目が規定されているにも関わらず、当該契約が自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われないため、実質的な募集制限規制になっているという不合理が生じている。また、一部の要望理由にもあるように生命保険協会の自主規制として生命保険募集代理店運営ガイドラインにおいて、自己 特定契約については保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止し、それに沿った運用がなされているものと理解している。 以上の点を踏まえ、改めて要望にあるような「保険料の割引等を目的としない限りにおいて手数料支払いを認める」旨の明確化等、具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記 を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	自己 特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようこの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。 なお、自己 特定契約として募集可能な保険が限定されている事実はなく、事実誤認であると考え。	5086019	社団法人リース事業協会	11
z0300082	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化の容認	保険業法186条、施行令第19条、規則第116条	1996年4月より、日本国籍の船体保険は海外直接付保が自由化されたが、不稼働損失保険は現在も海外直接付保を行う際には許可を受けることが必要である。	c	-	船体保険の海外直接付保の許可制の撤廃は、ウルグアイ・ラウンド金融サービス交渉の議論を踏まえて各国間で合意された「WTO(マラケシュ)協定」に基づいて例外的に措置されたものである。 その際、不稼働損失保険については、各国間で議論が行われておらず、我が国のみで措置を講じることは困難であると考え。		回答では、WTO(マラケシュ)協定」での議論が不稼働損失保険に及ばなかったことを根拠に我が国のみでの措置は困難であるとされているが、契約者の保険会社選択ニーズや保険料というコスト低減ニーズの観点からは検討に値する事項と考える、この点を踏まえ、改めて具体的な対応策を検討の上、示されたい。 上記 を踏まえた検討や結論、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	海外直接付保については、保険会社の監督に係る相互承認制度等の国際的な監督の枠組みがないなか、十分な保険契約者保護を図るため、国際間協定に基づくものを除き、許可にからしめているところ。よって、各国間の合意のない不稼働損失保険について、措置を講ずることは困難である。なお、直近5年間不稼働損失保険に係る海外直接付保の許可申請は1件もなされていない。	5035004	社団法人日本船主協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300079	生保募集人の登録と登録抹消等の管理に係る規制の緩和	5083	5083019	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生保募集人の登録と登録抹消等の管理の規制緩和		生保募集免許は個人が登録し、保有することができる資格として取り扱う。保険会社を退職しても、登録資格を他の保険会社で使用を認定できる手段を講じる。		1社専属の生命保険募集人が退社したあと、募集免許は直ちに失効し、登録が抹消される。現在、退社翌月の登録変更だけが認められている。専業職員が退社したあと、他の保険会社に就業した場合、あらためて一般課程試験を受験しなければならない。保険会社のコスト・社員個人の無駄なコストが高い。ある会社で獲得した生保協会の統一認定資格も退社後2年以内に抹消されてしまう現状では、1社の退社によって、営業職のキャリア証明手段がすべて剥奪されることになる。この制度が保険会社の人材の囲い込みに使われているために、保険会社の真摯な人材育成をおこなわせない環境を守っている。	保険業法 事務ガイドライン	金融庁	
z0300080	生保事業の譲渡円滑化を促す規制の緩和	5083	5083020	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11	生保事業の譲渡円滑化を促す規制緩和		保険会社の事業譲渡は金融庁への事前届出制にする。この事前届出制は、許可を妨げる問題がなければ、M & Aを有効とするものとする。		現在、保険会社のM & Aは内閣総理大臣の事前認可を必要としている。保険会社の事業の一部営業譲渡などはきわめて実施困難である。団体保険・企業年金・死亡保険・年金保険などの各事業単位での小規模・小区分の事業の営業譲渡の実施は許可申請のコスト負担もかさみ実施困難であり、事業再編の障害となっている。M&Aを簡易におこなうことのできる制度が必要である。	保険業法 142条	金融庁	
z0300081	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5086	5086019	社団法人リース事業協会	11	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化		生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		生命保険の自己契約、特定契約について、金融庁事務ガイドラインは、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう、保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することの合理性はあるものの、実際には生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止することが規定され、規制範囲を拡大して運用がなされている。	事務ガイドライン2-2(3)	金融庁	
z0300082	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化の容認	5035	5035004	社団法人日本船主協会	11	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化		1996年より、日本籍船の船体保険は海外付保が自由化されたが、不稼働損失保険は海外付保を自由化されていない。このため不稼働損失保険についても海外付保を自由化する。		船体保険と不稼働損失保険を一体で付保する場合は、安いコストでの付保が可能であるが、不稼働損失保険については海外付保ができないため、船体保険の海外付保のメリットがほとんど生かされていない。このため日本籍船の不稼働損失についても、海外付保を自由化すべきである。	保険業法第186条、同施行令第19条、同施行規則第116条	金融庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0300083	適格機関投資家の申請手続の緩和	証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項、第3項及び第4項	証券取引法の「適格機関投資家」の届出は、届出を行おうとする年の7月1日から1月を経過する日までの間に、財務局長を経由して金融庁長官に提出しなければならないこととされ、「適格機関投資家」である期間は当該届出が行われた日の属する年の9月1日から1年を経過する日までとされている。	a		適格機関投資家に係る届出期間を年1回(7月中)から年2回(7月中及び1月中)とするともに、適格機関投資家の有効期間を1年間から2年間に延長するための所要の整備を、平成16年度中に行う。		貴庁回答に基づき措置により要望内容は一定程度満たされるものと理解しているが、要望元によれば、適格要件を満たしていながらも、金融庁長官の指定を受けられずに待たされることになっていることから、今回の貴庁回答による措置を当面のものとしつつ、随時届出可能とすることについてなお検討を求めたい。			平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」の「適格機関投資家」に関する届出手続の緩和」として「適格機関投資家に係る届出期間を年2回(7月及び1月)とする」とともに、適格機関投資家である期間を2年間とすることが適切である」とされたことを踏まえ、所要の整備を平成16年度中に措置するものである。なお、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向、適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、届出期間の見直しについて検討する。	5021194	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300083	適格機関投資家の申請手続の緩和	証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項、第3項及び第4項	証券取引法の「適格機関投資家」の届出は、届出を行おうとする年の7月1日から1月を経過する日までの間に、財務局長を経由して金融庁長官に提出しなければならないこととされ、「適格機関投資家」である期間は当該届出が行われた日の属する年の9月1日から1年を経過する日までとされている。	a		適格機関投資家に係る届出期間を年1回(7月中)から年2回(7月中及び1月中)とするともに、適格機関投資家の有効期間を1年間から2年間に延長するための所要の整備を、平成16年度中に行う。		貴庁回答に基づき措置により要望内容は一定程度満たされるものと理解しているが、要望元によれば、適格要件を満たしていながらも、金融庁長官の指定を受けられずに待たされることになっていることから、今回の貴庁回答による措置を当面のものとしつつ、随時届出可能とすることについてなお検討を求めたい。			平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」の「適格機関投資家」に関する届出手続の緩和」として「適格機関投資家に係る届出期間を年2回(7月及び1月)とする」とともに、適格機関投資家である期間を2年間とすることが適切である」とされたことを踏まえ、所要の整備を平成16年度中に措置するものである。なお、今後の適格機関投資家に係る届出の動向を踏まえ、届出期間の見直しについて検討する。	5032006	社団法人不動産証券化協会	11
z0300084	投資法人による参照方式 発行登録制度の利用の容認	証券取引法第5条第4項、第23条の3	発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することができる有価証券は、株券、社債券等の「企業内容等の開示に関する内閣府令」が適用される有価証券及び外国政府が発行する債券等の「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」が適用される有価証券とされている。	a		投資法人が発行者である投資証券には、継続的に有価証券報告書が提出され、また、証券取引所に上場され売買されていることにより、当該投資法人の情報は十分に周知されていると認められているものがあり、また、継続的に発行することが予定されているものもあることから、投資証券について、発行登録制度を利用することができるよう平成16年度中に措置する予定。		回答では、「平成16年度中に措置する予定」とされているが、「平成16年度中に措置することについて改めて検討の上、示されたい。			平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」の「発行登録制度の対象有価証券の範囲の拡大」として「発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とすることが適切である」とされたことを踏まえ、所要の整備を平成16年度中に措置する。	5021196	社団法人日本経済団体連合会	11
z0300084	投資法人による参照方式 発行登録制度の利用の容認	証券取引法第5条第4項、第23条の3	発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することができる有価証券は、株券、社債券等の「企業内容等の開示に関する内閣府令」が適用される有価証券及び外国政府が発行する債券等の「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」が適用される有価証券とされている。	a		投資法人が発行者である投資証券には、継続的に有価証券報告書が提出され、また、証券取引所に上場され売買されていることにより、当該投資法人の情報は十分に周知されていると認められているものがあり、また、継続的に発行することが予定されているものもあることから、投資証券について、発行登録制度を利用することができるよう平成16年度中に措置する予定。		回答では、「平成16年度中に措置する予定」とされているが、「平成16年度中に措置することについて改めて検討の上、示されたい。			平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」の「発行登録制度の対象有価証券の範囲の拡大」として「発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とすることが適切である」とされたことを踏まえ、所要の整備を平成16年度中に措置する。	5032005	社団法人不動産証券化協会	11
z0300085	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	証券取引法第166条第6項、第167条第5項 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	確定拠出年金制度において、加入者が行う自社株のみを投資対象とする証券投資信託受益証券等の売買は、現在、インサイダー取引規制上は適用除外とされていない。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。今後、金融審議会第一部会において審議が進められる予定である。要望事項については、今後の金融審議会第一部会の審議内容を踏まえ検討を行っていく予定。		平成15年度中に結論を出し、平成16年度中に措置することについて、その理由も含めて明らかにされたい。また、平成17年度以降に検討が行われる場合は、その実施時期(目途)を明らかにしていただきたい。	b		平成16年度中に金融審議会において「インサイダー取引規制のあり方」について検討を開始することとしているが、その法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。また、検討すべき事項も多岐にわたることから、現時点において金融審議会での結論が得られる時期を示すことは困難。	5021042	社団法人日本経済団体連合会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0300083	適格機関投資家の申請手続の緩和	5021	5021194	社団法人日本経済団体連合会	11	適格機関投資家の申請手続の緩和【新規】		「適格機関投資家」の届出を随時可能とすべきである。		適格機関投資家の要件をすべて満たすにもかかわらず、適格機関投資家の申請期間が年1回しかないため、適格機関投資家の取扱いを9月まで待たされる場合がある。適格機関投資家のみを相手方とし、かつ他に譲渡されるおそれがない場合における勧誘であれば、私募扱いとなり、有価証券届出書の届出が不要となるなど、発行手続が簡略化される。適格機関投資家の届出を随時可能とすることにより、私募方式が活用しやすくなる。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項第21号、第4条第3項	金融庁	証券取引法の「適格機関投資家」の届出は、届出を行おうとする年の7月1日から1月を経過する日までの間に、財務局長を経由して金融庁長官宛て行う必要がある(定義府令第4「適格機関投資家」としての有効期間は毎年9月1日から1年間である(定義府令第4「21」)。
z0300083	適格機関投資家の申請手続の緩和	5032	5032006	社団法人不動産証券化協会	11	適格機関投資家の申請手続の緩和		「適格機関投資家」の届出を随時可能とすべきである。		規制の現状として、証券取引法の「適格機関投資家」の届出は、その年の7月中旬に金融庁長官に行うとなっている。しかし、適格機関投資家の要件をすべて満たすにもかかわらず、その申請期間が年1回しかないため、適格機関投資家の取扱いを9月まで待たされる場合がある。適格機関投資家のみを相手方とし、かつ他に譲渡されるおそれがない場合の勧誘は私募扱いとなり、有価証券届出書の届出が不要となるなど、発行手続が簡略化される。適格機関投資家の届出を随時可能とすることにより、私募方式が活用しやすくなるため。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項第21号、第4条第3項	金融庁	
z0300084	投資法人による参照方式 発行登録制度の利用の容認	5021	5021196	社団法人日本経済団体連合会	11	参照方式 発行登録制度の適用範囲の拡大(その1)【新規】		投資法人も参照方式 発行登録制度を利用可能とすべきである。		投資証券の募集においては、最大発行金額を前提とした予備格付けが行われるため、発行登録制度の利用により投資家の信用度が増すことが期待される。また、発行登録制度の利用により、機動的な募集が可能となる。これらを通して、投資証券市場の拡大が期待される。	証券取引法第5条第4項、第13条第2項、第23条の3、第23条の12第2項	金融庁	現行、株式会社発行の有価証券に限り、目論見書や有価証券届出書において、参照方式 発行登録制度が認められている。
z0300084	投資法人による参照方式 発行登録制度の利用の容認	5032	5032005	社団法人不動産証券化協会	11	参照方式 発行登録制度の適用範囲の拡大		投資法人も参照方式 発行登録制度を利用可能とすべきである。		規制の現状としては、目論見書や有価証券届出書において、参照方式 発行登録制度が認められているのは、株式会社の有価証券に限定されている。投資証券の募集においては、最大発行金額を前提とした予備格付けが行われるため、発行登録制度の利用により投資家の信用度が増すことが期待される。また、発行登録制度の利用により、機動的な募集が可能となる。これらを通して、投資証券市場の拡大が期待される。	証券取引法第5条第4項、第13条第2項、第23条の3、第23条の12第2項	金融庁	
z0300085	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	5021	5021042	社団法人日本経済団体連合会	11	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外【新規】		確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択した場合で、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとし、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。		確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが確定拠出年金制度を利用すると適用除外になっていない。インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。	証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	金融庁	確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外にはなっていない。